

～ 男女が共に輝くおかやまづくり ～

第6次おかやまウィズプラン (素案)

令和7(2025)年11月

岡山県

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1

第2章 本県における男女共同参画の現状と課題

1 これまでの取組	2
2 男女共同参画を取り巻く状況	4
3 成果と課題	10

第3章 計画の概要

1 目標	33
2 基本的な視点	33
3 計画の体系	34
4 数値目標	35

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり

重点目標1 固定的な性別役割分担意識の解消や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に対する気付きの促進	38
重点目標2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進	40
重点目標3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	42
重点目標4 男性にとっての男女共同参画の推進	44

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

重点目標5 性別に基づくあらゆる暴力の根絶	49
重点目標6 情報化社会における女性の人権の尊重	53
重点目標7 生涯を通じた女性の健康支援	56
重点目標8 生活上のさまざまな困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり	59
重点目標9 男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進	62

基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり

重点目標10 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	66
重点目標11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大	70
重点目標12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	72
重点目標13 女性のチャレンジ支援	76
重点目標14 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	78
重点目標15 若者・女性にも魅力ある地域の創出・発信	82

第5章 計画の総合的な推進

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

県政の基本目標である「すべての県民が明るい笑顔で暮らす『生き生き岡山』の実現」のためには、すべての人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う「男女共同参画社会の実現」が必要不可欠です。

本県では、平成13(2001)年の「おかやまウィズプラン21」から令和3(2021)年の「第5次おかやまウィズプラン」まで5年ごとに新たな男女共同参画基本計画を策定し、さまざまな施策を推進してきました。

この間、県の調査では、固定的な性別役割分担意識に変化がみられますが、家庭での役割分担については、「生活費を稼ぐ」のは夫、「家事・育児等」は妻の役割との認識が高く、また、社会通念・慣習・しきたりなどでの男女の地位の不平等感も根強く存在しています。

また、政策・方針決定過程への女性の参画は十分に進んでおらず、配偶者等からの暴力(DV)に関する相談件数も依然として多い状態にあるなど、男女共同参画社会の実現には、未だ多くの課題が残されています。

さらに、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「女性支援新法」という。)の施行、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)の改正など、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢も変化しています。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策をより一層、総合的かつ計画的に推進するため、「第6次おかやまウィズプラン」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条及び「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」第10条に基づく県の基本計画であり、男女共同参画を推進するための基本方針や具体的な施策を示しています。

また、本計画の基本目標Ⅲ「男女が共に活躍する社会づくり」の部分を、「女性活躍推進法」第6条の規定に基づく「岡山県女性活躍推進計画」として位置付けます。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和8(2026)年度を初年度とし、令和12(2030)年度を最終年度とする5年間とします。

第2章 本県における男女共同参画の現状と課題

1 これまでの取組

(1) 国際社会における取組

国際連合（以下「国連」という。）においては、昭和 50(1975)年を「国際婦人年」とし、各国の取組の指針となる「世界行動計画」を採択しました。

昭和 54(1979)年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）を採択し、昭和 60(1985)年には、女性の地位向上のために各国が取り組むべき施策の指針である「婦人の地位の向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。また、平成 7(1995)年に開催された「第 4 回世界女性会議」（北京会議）において、「北京宣言」及び各国が取るべき行動指針である「行動綱領」を採択しました。

さらに、平成 27(2015)年の国連サミットにおいては、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中に掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」において、ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る「ジェンダー平等の実現」などの目標が定められました。

(2) 国における取組

日本国憲法は、主権在民、基本的人権の尊重、恒久平和を基本理念とし、第 13 条では個人の尊重をうたい、第 14 条では法の下での平等を保障しています。

国においては、男女共同参画社会の実現に向けて、昭和 50(1975)年の国際婦人年を契機に国際社会における取組とも連動しながら、「男女雇用機会均等法」などの整備を進め、昭和 60(1985)年に「女子差別撤廃条約」を批准し、平成 11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」を施行しました。また、同法に基づく国の基本計画として、平成 12(2000)年に第 1 次、平成 17(2005)年に第 2 次、平成 22(2010)年に第 3 次、平成 27(2015)年に第 4 次、令和 2(2020)年に第 5 次、令和 7(2025)年に第 6 次となる男女共同参画基本計画をそれぞれ策定するとともに、関連施策の推進が図られてきました。

また、平成 27(2015)年に「女性活躍推進法」、平成 30(2018)年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、令和 4(2022)年に「女性支援新法」が成立しました。

(3) 本県における取組

本県においても、国際社会や国内の動きを背景に男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。平成 9(1997)年 4 月に、知事を本部長とし、全部局長で構成する岡山県男女共同参画推進本部を設置し、全庁的な推進体制を整備しました。さらに、平成 11(1999)年 4 月に、男女共同参画社会づくりを推進するための拠点施設として岡山県男女共同参画推進センター（以下「ウィズセンター」という。）を開設しました。

平成 13(2001)年 3 月には「おかやまウィズプラン 2 1」を県の基本計画として策定し、同年 10 月に「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」を施行、平成 18(2006)年 3 月に第 2 次の基本計画となる「新おかやまウィズプラン」、平成 23(2011)年 3 月に「第 3 次おかやまウィズプラン」、平成 28(2016)年 3 月に「第 4 次おかやまウ

ィズプラン」、令和 3 (2021) 年 3 月に「第 5 次おかやまウィズプラン」を策定し、県民、ボランティア・NPO や事業者・企業、そして国・市町村と共に、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。

(参考) 第 5 次おかやまウィズプランにおける数値目標の達成状況

第 5 次おかやまウィズプラン (計画期間: 令和 3 (2021) 年度～令和 7 (2025) 年度) における、数値目標の達成状況は次のとおりです。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり

No.	数値目標	計画策定時	現況値	目標値
1	県民満足度調査「男女がともに能力を発揮して活躍できる環境になっている」の満足度の平均点	2.88 点 (R2)	2.94 点 (R7)	3.08 点 (R7)
2	家庭教育相談員の養成数	1,044 人 (R 元)	1,158 人 (R6)	1,200 人 (R7)
3	県民満足度調査「男女がともに能力を発揮して活躍できる環境になっている」の 20 代以下及び 30 代における満足度の平均点	2.96 点 (R2)	3.01 点 (R7)	3.11 点 (R7)
4	人権・男女共同参画課・ウィズセンターで実施する事業の参加者数における男性比率	18.6% (R 元)	31.4% (R6)	30.0% (R7)
5	育児休業取得率	(女性)	85.7% (H30)	97.3% (R6)
		(男性)	5.4% (H30)	50.1% (R6)
				90.0% (R6)
				10.0% (R6)

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

No.	数値目標	計画策定時	現況値	目標値
6	配偶者暴力相談支援センター又は女性相談支援員を設置している市町村数	4 市町村 (R 元)	5 市町村 (R6)	9 市町村 (R7)
7	DV 防止講座等を受講した児童・生徒等の数	2,918 人 (R 元)	7,403 人 (R3～R6 累計)	15,000 人 (R3～R7 累計)
8	フィルタリング利用率	66.5% (R 元)	89.1% (R6)	75.0% (R7)
9	女性のがん検診の受診率	(乳がん)	49.6% (R 元)	52.7% (R4)
		(子宮頸がん)	47.7% (R 元)	49.4% (R4)
				60.0% (R4)
10	成人女性の 1 週間に 1 日以上運動・スポーツをする割合	35.0% (R2)	42.9% (R6)	55.0% (R7)
11	自殺死亡率 (人口 10 万人当たりの自殺者数)	14.3 人 (R 元)	15.2 人 (R6)	13.0 人 (R7)

基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり

No.	数値目標		計画策定時	現況値	目標値
12	女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合		62.4%(R元)	67.4%(R6)	65.8%(R7)
13	県の審議会等委員の女性比率		34.9%(R2.4)	34.0%(R7.4)	40.0%(R7)
14	管理職における女性比率	(民間企業／係長級以上)	14.5%(H30)	20.9%(R6)	25.0%(R6)
		(一般職公務員／課長級以上)	13.9%(R2.4)	17.1%(R6.4)	16.0%(R7)
		(教育職公務員／教頭以上)	25.5%(R2.5)	32.1%(R7.5) ※数値は速報値	30.0%(R7)
15	女性の管理職登用を積極的に取り組みたいとする企業の割合		46.9%(H30)	70.4%(R6)	60.0%(R6)
16	自治会長に占める女性の割合		7.7%(R2.4)	6.1%(R6.4)	10.0%(R7)
17	女性消防団員数		659人(R元)	706人(R6)	659人(R6)
18	復職した女性医師数		73人 (H27～R元 累計)	43人 (R3～R6 累計)	75人 (R3～R7 累計)
19	農家における家族経営協定締結戸数		668戸(R元)	814戸(R6)	820戸(R7)
20	女性の活躍推進への取組を行っている企業の割合		42.0%(H30)	62.4%(R6)	60.0%(R6)
21	ウィズセンターで実施する再就職支援のための講座の参加者数		145人(R元)	492人 (R3～R6 累計)	500人 (R3～R7 累計)
22	保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数		158人 (H29～R元 累計)	503人 (H29～R6 累計)	520人 (H29～R6 累計)
23	放課後児童クラブ実施箇所数		618箇所(R元)	711箇所(R6)	705箇所(R6)
24	おかやま地域子育て支援拠点(愛称：ももっこステーション)設置数		144箇所(R2)	191箇所(R7)	172箇所(R7)
25	おかやま子育て応援宣言企業のうち、従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的な「アドバンス企業」認定数		17社(R元)	213社(R6)	150社(R6)

2 男女共同参画を取り巻く状況

(1) 少子化・高齢化の進行と人口減少社会の到来

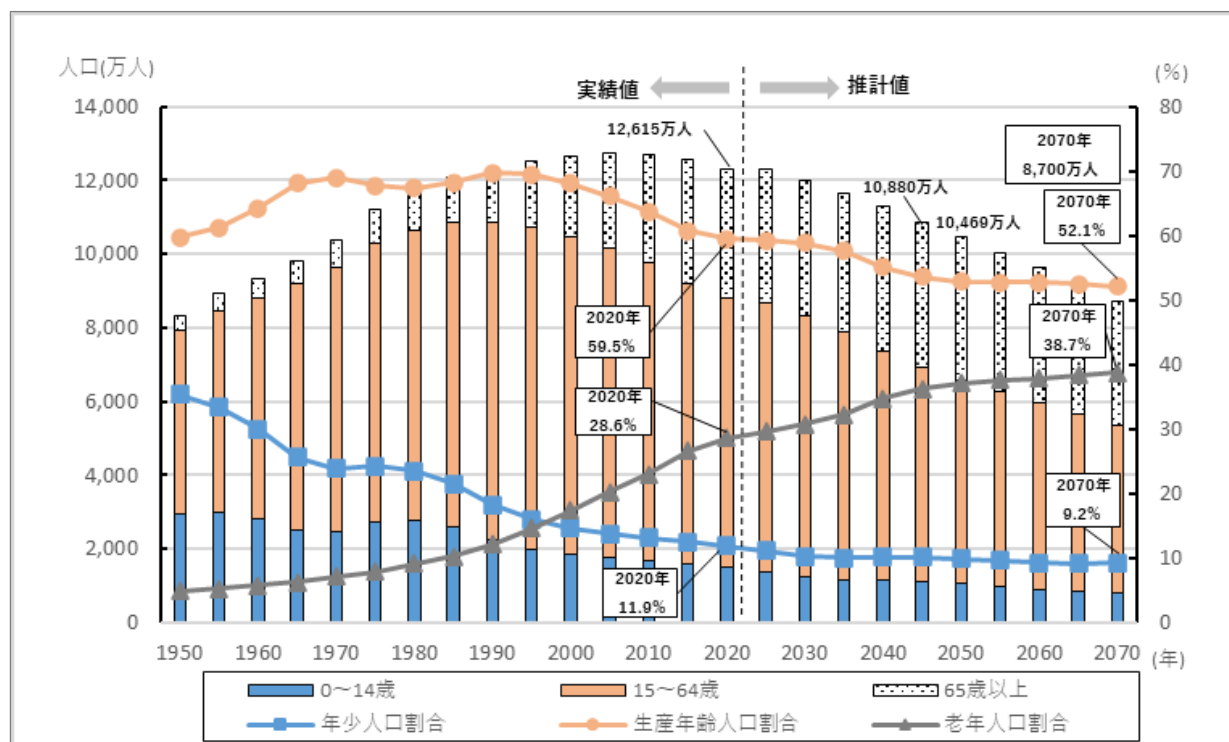
我が国の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」等によると、毎年減少スピードが、2020年代後半の年63万人程度から、2030年代後半には年76万人程度に加速し、総人口は、令和27(2045)年は1億880万人、令和32(2050)年には1億469万人にまで減少するとされています。特に、年少人口(14歳以下)と生産年齢人口(15歳～64歳)の減少が顕著になる一方、増加する高齢者人口(65歳以上)は令和25(2043)年にピークを迎え、同年の高齢化率は35.8%と推計されています。

本県の人口は、平成17(2005)年の約196万人をピークに減少が続いており、将来人口は、令和27(2045)年の総人口は158万人と、令和2(2020)年と比べて31万人減少し、令和32(2050)年には151万人まで減少すると推計されています。また、県内市町村の令和32(2050)年の将来人口は、8割を超える市町村において、年少人口と生産年齢人口に加えて、高齢者人口も減少する「人口急減」の段階となります。さらに、令和22(2040)年の高齢化率は35.5%となり、その後も人口減少とともに高

齢化率は上昇し、令和 27(2045)年には 36.9%、県内市町村の約 7 割で 40%を超えると推計されています。

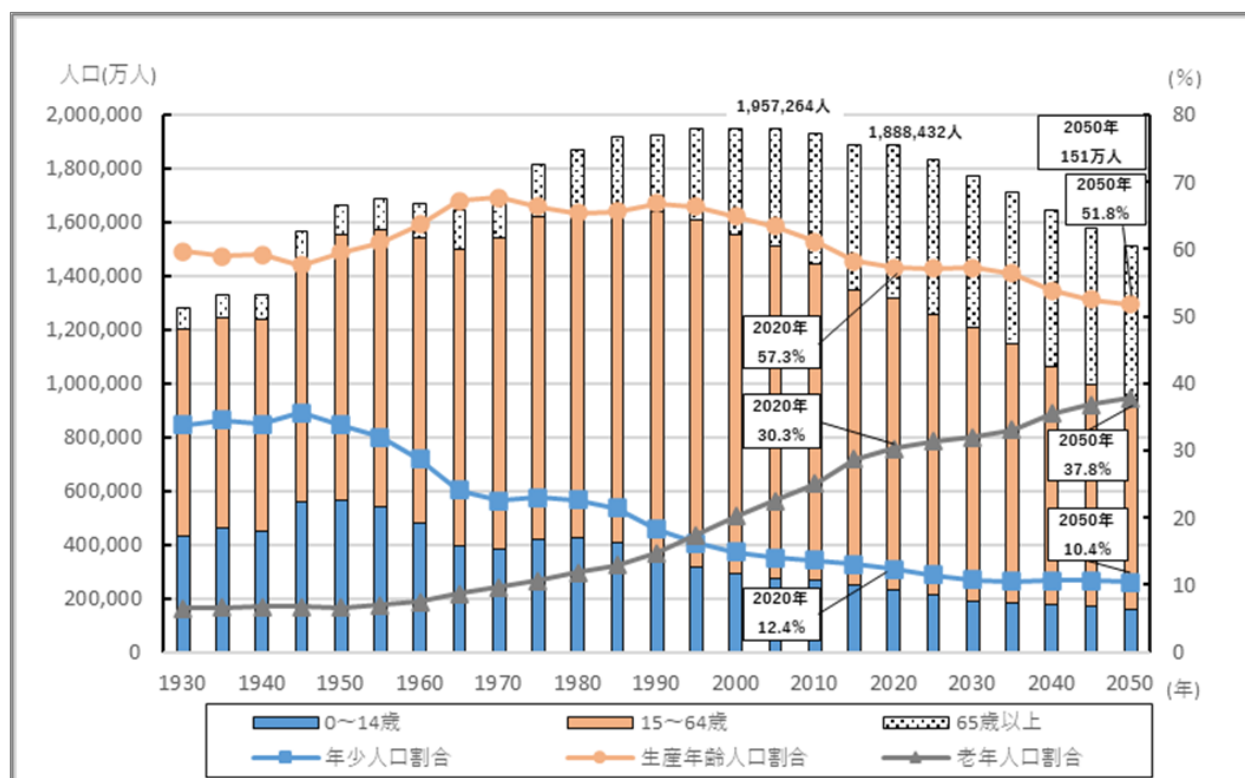
民間有識者による「人口戦略会議」が公表した報告書では、若年女性人口（20 歳～39 歳）が 2050 年までに 50%以上減少し、行政の運営が困難になる自治体を「消滅可能性自治体」とし、県内市町村においては約 4 割が該当するとされています。

■総人口及び人口構造の推移と見通し(全国)



※1950～1970 年の人口は総務省「国勢調査」、1975～2015 年の人口は総務省「国勢調査」（年齢不詳の人口を各歳別に按分した人口）、2020 年の人口は総務省「国勢調査」（不詳補完値）（各年 10 月 1 日現在）、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）

■総人口及び人口構造の推移と見通し(岡山県)



※2020 年までは総務省「国勢調査」、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和 5 年推計)」

(2) 少子化の現状

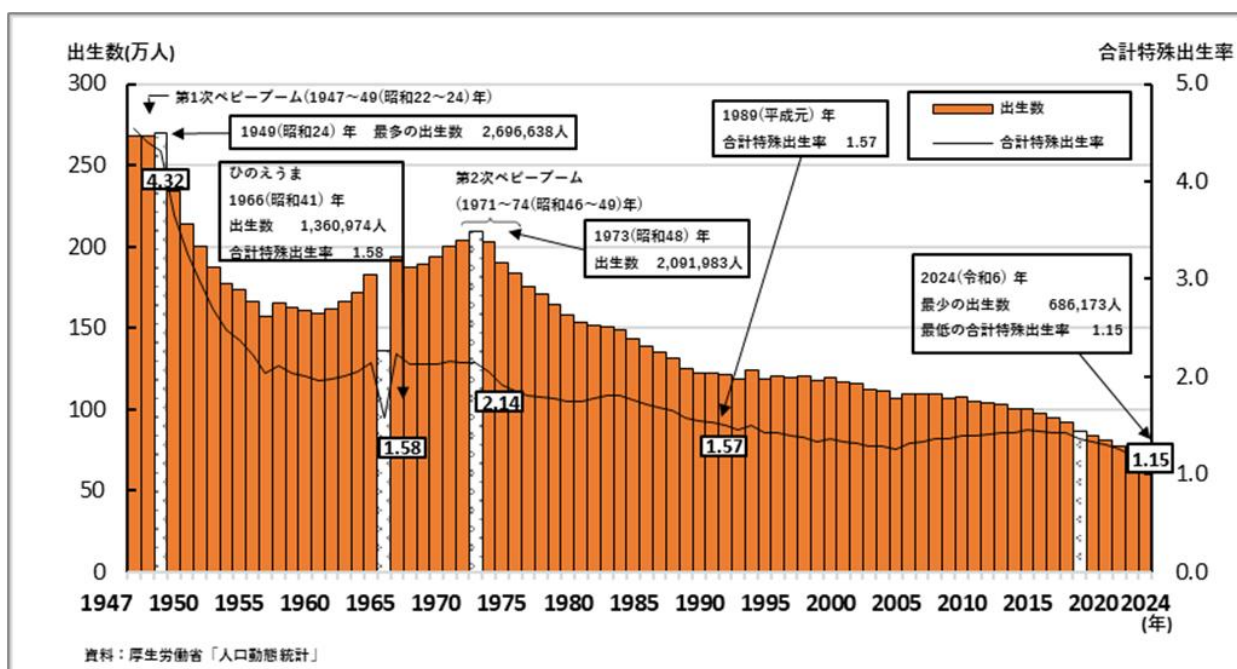
我が国の年間の出生数は、第 1 次ベビーブーム期(昭和 22(1947)年～昭和 24(1949)年)には約 270 万人、第 2 次ベビーブーム期(昭和 46(1971)年～昭和 49(1974)年)には約 200 万人でしたが、昭和 59(1984)年には 150 万人を割り込み、平成 3(1991)年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっています。平成 28(2016)年の出生数は 97.7 万人と明治 32(1899)年の統計開始以来、初めて 100 万人を割りこんだ後、令和 6(2024)年は約 68.6 万人と過去最小の出生数となっています。

合計特殊出生率は、第 1 次ベビーブーム期には 4.3 を超えていましたが、昭和 25(1950)年以降急激に低下しました。その後、第 2 次ベビーブーム期を含め、ほぼ 2.1 台で推移しましたが、昭和 50(1975)年に 2.0 を下回ってから再び低下傾向となりました。平成 17(2005)年には当時過去最低である 1.26 まで落ち込みました。その後は、微増傾向で推移したものの、平成 28(2016)年から再び低下し、令和 6(2024)年は過去最低の 1.15 となっています。

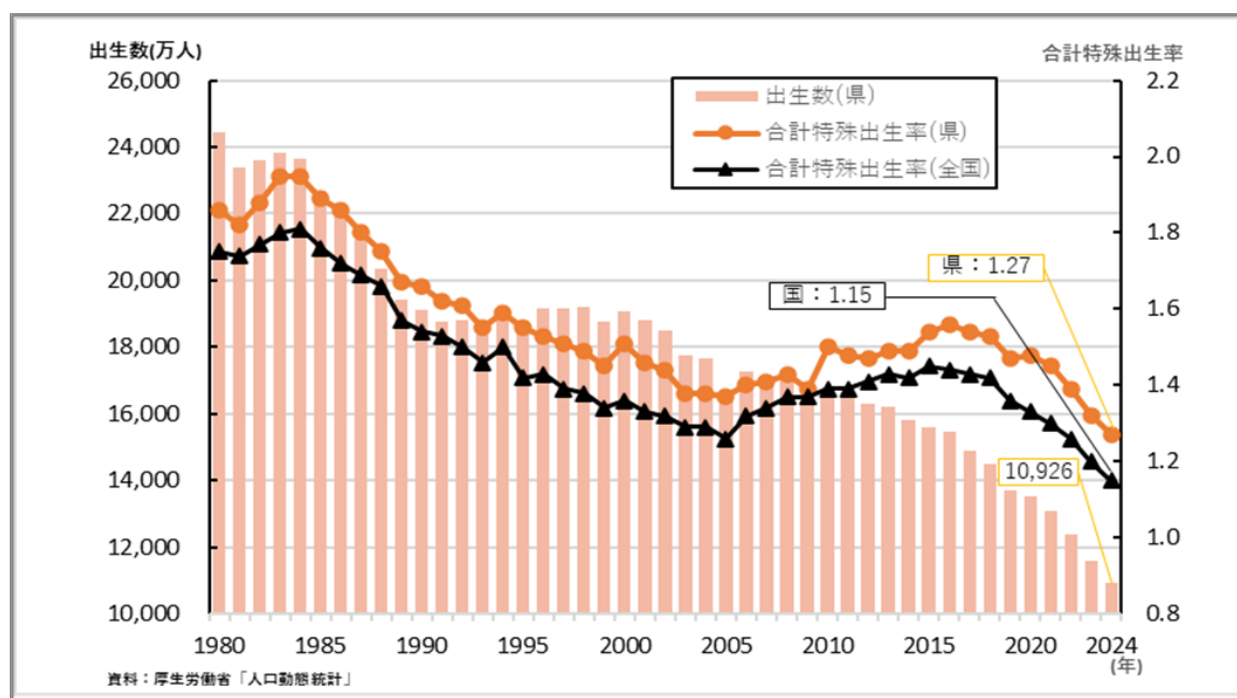
本県の令和 6(2024)年の出生数は、10,926 人であり、昭和 50(1975)年(30,102 人)と比較すると 3 割台半ばの水準となっています。また、合計特殊出生率は、昭和 50(1975)年には 2.05 でしたが、平成 17(2005)年に当時過去最低の 1.37 まで低下し、その後回復していますが、令和 6(2024)年に 1.27 と、前年と比べ 0.05 ポイン

ト低下し、全国平均より高いものの、中国5県の中で最も低くなっています。

■出生数及び合計特殊出生率の年次推移(全国)



■出生数及び合計特殊出生率の年次推移(岡山県)



(3) 家族形態の変化

家庭のことは妻に任せ、夫は長時間働いていた、いわゆる「昭和モデル」の社会と比べ、現在は、生産年齢人口が減少し、少子化及び高齢化が進展するとともに、家族の姿も変化しています。

一般世帯数を家族類型別にみると、昭和 60(1985)年には全世帯の 4 割を占めていた「夫婦と子どもの世帯」は、令和 2 (2020)年時点では 25%となり、「単独世帯」(世帯人員が 1 人の世帯)は 20.8%から 38.0%に増加しています。

本県では、令和 2 (2020)年の「夫婦のみの世帯」は 162,552 世帯(20.3%)、「夫婦と子どもの世帯」は 202,327 世帯(25.3%)、「ひとり親と子どもの世帯」は 70,636 世帯(8.8%)、「単独世帯」は 284,926 世帯(35.6%)、「3 世代等世帯」は 72,698 世帯(9.1%)などとなっており、昭和 60(1985)年に比べると、「単独世帯」の割合は約 2 倍に増加し、「3 世代世帯等」は約 3 割に減少しています。

また、共働き世帯数は、総務省「労働力調査」によると、全国では増加傾向にあり、平成 9 (1997)年以降は、男性雇用者と専業主婦からなる世帯数(以下、「専業主婦世帯数」という。)を上回り、令和 6 (2024)年には 1,300 万世帯と過去最高となりました。

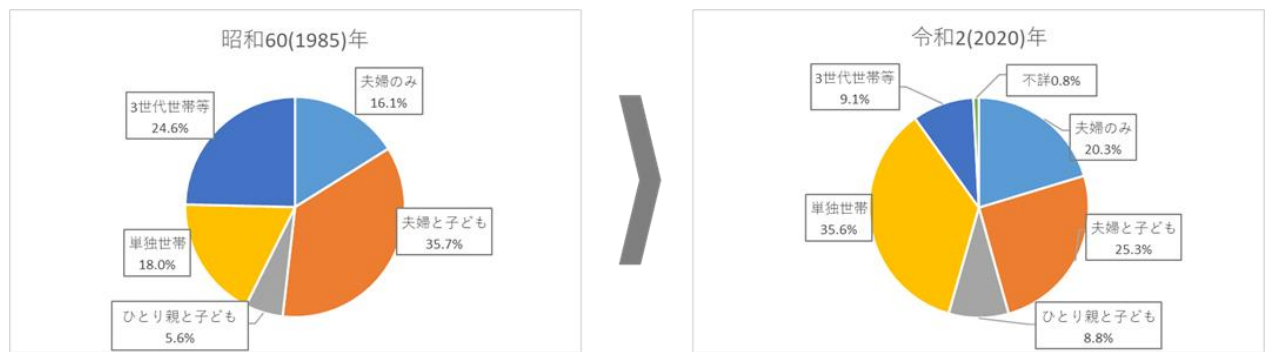
本県については、共働き世帯数は平成 7 (1995)年以降、減少傾向にありましたが、平成 27(2015)年に増加に転じ、令和 2 (2020)年には 205,748 世帯となり、夫婦のいる一般世帯に占める割合は 52.2%と全国(51.6%)に比べて高くなっています。専業主婦世帯数は昭和 55(1980)年以降、減少傾向にあり、令和 2 (2020)年には 81,583 世帯となり、夫婦のいる一般世帯に占める割合は 20.7%と全国(22.7%)に比べ低くなっています。最年少の子どもが 6 歳未満の世帯では、「夫・妻とも就業者」の世帯の割合は、昭和 60(1985)年の 37.2%から令和 2 (2020)年の 65.4%に大きく上昇しています。

■家族形態の変化(全国)



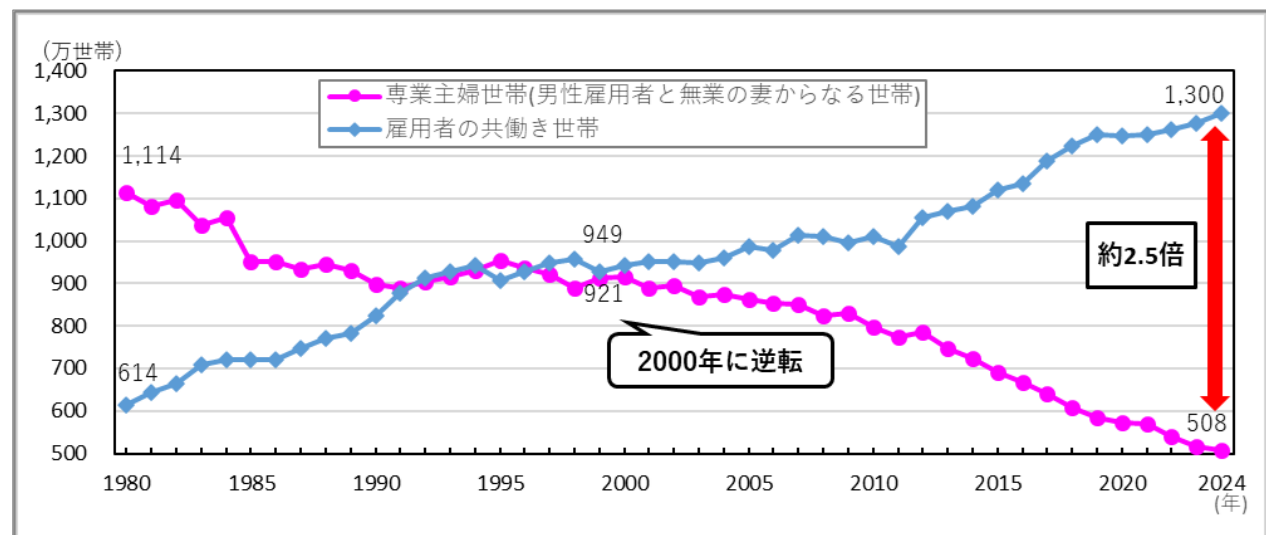
※総務省「国勢調査」

■家族形態の変化(岡山県)



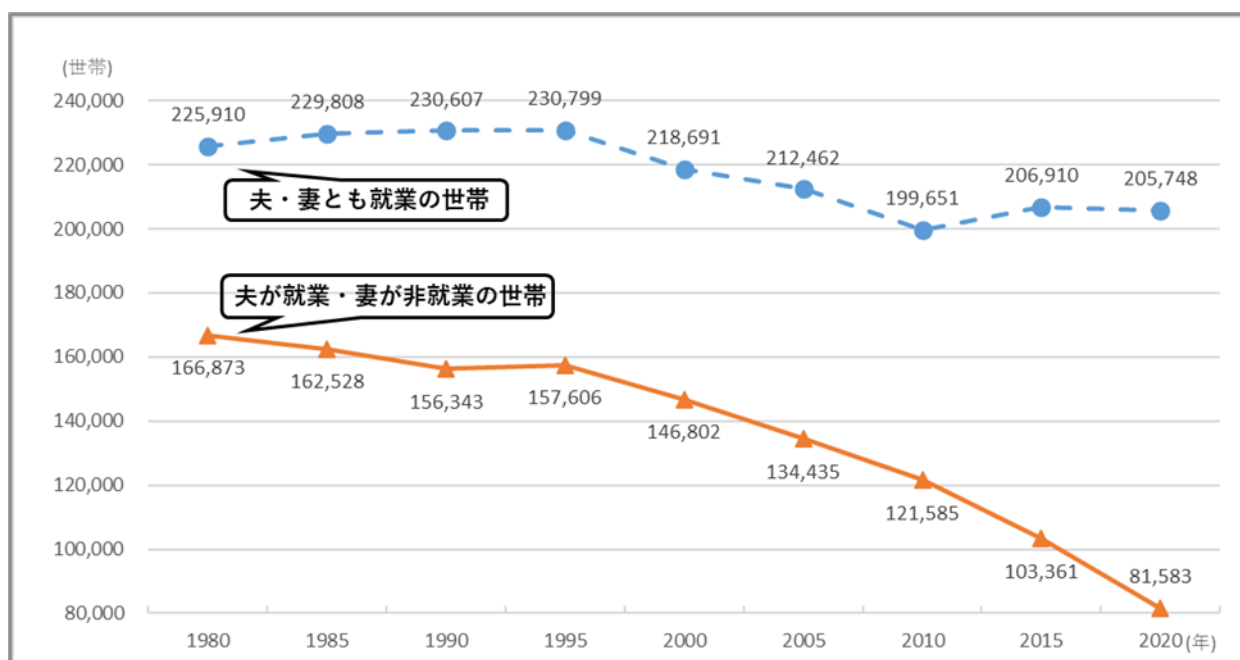
※総務省「国勢調査」

■共働き等世帯数の推移(全国)



※総務省「労働力調査」

■ 共働き等世帯数の推移(岡山県)



※総務省「国勢調査」

3 成果と課題

「第5次おかやまウィズプラン」の数値目標の達成状況や、令和6(2024)年に本県が実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」(以下「県民意識調査」という。)、国及び県の各種統計などから、男女共同参画社会の実現に向けた成果と課題を整理すると、次のとおりとなります。

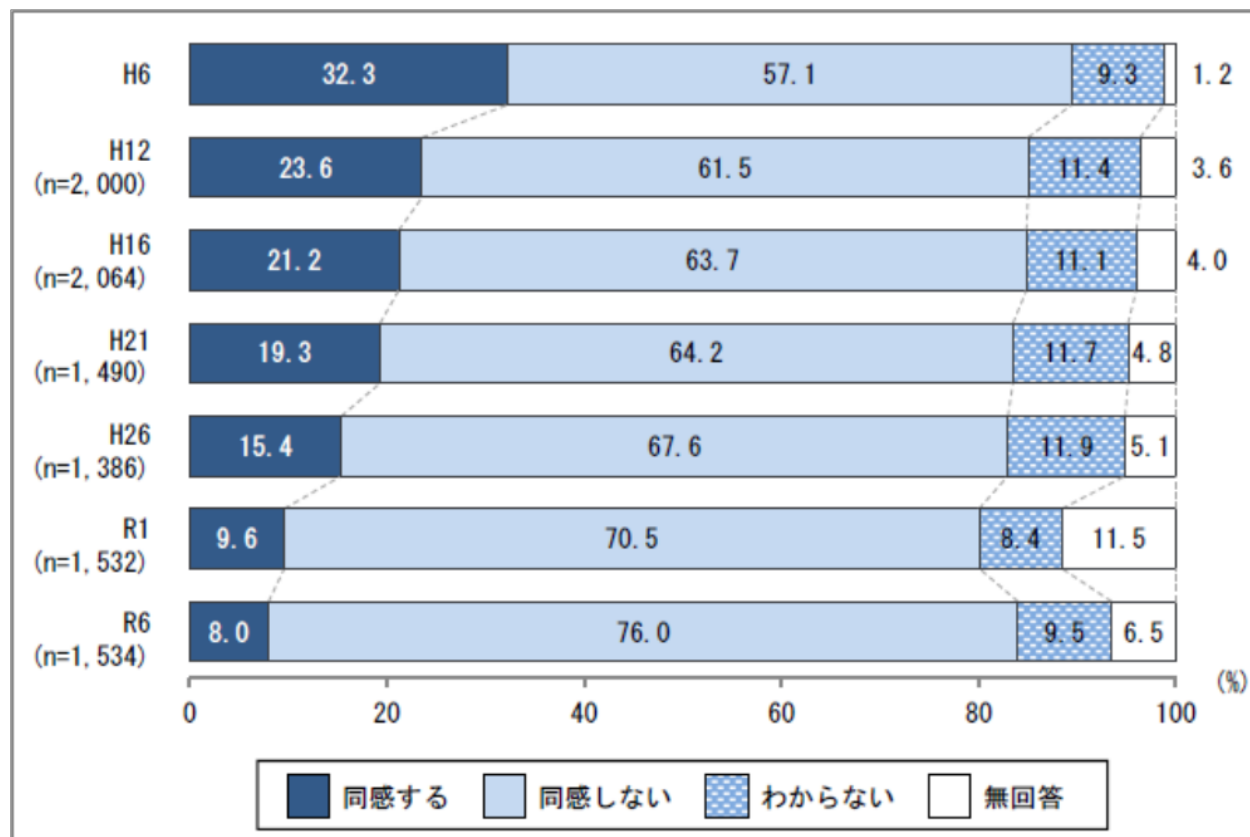
(1) 成果

① 固定的な性別役割分担意識の変化

県民意識調査では、固定的な性別役割分担意識に変化がみられ、家庭での役割分担意識についても、夫と妻が「両方同じ程度の役割」と回答した人が増えています。

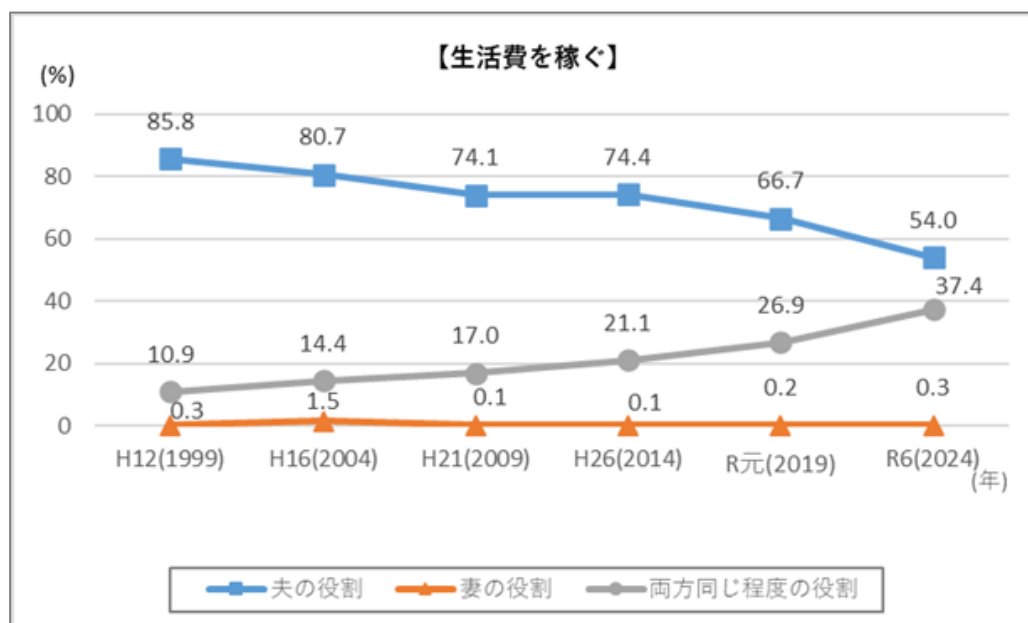
■「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識

Q：「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのようにお考えですか。



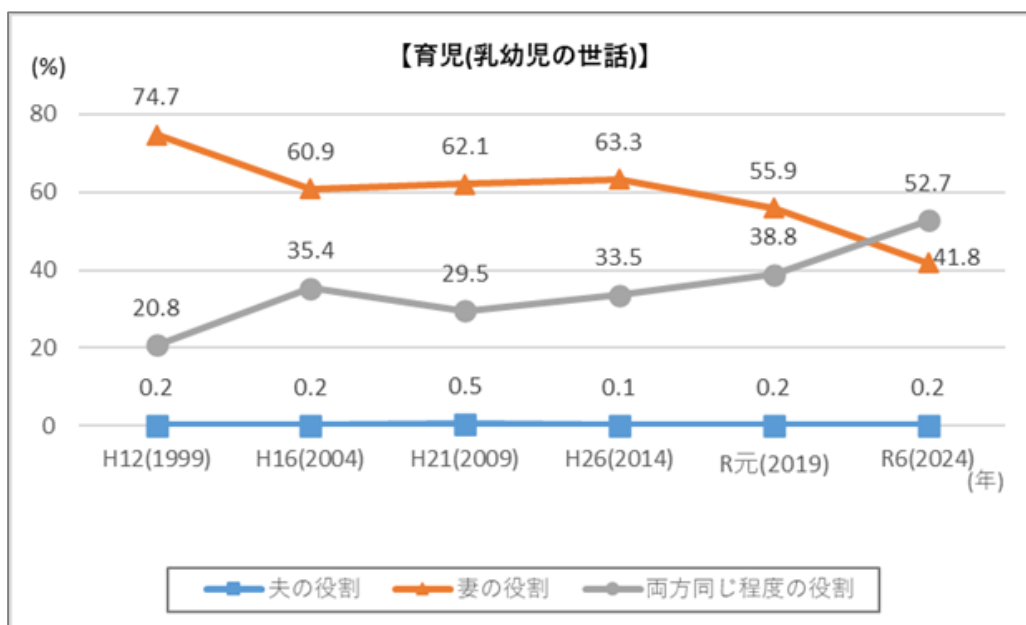
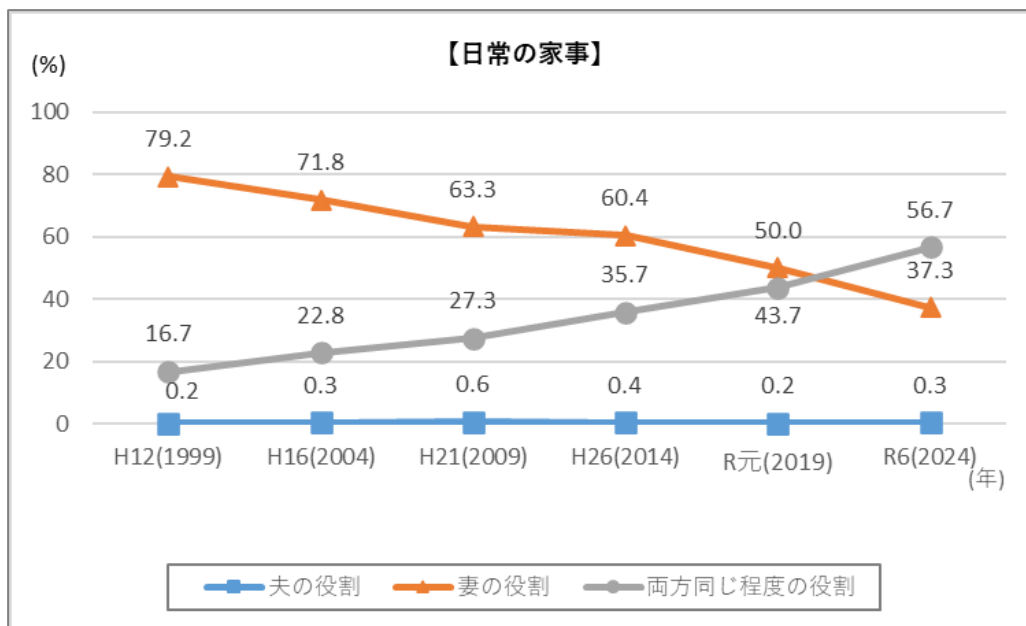
※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

■家庭での役割についての考え方(経年変化)



※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

※夫の役割は「主として夫の役割」「どちらかといえば夫の役割」の割合、妻の役割は「主として妻の役割」「どちらかといえば妻の役割」の割合

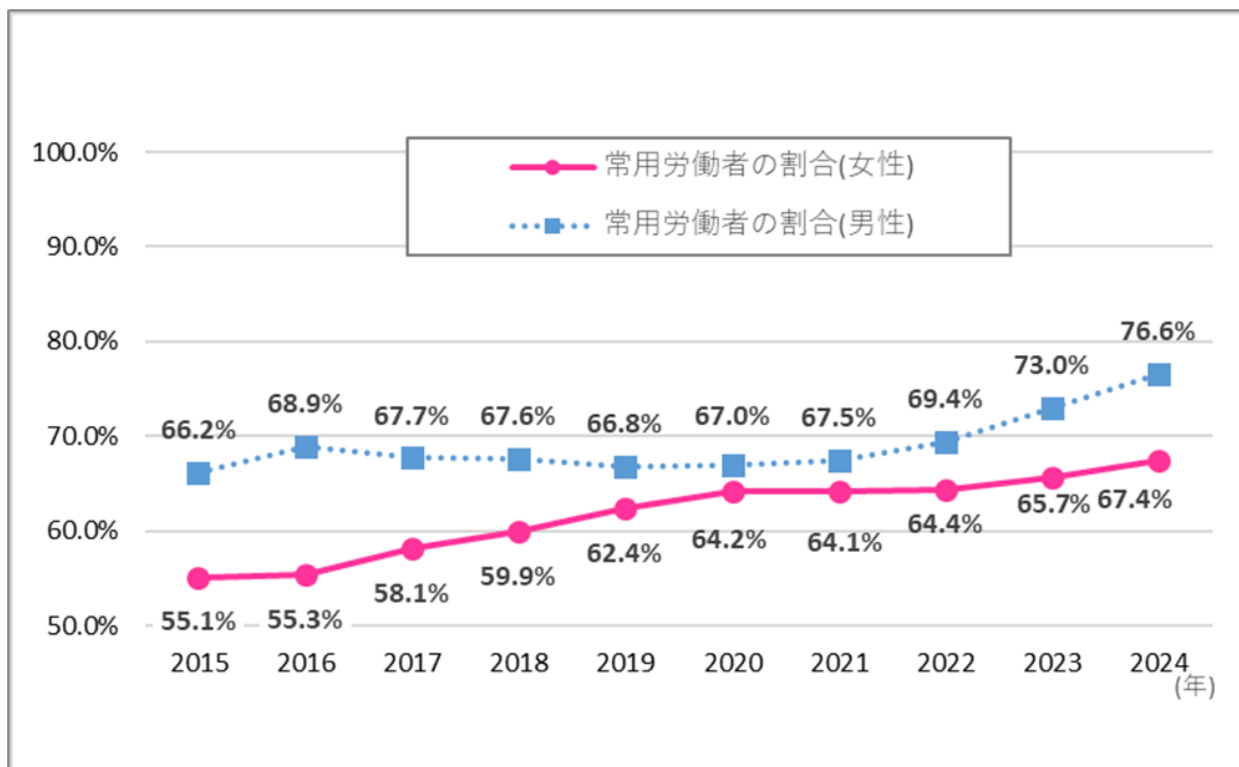


② 女性の雇用の促進

女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合が増加傾向にあります。

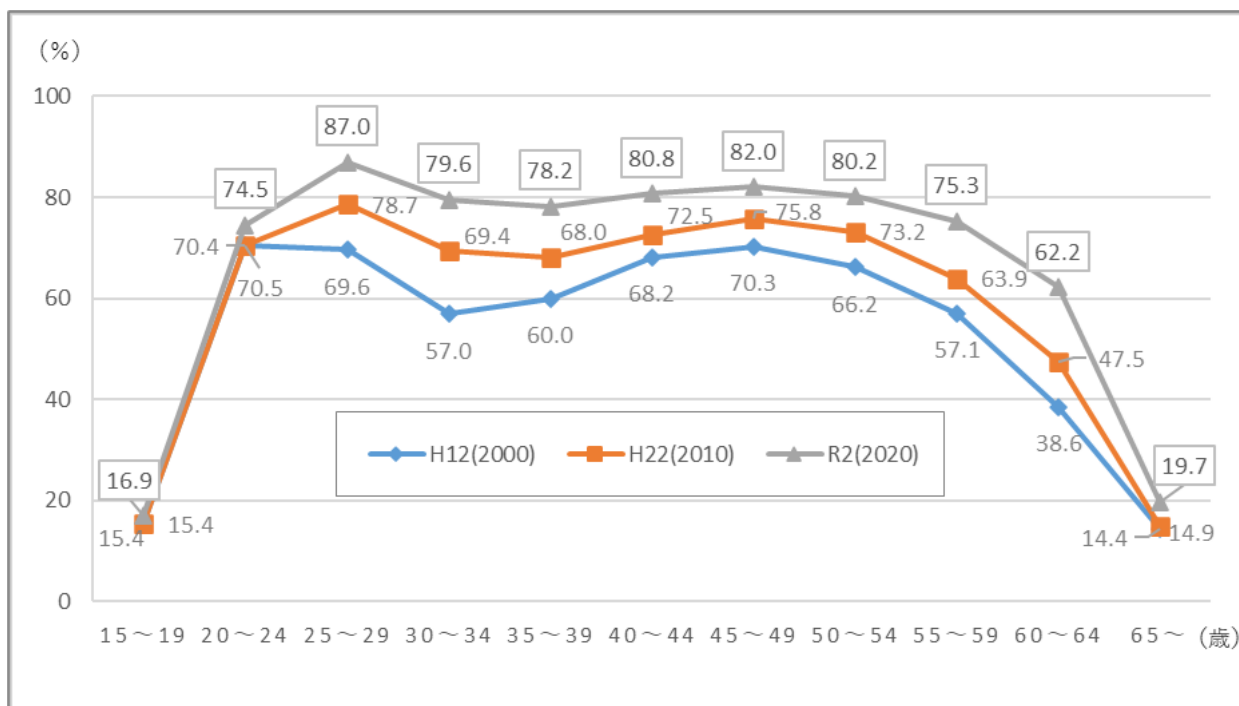
また、出産や育児などの理由で女性が離職することによる、いわゆる「M字カーブ問題」が解消の方向に向かっています。

■生産年齢人口に対する常用労働者の割合(岡山県)



※人権・男女共同参画課調べ

■女性の年齢階級別労働力率の推移(岡山県)



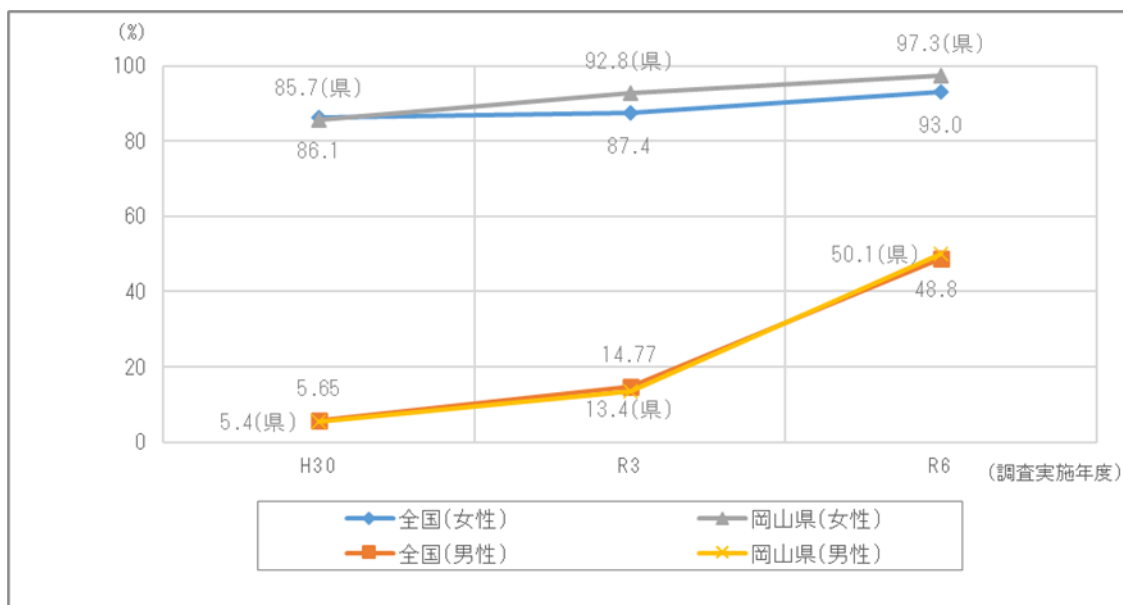
※総務省「国勢調査」

※R2(2020)年は不詳補完値により算出

③ 男女が共に安心して子育てをしながら働ける環境づくり

- 育児休業取得率が男女ともに上昇傾向にあります。

■育児休業取得率（全国・岡山県）（常用労働者 30 人以上の事業所）

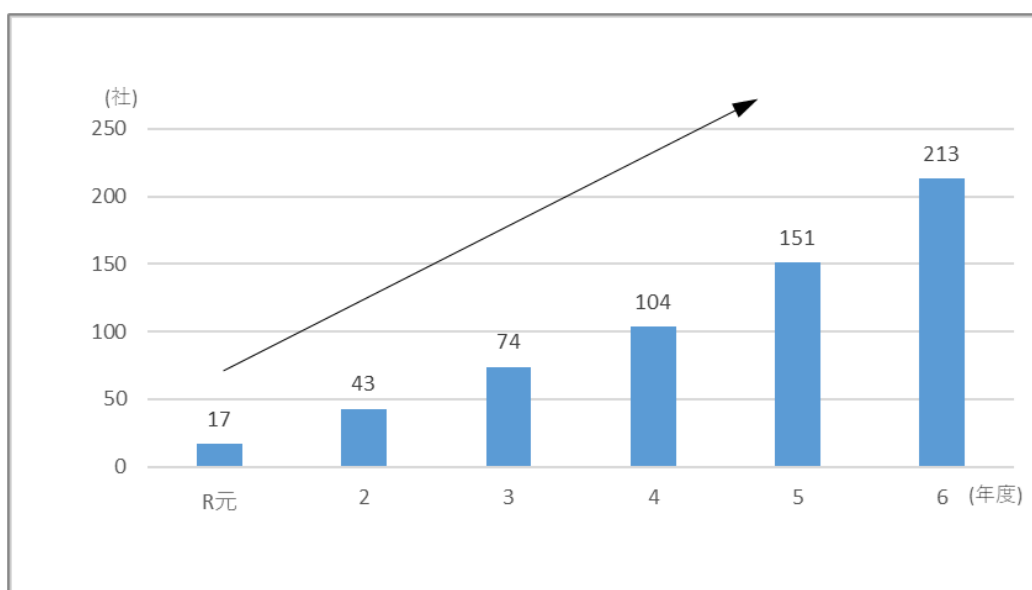


※全国：厚生労働省「雇用均等基本調査」

県：H30、R3 年度は労働雇用政策課「仕事と家庭の両立支援調査」、R6 年度は人権・男女共同参画課「県内事業所の男性育休取得状況等に関する調査」

- おかやま子育て宣言応援企業のうち、従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的な「アドバンス企業」の認定数が増加しています。

■おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定数



※子ども未来課

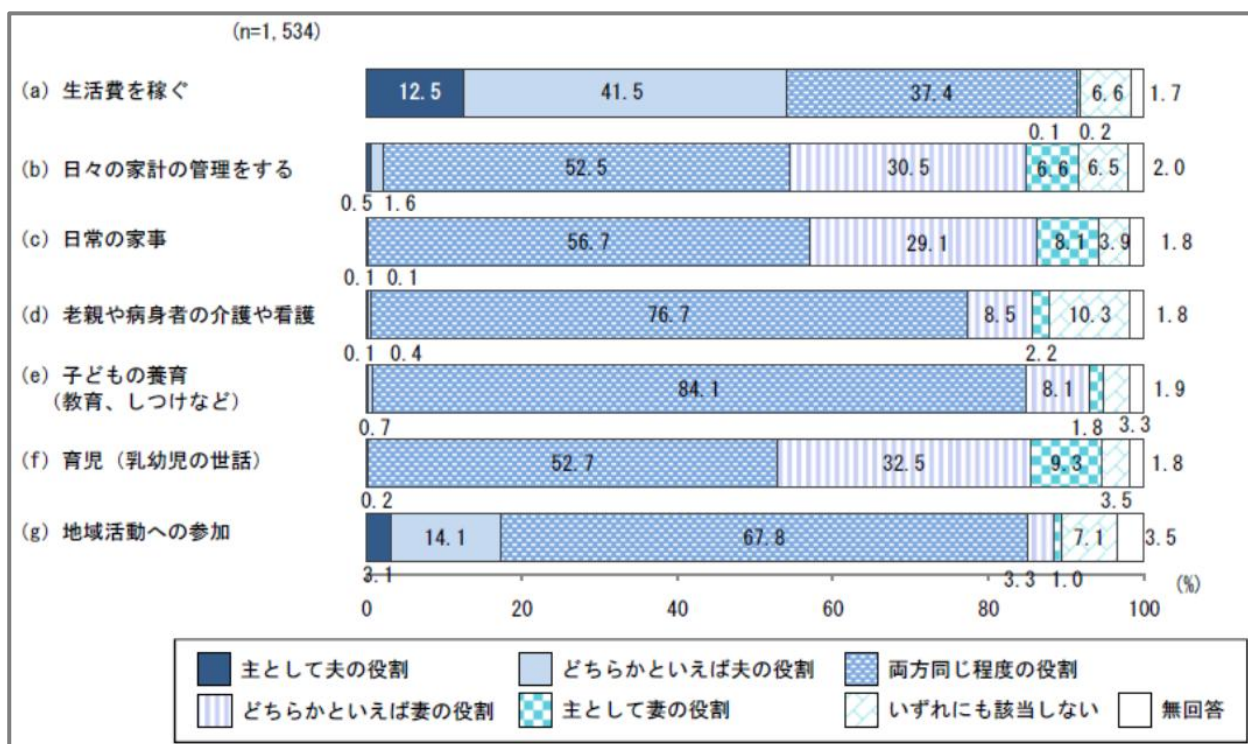
(2) 課題

① 固定的な性別役割（家庭での役割）分担意識や不平等感の解消

- 経年変化はみられるものの(P. 11～12 参照)、家庭での役割分担については、「生活費を稼ぐ」のは夫、「日常の家事」、「育児(乳幼児の世話)」は妻の役割との認識が高くなっています。
- 「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたり」、「職場」などで男女の地位の不平等感も根強く存在しています。
- 引き続き、固定的な性別役割分担意識の解消や人権尊重を基盤とした男女平等意識の形成などに向けた取組を進めていく必要があります。

■家庭での役割についての考え方

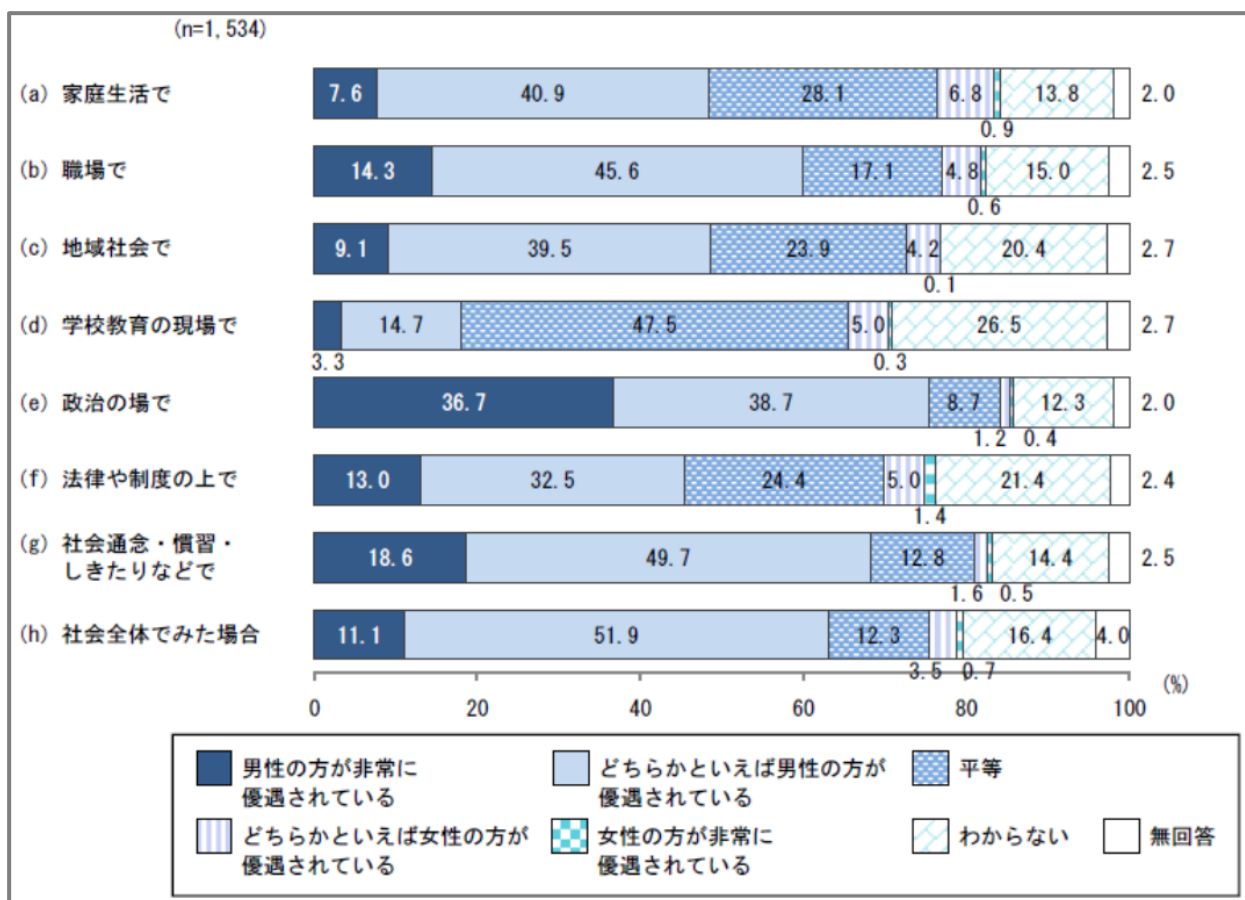
Q：家庭での役割について、あなたはどのようにお考えですか。



※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

■各分野・社会全体における男女の地位の平等意識

Q：あなたは次にあげる分野で男女の地位は平等になっているとお考えですか。



※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

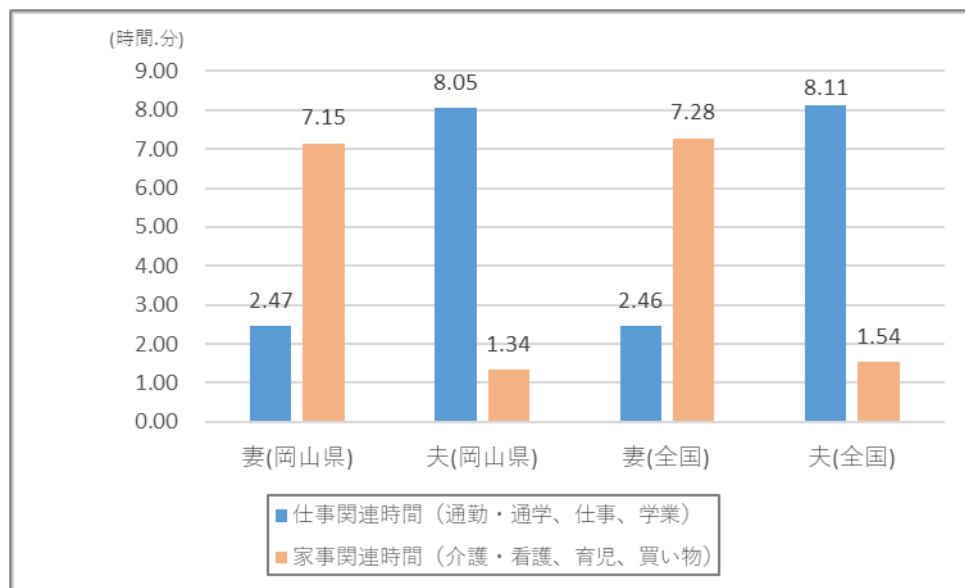
② 男性にとっての男女共同参画の推進

- 長時間労働による時間的な制約などから、男性が家事や育児等の家庭生活に関わる時間は女性に比べて少なくなっています。また、固定的な性別役割分担意識がもたらす過度のプレッシャーや、地域での孤立などによる心身の健康の問題も懸念されます。
- 男女共同参画社会の推進は、女性だけでなく、男性にとっても生きやすく暮らしやすい多様な幸せ(well-being)(注1)な社会を築くことであるという認識を広めるとともに、男性の家事・育児等への参画につながる取組を一層促進し、男女ともに仕事と家庭が両立できる環境づくりを進める必要があります。

(注1) well-being

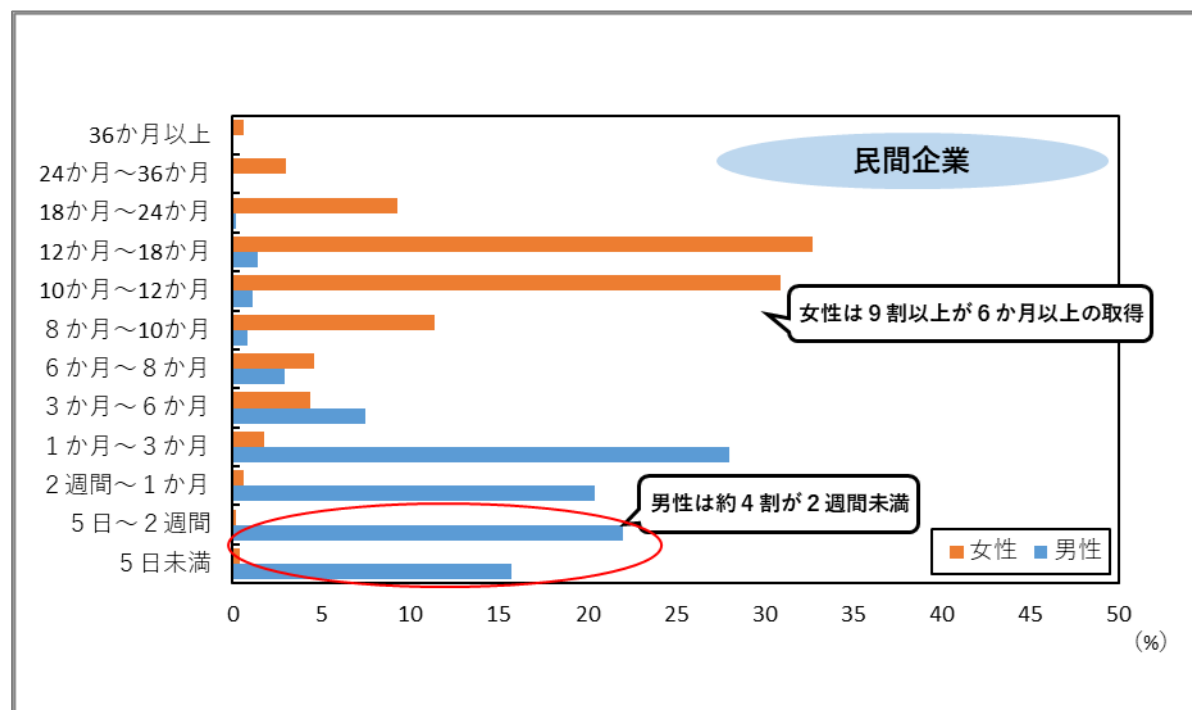
確立された定義はないが、身体的・精神的・社会的に「良い状態」を表すといった考え方もあるように、非常に幅広い概念

■ 6歳未満の子どもを持つ妻と夫の仕事関連時間・家事関連時間（1日あたり）（岡山県・全国）



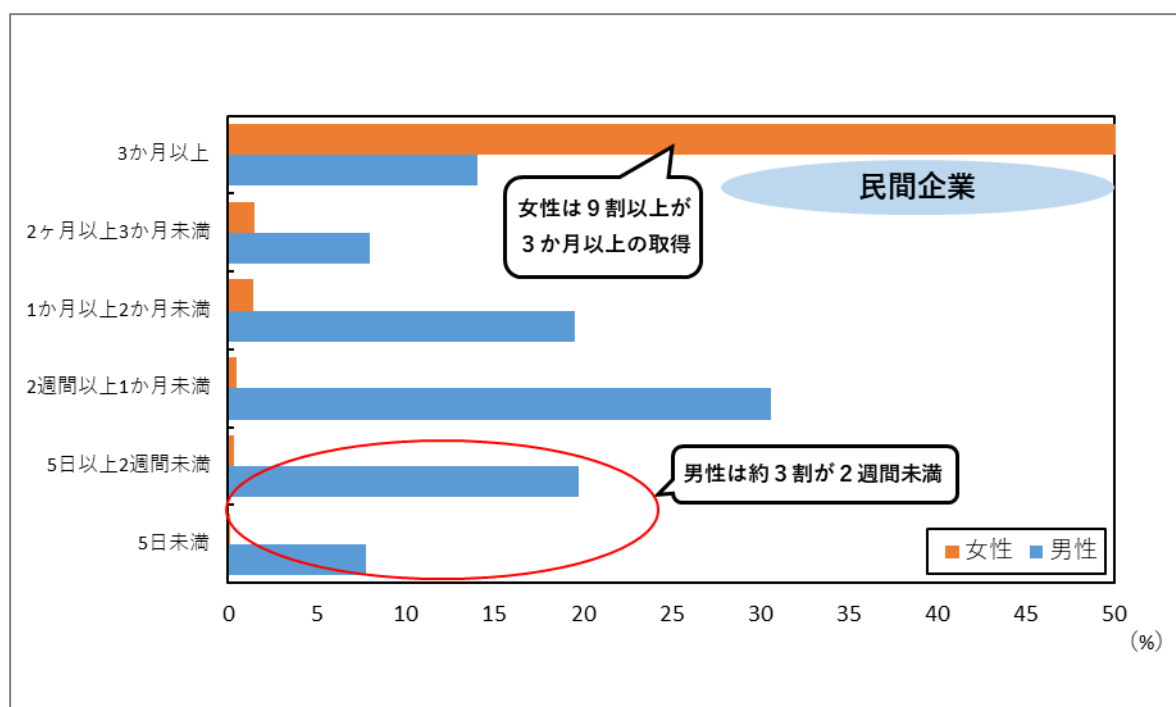
※総務省「令和3年社会生活基本調査」

■ 育児休業の取得期間（全国）



※厚生労働省「令和5年度育児休業取得率の調査結果公表、改正育児・介護休業法等の概要について」

■育児休業の取得期間(岡山県・常用労働者30人以上の事業所)



※人権・男女共同参画課「令和7年度県内事業所の男性育休取得状況等に関する調査」

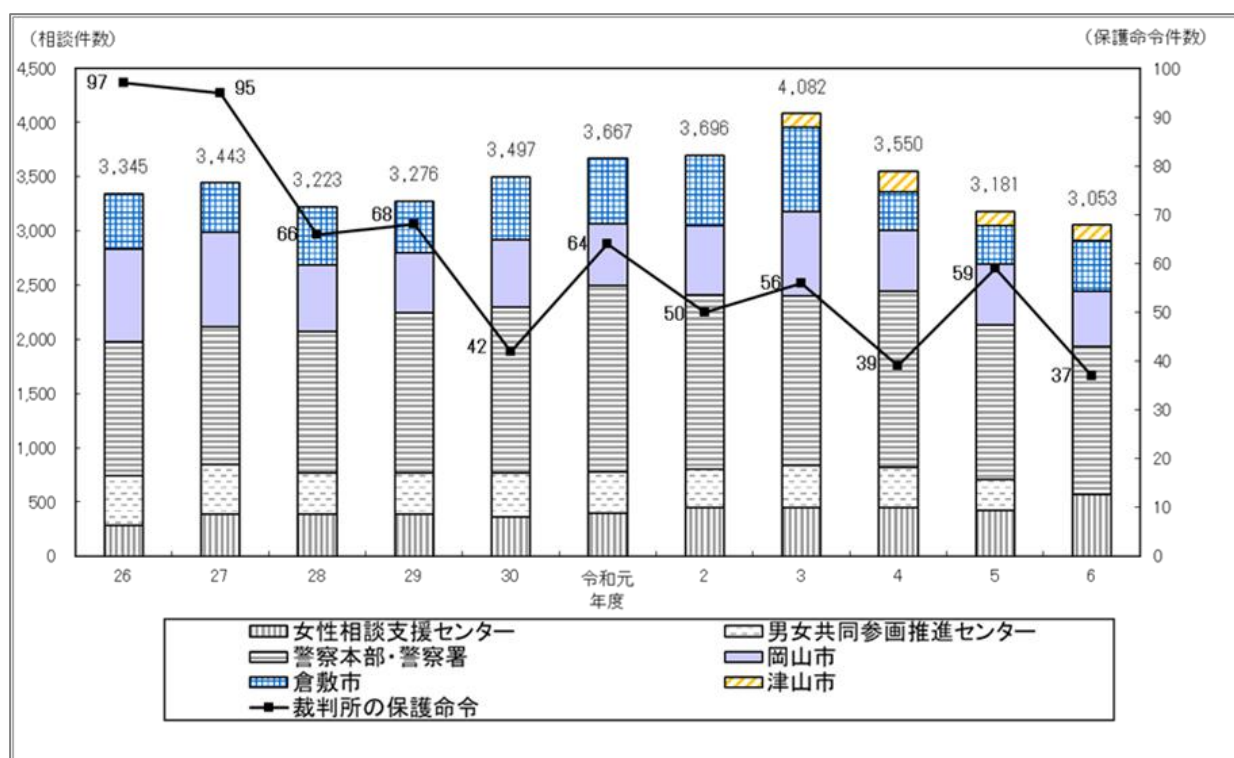
③ 性別に基づくあらゆる暴力の根絶

- 配偶者等からの暴力（DV）（注2）の相談件数が高い水準で推移しており、暴力防止・被害者保護対策などの一層の充実が求められています。
- 若い世代においては、交際相手などからの暴力（デートDV・ストーカー）について、啓発や被害者保護対策を進める必要があります。
- 性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

（注2）配偶者等からの暴力（DV）

「配偶者や交際相手など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」のことで、「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」ともいわれ、しばしば「DV」と略されて使われています。DVには、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力なども含みます。

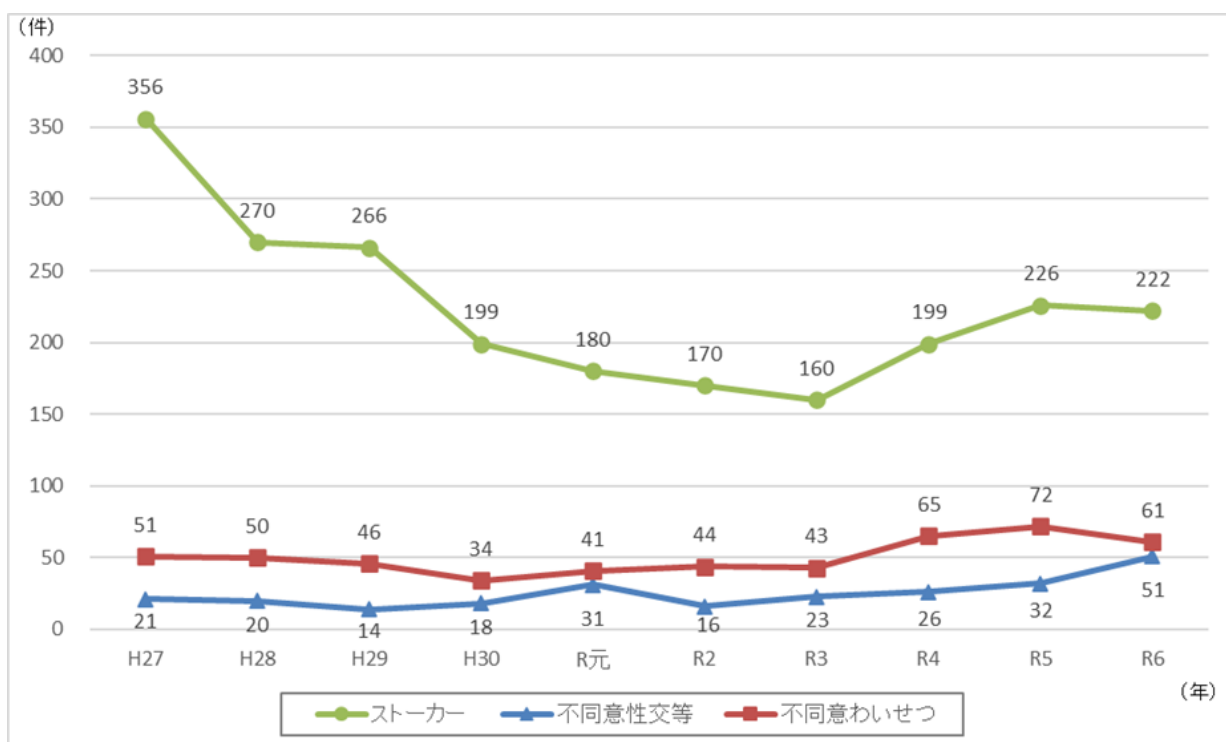
■DV相談件数と裁判所の保護命令件数(岡山県)



※地域福祉課調べ

※男女共同参画推進センターについて、令和6(2024)年度から配偶者暴力相談支援センターの機能が女性相談支援センターへ集約されたため、相談件数に含まれていない。

■ストーカー、性犯罪認知件数の推移(岡山県)

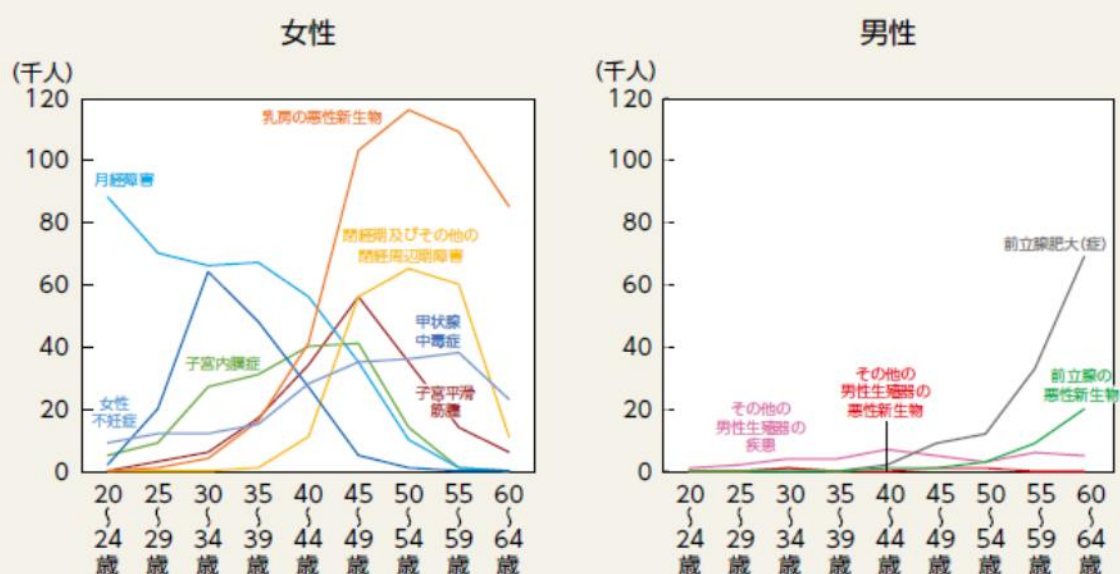


※岡山県警察本部調べ

④ 仕事と健康課題の両立支援

- 女性の心身の状態は、年代や月経・妊娠・閉経等に伴う内分泌環境の変化によって大きな影響を受けるという特性があり、生涯を通じて男性とは異なる身体的、精神的、社会的な健康上の変化や問題に直面することに男女ともに留意する必要があります。
- 女性の就業率の高まりを踏まえ、妊娠・出産期、更年期等のライフステージごとの課題に応じた支援が必要です。

特－14図 女性特有、男性特有の病気の総患者数（年齢階級別・令和2（2020）年）

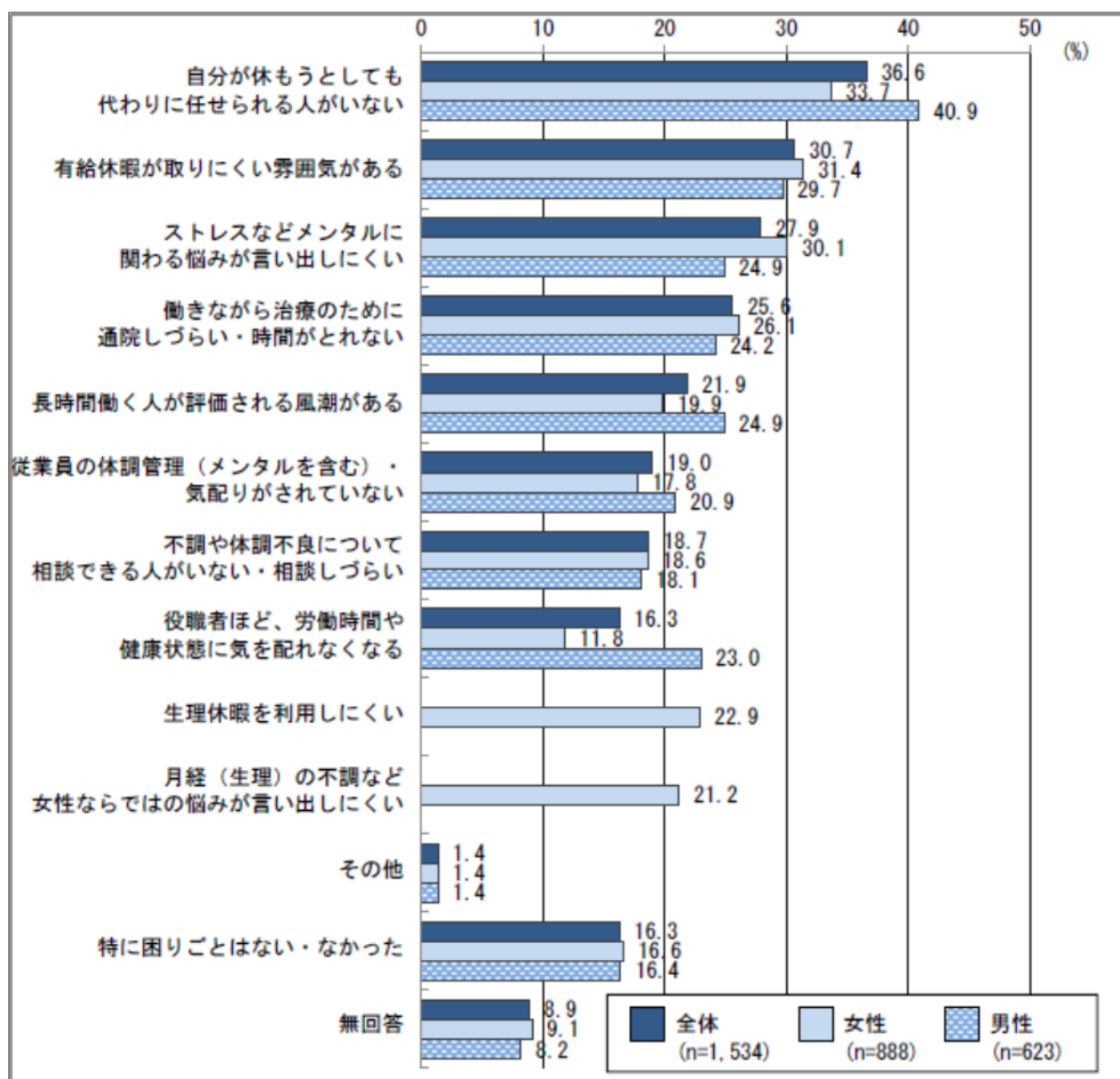


- (備考) 1. 厚生労働省「令和2年患者調査」より作成。
2. 総患者数は、ある傷病における外来患者が一定期間ごとに再来するという仮定に加え、医療施設の稼働日を考慮した調整を行うことにより、調査日現在において、継続的に医療を受けている者（調査日には医療施設で受療していない者を含む。）の数を次の算式により推計したものである。
- 総患者数＝推計入院患者数＋推計初診外来患者数＋（推計再来外来患者数×平均診療間隔×調整係数（6/7））
- 推計に用いる平均診療間隔は99日以上を除外して算出。
3. 「乳房の悪性新生物」及び「甲状腺中毒症」は男性も罹患するが、女性に多い病気である。

※内閣府「令和6年版男女共同参画白書」より抜粋

■働く上で健康課題に関して困ったこと（働いている方、もしくは働いたことがある方のみ）

Q: 過去～現在を含めて、働く上で身体や心の不調、健康問題に関して、どんな困りごとがありましたか。（複数回答）



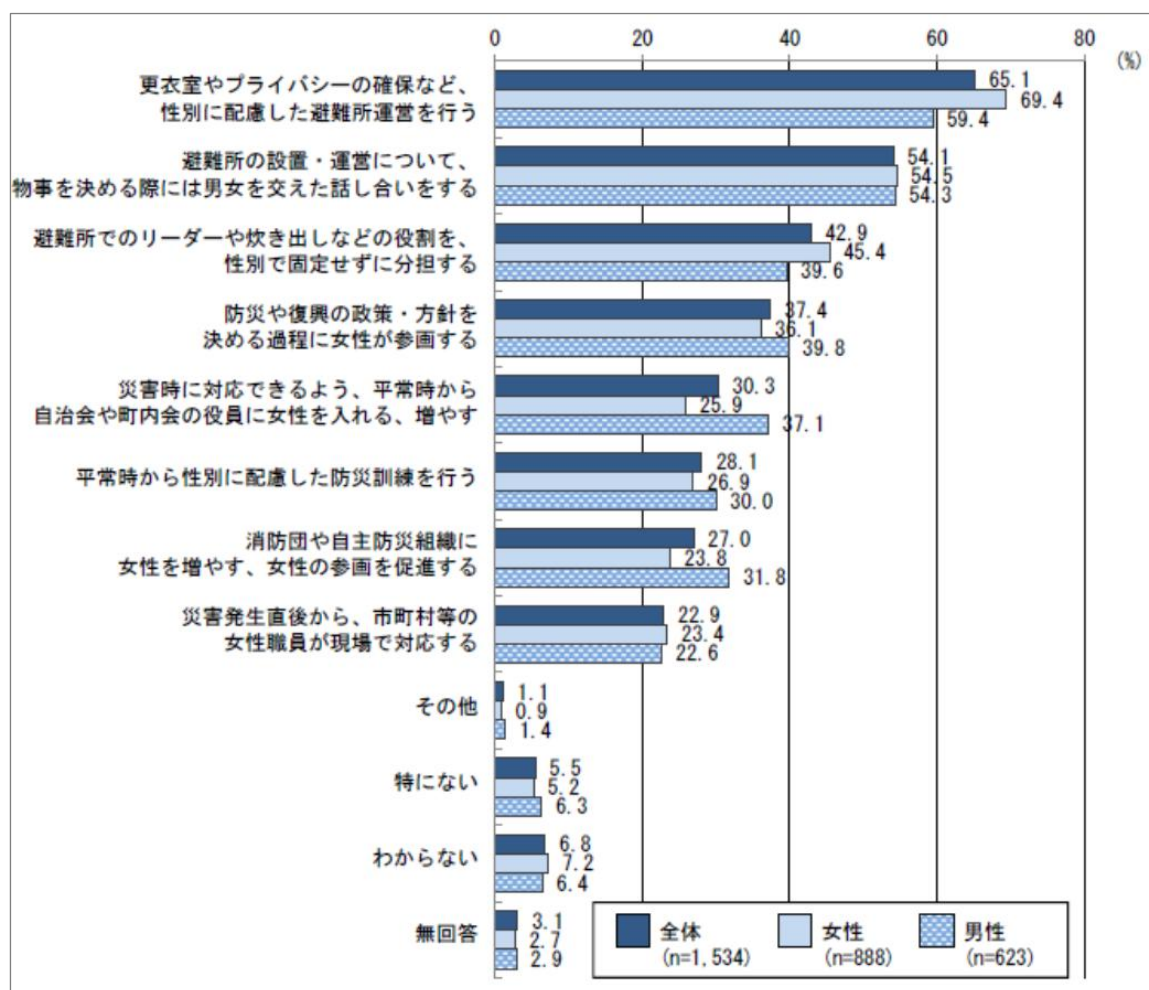
※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

⑤ 男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進

令和6年能登半島地震の対応に係る各種の状況調査では、避難所等において女性のニーズに配慮した対応が十分でないことが明らかになっており、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が十分に浸透しているとは言い難い状況です。

■性別の違いに気を配った防災・災害対策に必要なこと

Q：あなたは、性別の違いに気を配った防災・災害対応のためにはどのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

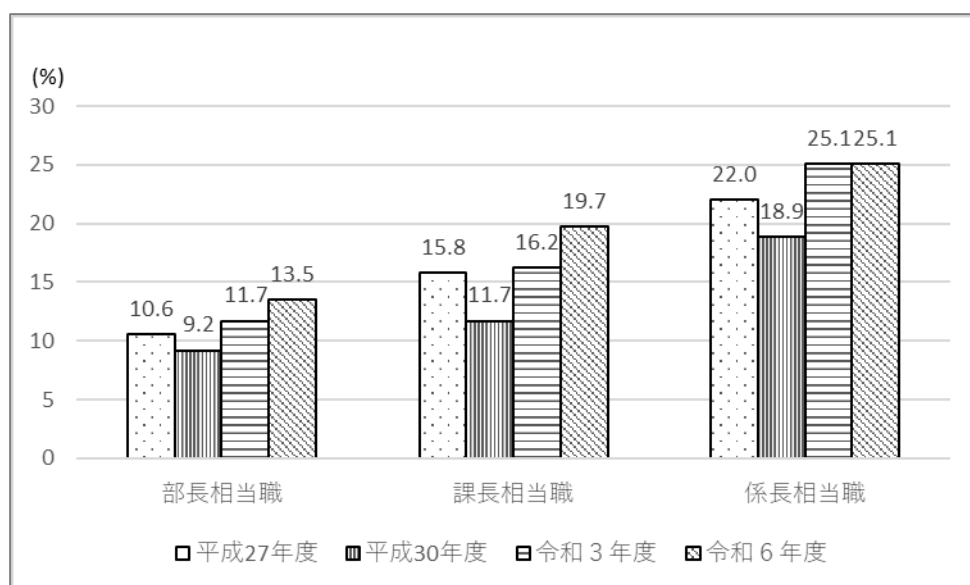


※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

⑥ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

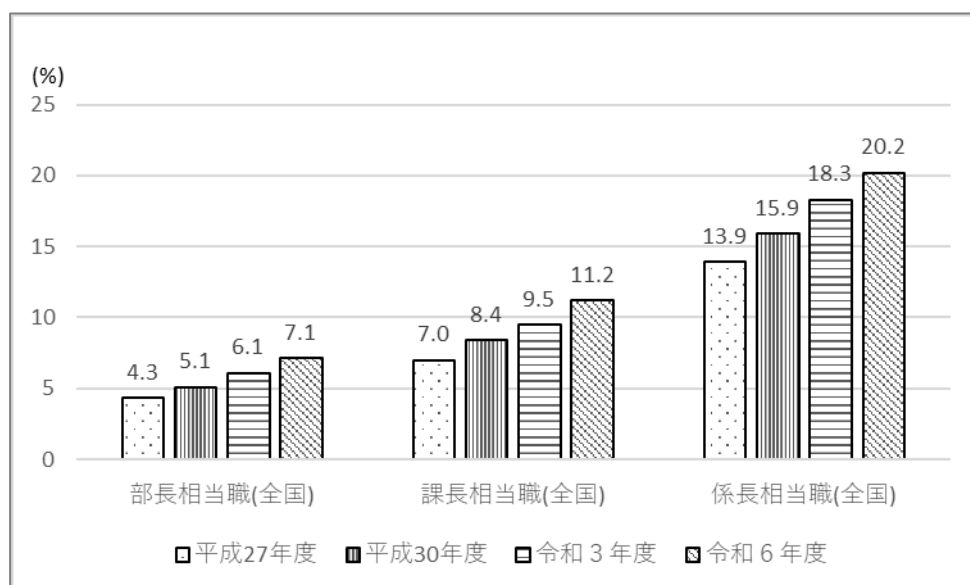
- 県民意識調査で、男性では「現在、管理職をしている」、「管理職の経験がある」が43.6%でしたが、女性では12.7%にとどまっています。
- 県内の民間企業における課長相当職以上の管理職に占める女性の割合は、令和6(2024)年度には17.5%(男性82.5%)となっており、いずれの職位においても平成30(2018)年度に比べて女性の割合が増加し、全国平均より高くなっているものの、大きな男女差があります。
- また、あらゆる分野・産業において、政策・方針決定過程への女性の参画が必要であり、女性の参画が進んでいない政治、医療、科学技術・学術などさまざまな分野や、農林水産業・建設業などにおいて、引き続き、女性の活躍に向けた取組を進めていく必要があります。

■管理職に占める女性の割合(岡山県)



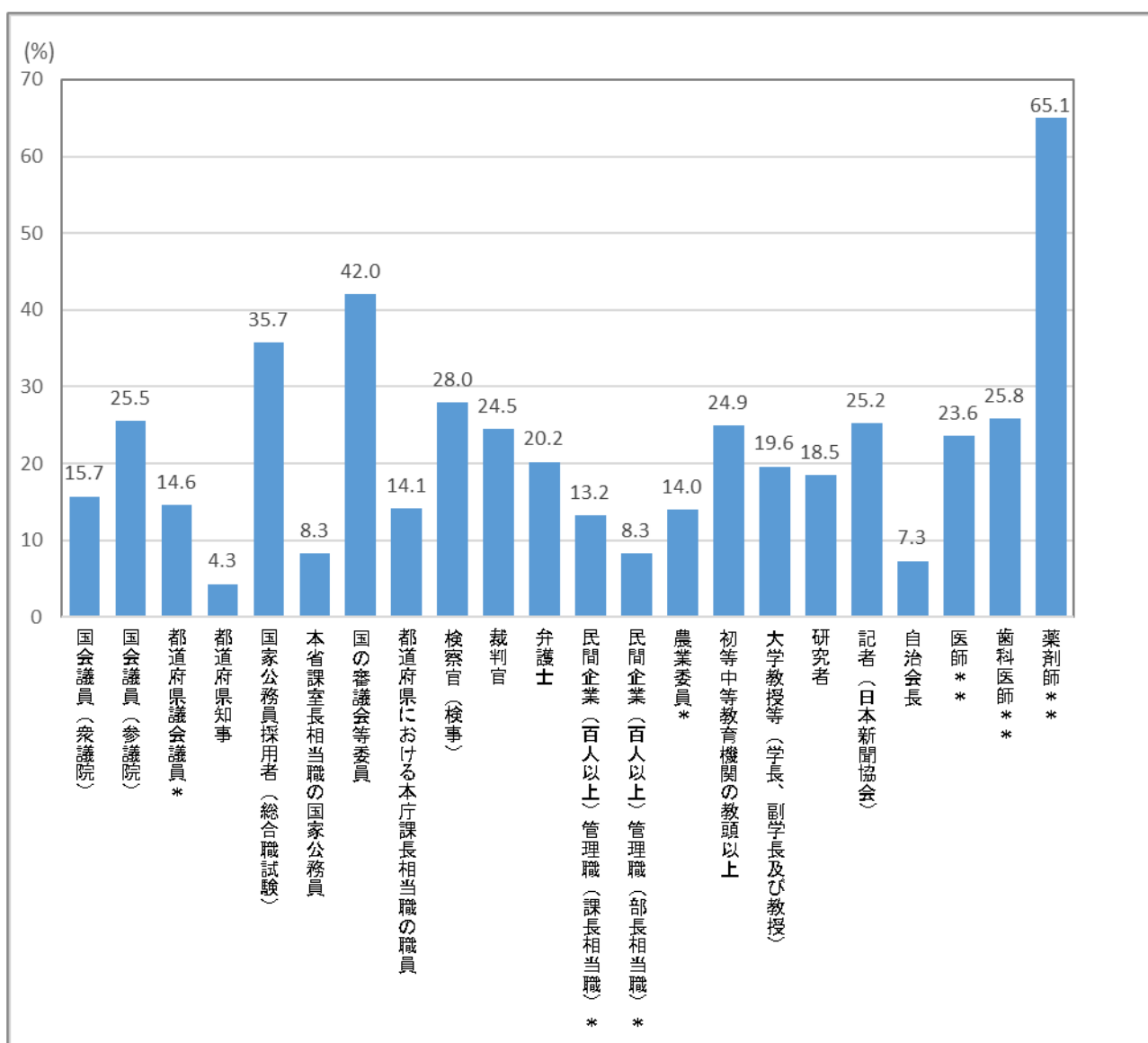
※県：令和3年度までは労働雇用政策課「仕事と家庭の両立支援に関する調査」、令和6年度は人権・男女共同参画課「県内事業所の男性育休取得状況等に関する調査」

■管理職に占める女性の割合(全国)



※厚生労働省「雇用均等基本調査」

■各分野における「指導的地位」に女性が占める割合（全国）



※内閣府「令和6年度 女性の政策・方針決定参画状況調べ」により作成

原則として令和6年値。ただし、*は令和5年値、**は令和4年値

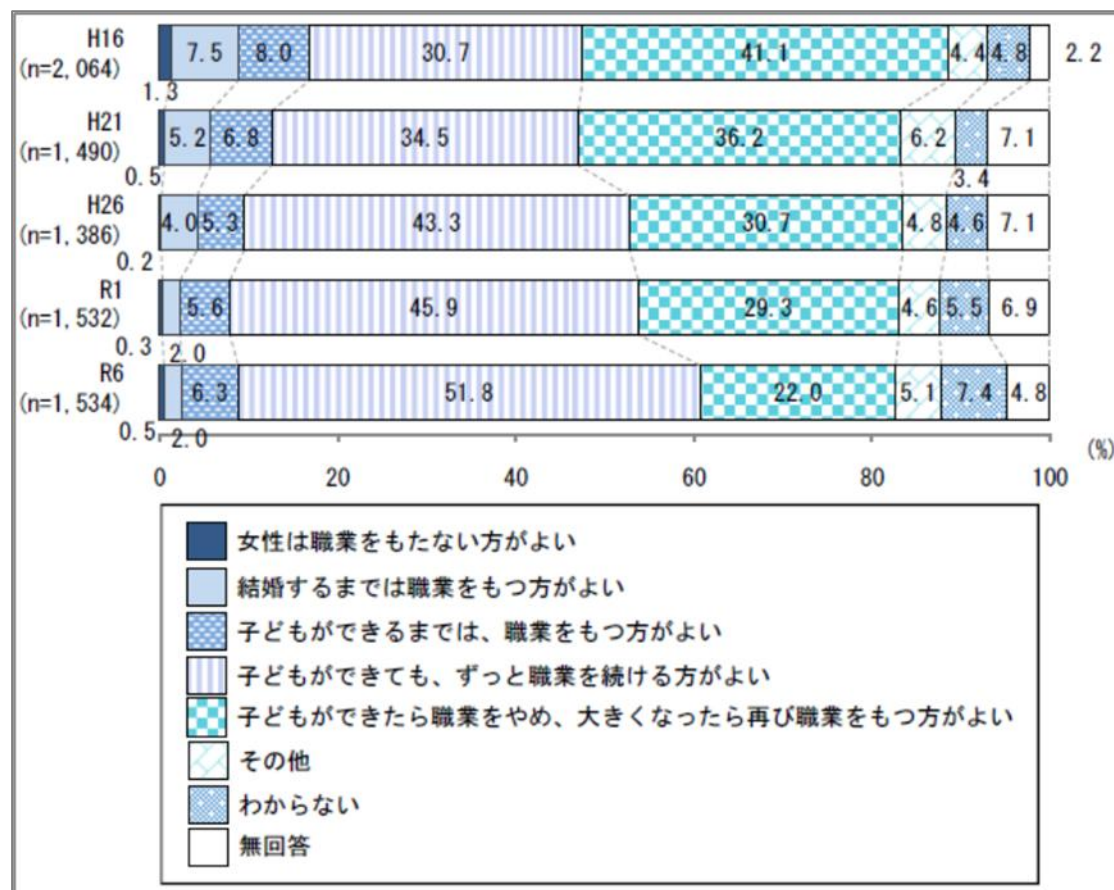
⑦ 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- 女性が職業をもつことについて、就業継続（「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」）を支持する考え方が増加傾向にあり、5割超となっています。
- 女性は、結婚、出産・育児などライフイベントのために離職する人が多く、非正規雇用での復職が多いため、女性の正規雇用労働者比率が20代後半でピークを迎えた後、低下を続ける「L字カーブ」の課題が指摘されています。
- セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメント等のさまざまなハラスメントの根絶に向けて一層実効性のある対応が求められています。

- 男女の均等な機会と待遇の確保を図ることにより、働きたい人が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できる環境づくりを進めていく必要があります。

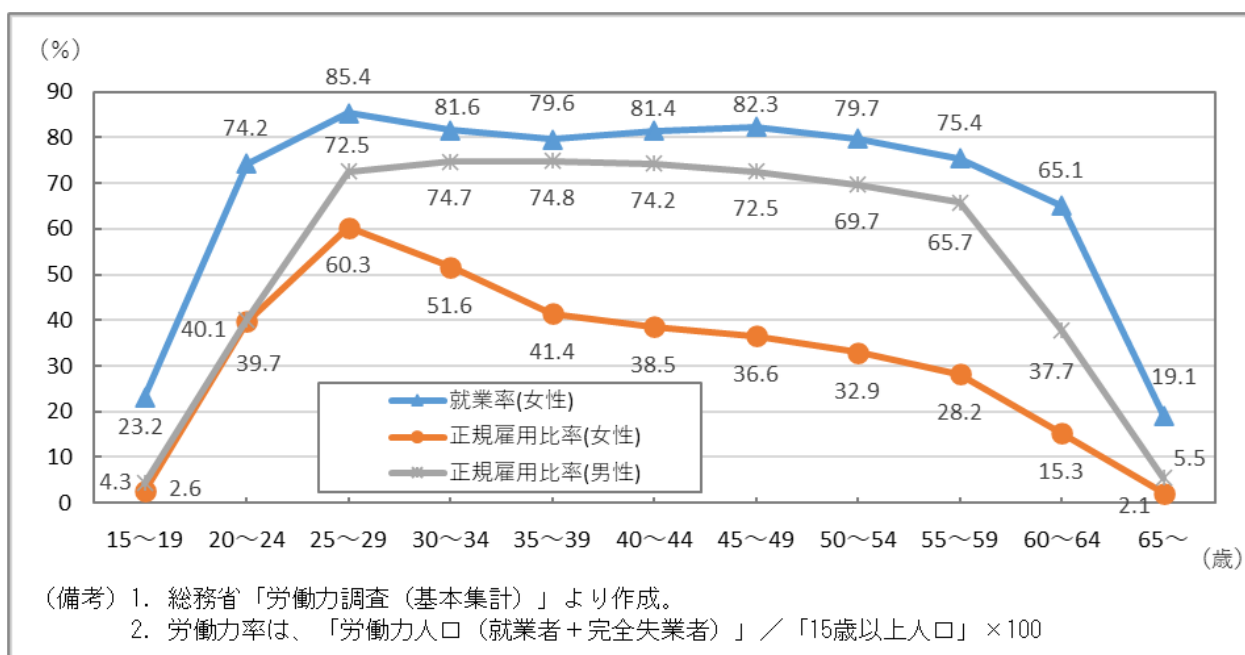
■女性が職業をもつことについての考え方(性別、性年代別)

Q：一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。



※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

■女性の年齢階級別正規雇用比率(全国)

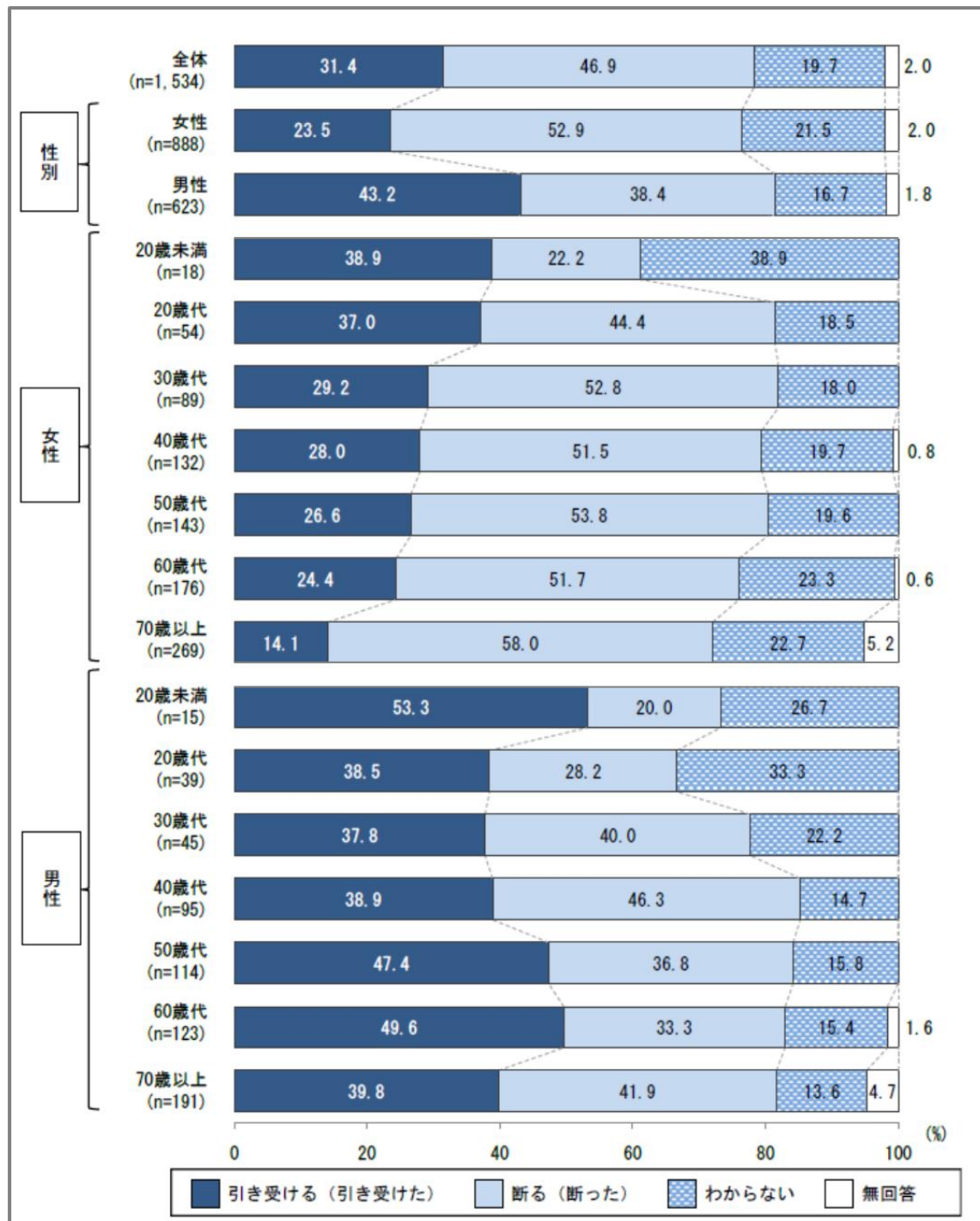


⑧ 女性のチャレンジ支援

- 職場の管理職や役員への就任の依頼に対して、男性より女性の方が断る(断った)割合が高く、主な理由としては男女ともに「責任が重くなる」、「業務量が増え長時間労働になる」、「部下を管理・指導できる自信がない」などを挙げていますが、女性は「仕事と育児の両立が困難になる」、「仕事と介護の両立が困難になる」が男性に比べて高くなっています。
- 女性が活躍できる環境づくりに向けた企業の取組を支援するとともに、女性の職業能力を高めるための知識・技術の習得支援、ロールモデルの活用、創業支援など、意欲ある女性のチャレンジを支援する必要があります。

■役職への就任に対する考え方(性別、性年代別)

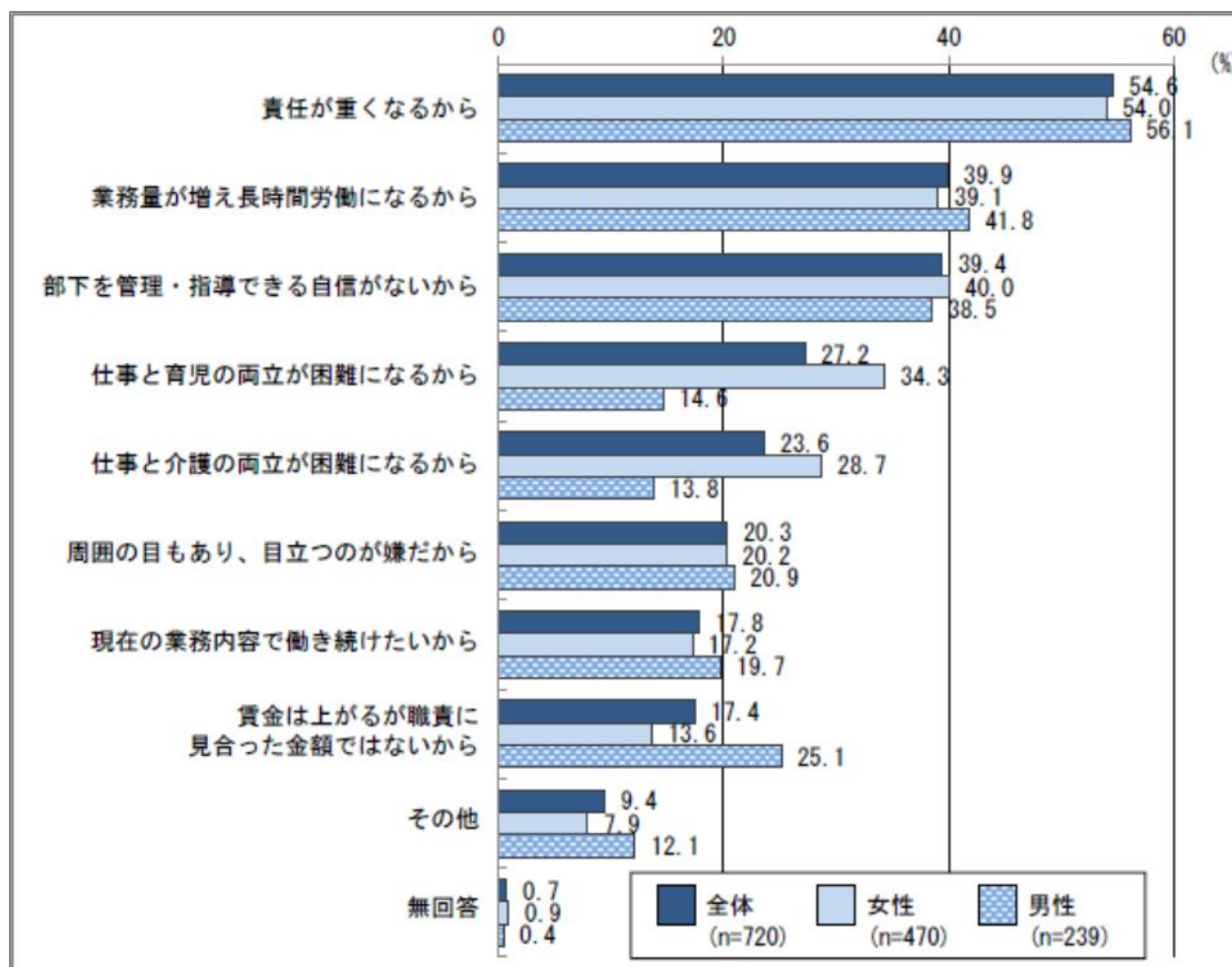
Q:あなたは、仮に職場の管理職や役員への就任を依頼されたらどうしますか(どうしましたか)。



※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

■依頼を断る(断った)理由

Q：職場の管理職や役員への就任を断る(断った)理由は何ですか。（複数回答）



※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

⑨ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（注3）の実現

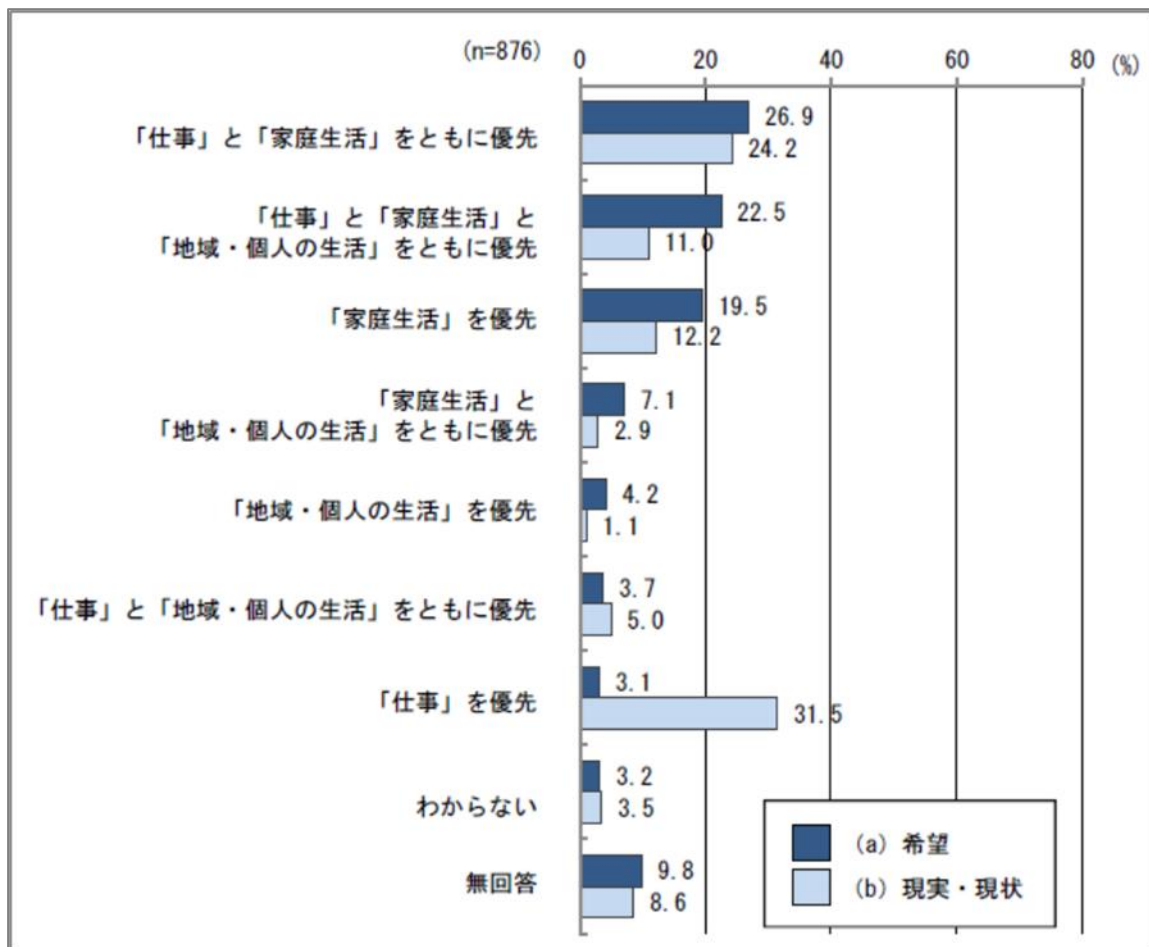
- 就労している人の日常の優先度については、希望としては「仕事」と「家庭生活」をともに優先が最も高くなっていますが、現実には「仕事」優先の結果となっています。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた誰もが暮らしやすく働きやすい社会の実現に向けて、引き続き、長時間労働をはじめとした働き方の見直し、育児・介護と仕事の両立が可能な環境づくりなどに取り組む必要があります。

（注3）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

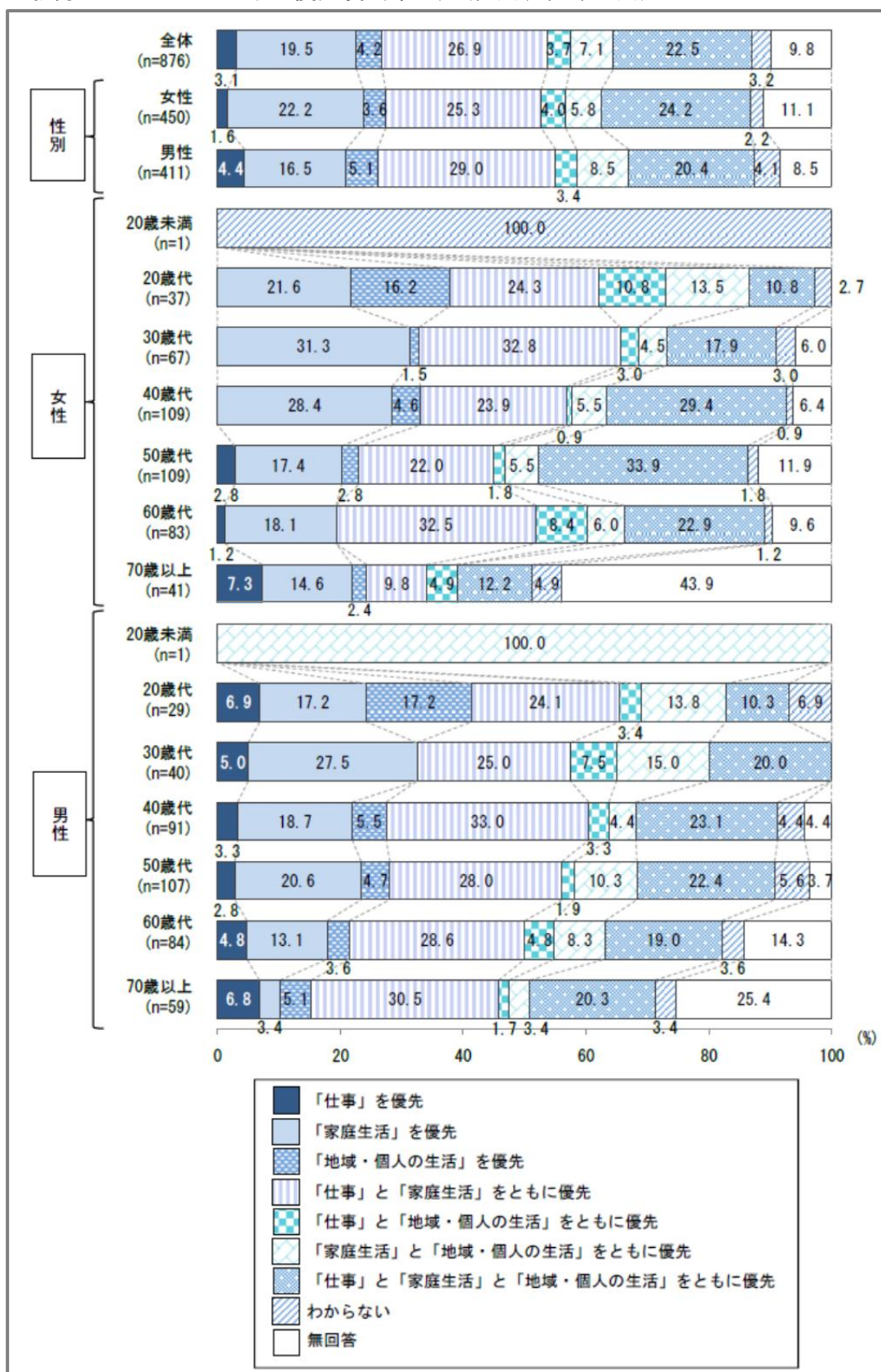
■就労している人の日常の優先度〈希望と現実・現状〉

Q：日頃の生活における「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、希望と現実・現状に最も近いものをお答えください。



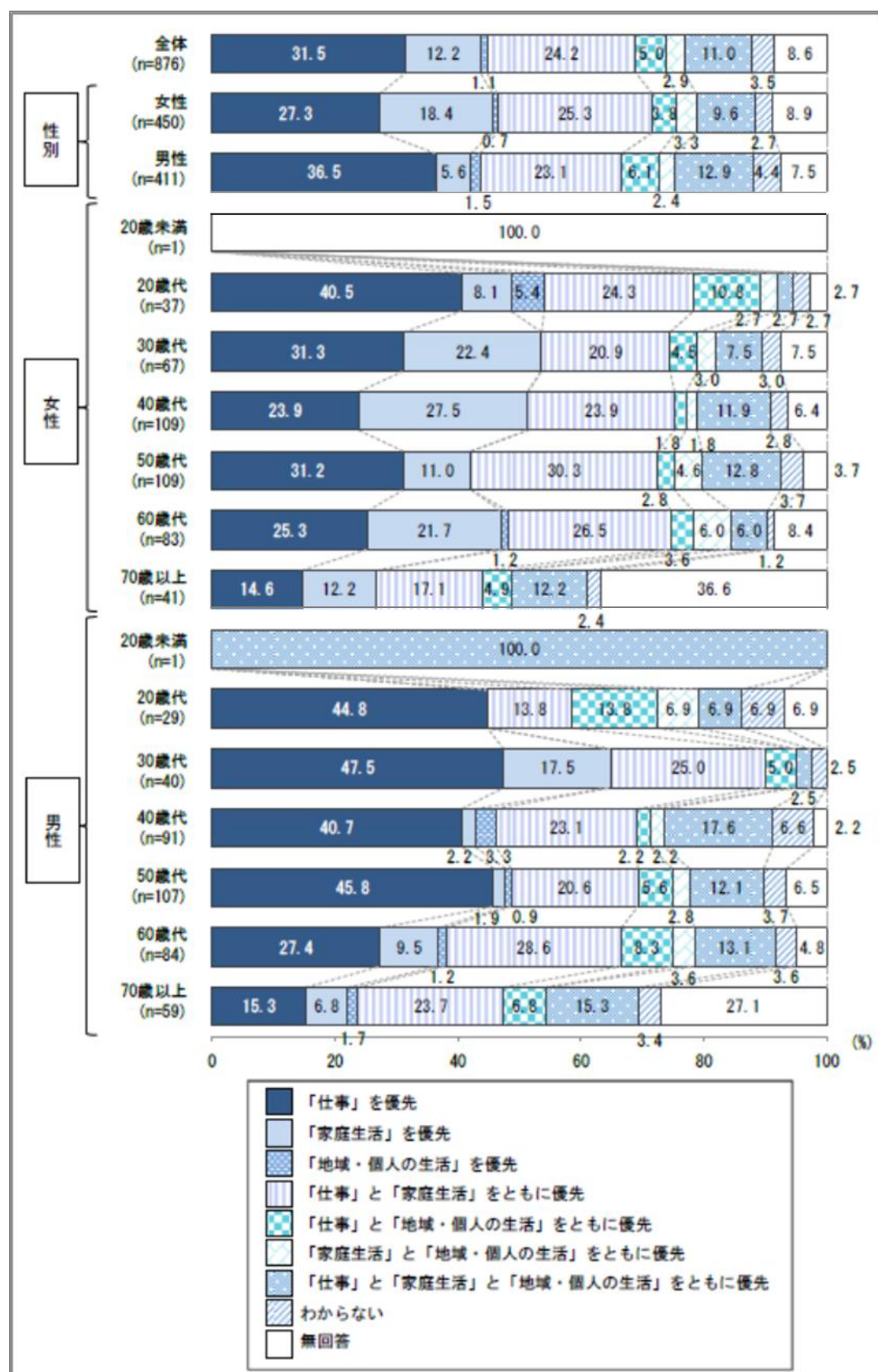
※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

■就労している人の日常の優先度〈希望〉（性別、性年代別）



※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

■就労している人の日常の優先度〈現実〉（性別、性年代別）

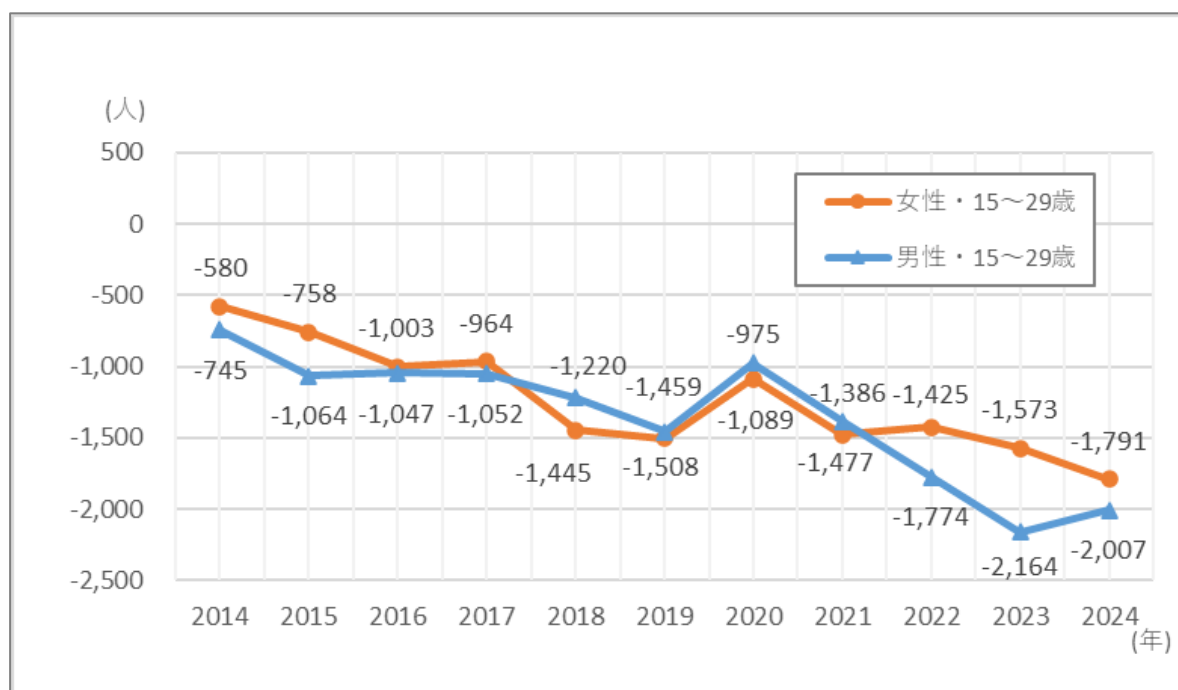


※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

⑩ 若者・女性の転出超過

- 本格的な人口減少社会が到来する中、地域の活力を維持・向上し、将来にわたり持続可能な地域社会を構築していくためには、女性や若者の活躍がますます重要です。
- 本県では、進学や就職期である10代後半から20代にかけて若者・女性の転出超過が著しい状況にあります。
- さまざまなライフステージにあっても、誰もが自分らしく生きられる魅力ある地域づくりとその発信に一層取り組む必要があります。

■岡山県の男女別の転入超過数(転入者数－転出者数)の状況 日本人移動者(15～29歳)



※総務省「住民基本台帳人口移動報告」

第3章 計画の概要

1 目標

男女が共に輝くおかやまづくり

性別にとらわれず、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方が尊重され、それぞれの能力や個性をあらゆる分野で十分発揮できる社会の実現を目指します。

2 基本的な視点

計画全体を貫く基本的な視点は次のとおりです。

① 男女の人権の尊重とパートナーシップの確立

男女共同参画社会は、男女が対等なパートナーとして、一人ひとりの個性と能力を発揮することで、実現できるものです。そのためには、直接的か間接的かを問わず、性別による差別的取扱いを受けないことや、個人として能力を発揮する機会が確保されること、暴力が根絶されることなど、男女の人権が尊重されなければなりません。

② 「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）に気づく視点

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、これらを「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

「社会的・文化的に形成された性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見などにつながっている場合には、これらが社会的、文化的に作られたものであることを意識して、社会的な合意を得ながら見直していく必要があります。

③ 女性のエンパワーメントの促進とチャレンジ支援

男女が対等に参画する社会を実現するためには、女性のエンパワーメント（女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で能力を発揮し、行動していくこと）が重要です。

また、チャレンジしたい女性が、いつでも、どこでも、誰でも、チャレンジできるような支援も求められています。

④ さまざまな主体との協働の推進

男女共同参画社会の実現には、県民、ボランティア・NPO、事業者・企業など多様な主体と協働（複数の主体が目標を共有し、対等なパートナーとして共に力を合わせて活動すること）して、取り組むことが重要です。

3 計画の体系

計画全体の目標「男女が共に輝くおかやまづくり」を実現するため、テーマ別に3つの基本目標を定め、その基本目標ごとに重点目標を定めます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり

重点目標 1	固定的な性別役割分担意識の解消や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に対する気づきの促進
施策の方向	① 社会制度・慣行の見直し ② 社会的気運の醸成
重点目標 2	男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進
施策の方向	① 情報収集・提供、調査・研究等の充実 ② 男女共同参画に関する現状調査の定期的な実施 ③ 国際的な視点に立った男女共同参画の推進
重点目標 3	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
施策の方向	① 学校における男女平等に関する教育・学習の充実 ② 家庭における男女平等に関する教育・学習の充実 ③ 地域における男女平等に関する教育・学習の充実
重点目標 4	男性にとっての男女共同参画の推進
施策の方向	① 男性の男女共同参画に対する理解促進 ② 男性の長時間労働等の働き方に対する意識啓発と家事・育児・介護参画の推進

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

重点目標 5	性別に基づくあらゆる暴力の根絶
施策の方向	① 性別に基づくあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進 ② 性犯罪・性暴力対策の推進 ③ 被害者への相談・支援・救済体制の充実 ④ 被害者の自立支援のための取組 ⑤ 加害者の更生のための取組 ⑥ 子ども・若者への予防啓発、デートDV対策の推進 ⑦ 関連施策の推進体制の強化と民間団体等との協働
重点目標 6	情報化社会における女性の人権の尊重
施策の方向	① 女性の人権を尊重した表現の促進 ② 情報化社会への対応
重点目標 7	生涯を通じた女性の健康支援
施策の方向	① 性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発等 ② 生涯を通じた女性の健康支援
重点目標 8	生活上のさまざまな困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり
施策の方向	① 貧困等生活上の困難に直面する人への支援 ② 男性の孤立防止、日常生活等の自立支援 ③ 高齢者、障がいのある人、性的マイノリティの人々が安心して暮らせる環境づくり
重点目標 9	男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進
施策の方向	① 防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ② 防災の現場における女性の参画拡大

基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり

重点目標 10	政策・方針決定過程への女性の参画拡大
施策の方向	① 公的分野における女性の参画拡大 ② 民間企業等における女性の参画拡大
重点目標 11	さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大
施策の方向	① さまざまな分野(医療・科学など)における女性の活躍の場の拡大 ② さまざまな産業(農林水産業・建設業・自営業など)における女性の活躍の場の拡大
重点目標 12	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
施策の方向	① 男女の均等な機会と待遇の確保の促進 ② 女性が働き続けることのできる環境づくり ③ さまざまなハラスメントへの対応
重点目標 13	女性のチャレンジ支援
施策の方向	① 職業能力開発と能力発揮の支援の充実 ② 女性活躍の「見える化」の取組の推進 ③ ライフイベント等により離職した女性への就職支援
重点目標 14	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現
施策の方向	① 仕事と家庭・地域生活の両立支援 ② 男女が共に子育て、介護などライフイベントに参画できる環境づくり ③ 多様で柔軟な働き方の推進
重点目標 15	若者・女性にも魅力ある地域の創出・発信
施策の方向	① 若者・女性に魅力ある地域・職場づくり ② 多様な暮らし方や働き方の発信

4 数値目標

取組の効果が検証できるよう、29 の数値目標を設定します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり

数値目標	策定時	目標値
○ 県民満足度調査「男女がともに能力を発揮して活躍できる環境になっている」の満足度の平均点	2.94 点 (R7)	3.03 点 (R12)
○ 家庭教育支援チームを設置している市町村数	19 市町村 (R6)	27 市町村 (R11)
○ 県民満足度調査「男女がともに能力を発揮して活躍できる環境になっている」の 20 代以下及び 30 代における満足度の平均点	3.01 点 (R7)	3.07 点 (R12)
○ ウィズセンターで実施する事業の参加者数における男性比率	31.4% (R6)	36.2% (R12)
◎ 14 日以上の男性の育児休業取得率	43.5% (R7)	55.8% (R12)

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

数値目標		策定時	目標値
◎	配偶者暴力相談支援センター又は女性相談支援員を設置している市町村数	5 市町村 (R6)	10 市町村 (R12)
○	女性相談支援センターが実施する、相談支援員等の資質を向上するための研修や交流会に参加した民間団体の参加者数	39 人 (R6)	100 人 (R12)
○	デートDV防止講座等を受講した児童・生徒等の数	1,489 人 (R6)	10,000 人 (R8～R12 累計)
○	県民意識調査「メディアでの性別による固定的な性別役割分担意識の表現や女性に対する暴力、性の表現」について「特に問題ない」と回答した人の割合	9.0% (R6)	12.0% (R11)
○	女性のがん検診の受診率	(乳がん) 52.7% (R4)	60.0% (R11)
		(子宮頸がん) 49.4% (R4)	60.0% (R11)
○	成人女性の1週間に1日以上運動・スポーツをする割合	42.9% (R6)	55.0% (R10)
○	自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	15.2 人 (R6)	12.7 人 (R12)
○	県防災会議の女性比率	33.8% (R7)	40.0% (R12)
○	女性消防団員数	706 人 (R6)	706 人 (R12)

基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり

数値目標		策定時	目標値
○	県の審議会等委員の女性比率	34.0% (R7)	40.0% (R12)
○	管理職における女性比率	◎(民間企業／課長級以上)	18.5% (R7)
		(一般職公務員／課長級以上)	21.2% (R12)
		(教育職公務員／教頭以上)	21.8% (R12) (P)
		32.1% (R7) ※数値は速報値	36.4% (R12)
○	女性の管理職登用を積極的に取り組みたいとする企業の割合	64.3% (R7)	77.0% (R12)
○	復職した女性医師数	43 人 (R3～R6 累計)	55 人 (R8～R12 累計)
○	農家における新規家族経営協定締結数	110 件 (R3～R6 累計)	114 件 (R8～R12 累計)
○	女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合	67.4% (R6)	73.4% (R12)
○	女性の活躍推進への取組を行っている企業の割合	65.6% (R7)	75.0% (R12)
○	ウィズセンターで実施する女性活躍支援講座・再就職支援講座の参加者数	505 人 (R6)	550 人 (R12)
○	保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数	436 人 (H29～R5 累計)	890 人 (R6～R11 累計)
○	放課後児童クラブ実施箇所数	711 箇所 (R6)	800 箇所 (R11)
○	おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定数	213 社 (R6)	475 社 (R11)
○	県民意識調査「地域」で男女の地位が平等だと感じている人の割合	23.9% (R6)	30.0% (R11)
○	県民意識調査「職場」で男女の地位が平等だと感じている人の割合	17.1% (R6)	22.0% (R11)
○	県内大学新卒者の県内就職率	42.9% (R6)	46.6% (R10)
○	本県出身の県外大学新卒者のUターン就職率	33.8% (R6)	35.5% (R10)

◎：基本目標としての数値目標

○：基本目標内の重点目標に掲げる数値目標

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり

男女共同参画の意識は、男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備される以前に比べると浸透してきていますが、家庭での性別役割分担について、「生活費を稼ぐ」のは夫、「家事・育児等」は妻の役割との認識が高く、また、社会通念・慣習・しきたりなどでの男女の地位の不平等感も根強く存在しています。

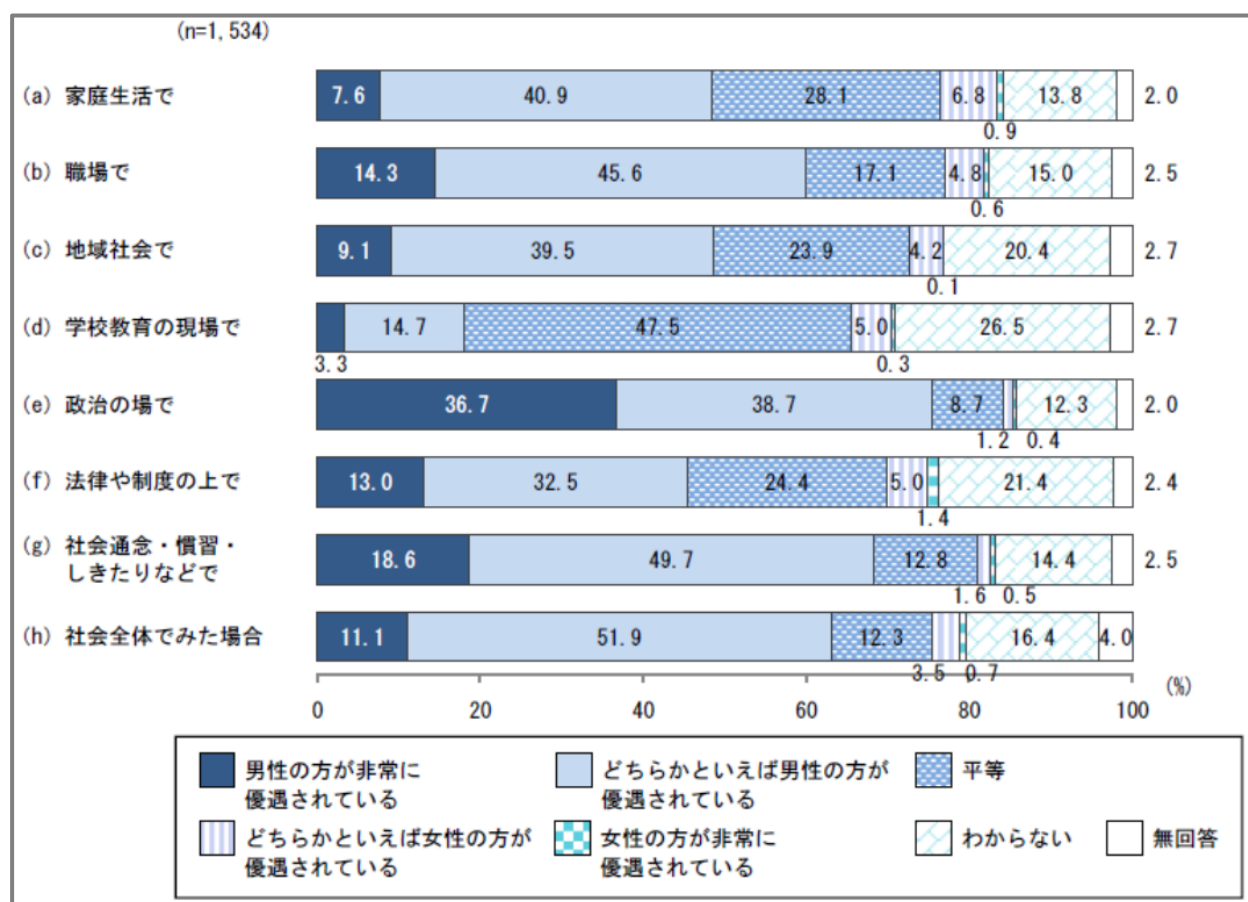
性差別、固定的な性別役割分担や偏見などにつながっている社会制度や慣行は、社会的な合意を得ながら見直していく必要があります。

男女が社会の対等なパートナーとして、さまざまな活動に共に参画できるよう、意識改革を促進します。

■各分野・社会全体における男女の地位の平等意識

(再掲)

Q：あなたは次にあげる分野で男女の地位は平等になっているとお考えですか。



※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

数値目標	策定時	目標値
14日以上の男性の育児休業取得率	43.5% (R7)	55.8% (R12)

重点目標 1 固定的な性別役割分担意識の解消や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス) に対する気づきの促進

＜現状と課題＞

私たちが日頃、無意識に受け入れている慣習やしきたりの中には、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を含んでいるものがあります。それは、男女共同参画の視点から見た場合、明らかに性別による区別を設けていなくても、置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に中立に機能していない場合があります。

男女共同参画社会の基盤づくりを進め、さらに若者や女性にも魅力的な地域づくりを後押しするため、さまざまな機会を捉え、地域社会や職場等での固定的な性別役割分担意識の解消に向けた男女双方の意識改革や、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に対する気づきを促す取組を進める必要があります。

また、ジェンダーアイデンティティ(性自認)や性的指向(好きになる性)を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、外国人であること、同和問題などに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合などについて、人権尊重と男女共同参画の観点からの啓発活動の促進や配慮が必要です。

数値目標	策定時	目標値
県民満足度調査「男女がともに能力を発揮して活躍できる環境になっている」の満足度の平均点 ＊	2.94 点 (R7)	3.03 点 (R12)

＊5 点満点

＜施策の方向＞

① 社会制度・慣行の見直し

推進する施策

- ◇男女共同参画を促進するための広報・啓発〔総合政策局 公聴広報課、県民生活部 人権・男女共同参画課・ウィズセンター〕
- ◇男女共同参画社会づくりのための意識啓発、情報提供等のための講座の開催〔県民生活部ウィズセンター〕
- ◇県内各地に出向いての男女共同参画の意識啓発〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇インターネット上の人権侵害、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、ハンセン病問題、患者等、性的マイノリティの人々等、さまざまな人権問題への理解と認識を深める啓発〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕
- ◇ユニバーサルデザインの考え方の全県的な普及〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕

② 社会的気運の醸成

推進する施策

- ◇男女共同参画を促進するための広報・啓発〔総合政策局 公聴広報課、県民生活部 人権・男女共同参画課・ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇男女共同参画社会への積極的な取組に対する顕彰制度〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕
- ◇男女共同参画社会づくりのための意識啓発、情報提供等のための講座の開催〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇県内各地に出向いての男女共同参画の意識啓発〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇インターネット上の人権侵害、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、ハンセン病問題、患者等、性的マイノリティの人々等、さまざまな人権問題への理解と認識を深める啓発〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕〔再掲〕
- ◇男女が共に子育てをする社会全体の気運の醸成〔県民生活部 人権・男女共同参画課、子ども・福祉部 子ども未来課〕
- ◇「農山漁村女性の日」の普及等、農林水産業における男女共同参画の促進のための広報・啓発〔農林水産部 農産課〕

重点目標２ 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進

<現状と課題>

県では、ウィズセンターを中心に情報収集・提供、調査・研究などを行うとともに、男女共同参画に関する施策をより効果的に実施するため、施策の達成状況や関連情報を取りまとめて公表し、現状を検証します。

全国の動向、先駆的な取組など最新の情報を収集し、活用するために、国や各都道府県などとの連携を深めるとともに、各地域において男女共同参画を推進する上で重要な役割を担う市町村と連携し、市町村の男女共同参画計画の策定や施策への支援を積極的に行っていく必要があります。また、令和7(2025)年に男女共同参画社会基本法が改正され、地方自治体等が実施する基本的な施策として、関係者相互の連携や協働の促進等が盛り込まれたことから、ウィズセンターが中心となって、独立行政法人男女共同参画機構のほか、NPOや各種団体などさまざまな主体との連携及び協働を強化し、地域におけるネットワークを構築していく必要があります。

さらに、男女共同参画の取組は、「女子差別撤廃条約」や「北京宣言及び行動綱領」、ジェンダー平等を含む「持続可能な開発目標(SDGs)」など、国際社会の取組と密接な関係を有しており、その影響を受けながら進んでいます。SDGsにおいては、ジェンダー平等の実現及びジェンダー主流化(注4)は、分野横断的な価値としてSDGsのすべての目標の実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要であることが示されています。

日本は、ジェンダー・ギャップ指数(GGI)(注5)が148か国中118位(2025年)と、国際比較において低い順位となっており、分野別に見ると、「政治」と「経済」の値が低くなっています。

引き続き、国際的な動向等について、理解と関心を深めるとともに、男女共同参画の推進に活かしていく必要があります。

(注4) ジェンダー主流化

あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、すべての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。

(注5) ジェンダー・ギャップ指数(男女平等指数)

各国における男女格差を明らかにするため、「世界経済フォーラム」が毎年発表しています。

経済(労働人口、賃金、管理職・専門職の男女比など)、教育(識字率、初等・中等・高等教育の就学率)、保健(平均寿命、出生時の男女比)、政治(議員、閣僚の男女比など)の4分野を対象に算出しています。1が完全平等、0が完全不平等を示しており、1に近いほど男女平等を意味します。

【持続可能な開発目標（SDGs）】



【GGI 及び国際順位】

順位	国名	GGI
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド	0.827
6	スウェーデン	0.817
118	日本	0.666

※世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2025」

＜施策の方向＞

① 情報収集・提供、調査・研究等の充実

推進する施策

- ◇男女共同参画推進のための情報収集・提供等〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇人材情報の収集・提供〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇情報誌「ういず」のインターネットを活用した発信〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇メールマガジン「ウィズおかやまかわらばん」の発行〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇SNSを活用した情報発信〔県民生活部 ウィズセンター〕

② 男女共同参画に関する現状調査の定期的な実施

推進する施策

- ◇男女共同参画関連施策・情報についての報告書の作成・公表〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕
- ◇男女共同参画に関する県民意識調査の実施〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕
- ◇市町村の男女共同参画についての現状調査及び情報提供〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕
- ◇市町村における男女共同参画事業に対する支援等〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕
- ◇ウィズセンター登録団体間のネットワークづくり〔県民生活部 ウィズセンター〕

③ 国際的視点に立った男女共同参画の推進

推進する施策

- ◇国際的な取組・国際比較等に関する情報収集・周知〔県民生活部 人権・男女共同参画課・ウィズセンター〕
- ◇国際的な取組等への関心や意識を高めるための学習機会の提供〔県民生活部 ウィズセンター〕

重点目標 3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

<現状と課題>

男女共同参画社会の実現に向けて、効果的に理解を促進するためには、学校、家庭、地域などあらゆる場を通じた広報・啓発の総合的な実施と、幼児から高齢者に至るそれぞれの年代にとって、親しみやすくわかりやすい啓発活動を展開する必要があります。

特に、将来を担う若い世代が男女共同参画の意識を身に付け、行動することは、男女共同参画社会の実現に大きく寄与すると同時に、一人ひとりの可能性を広げ、充実した人生を送ることにもつながります。子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)にとらわれず、将来を見通した自己形成ができるよう家庭や学校教育などを通じた取組を進めることが必要です。

男女平等に関する教育において大きな役割を担う学校においても、人権の尊重、男女の平等や相互理解と協力の必要性、家庭生活の大切さなどについて子どもたちの理解を深めるため、男女共同参画の理念に基づいた適切な指導ができるよう、教職員の資質と指導力の向上が重要です。

また、家庭や地域において、親世代の意識や生活態度、地域のしきたりなどは、子どもに大きな影響を与えます。「男の子だから、女の子だから…」といった固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)にとらわれることなく、子ども一人ひとりの個性と能力を発揮できるような環境づくりや、あらゆる年代や立場の人が男女共同参画社会づくりに取り組むための多様な学習機会の提供が必要です。

数値目標	策定時	目標値
家庭教育支援チームを設置している市町村数（注6）	19 市町村 (R6)	27 市町村 (R11)
県民満足度調査「男女がともに能力を発揮して活躍できる環境になっている」の20代以下及び30代における満足度の平均点 ＊	3.01 点 (R7)	3.07 点 (R12)

＊5点満点

（注6）家庭教育支援チーム

子育てサポーターや保健師、民生委員等の専門家や子育て経験者等の地域人材から構成されるチーム。家庭や企業を訪問したりサロンを開催したり等して、家庭教育に関する情報や学習機会の提供、相談対応を行う。

<施策の方向>

① 学校における男女平等に関する教育・学習の充実 推進する施策

- ◇県内各地に出向いての男女共同参画の意識啓発〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇青少年健全育成に向けた講師の派遣〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕
- ◇私立学校等を対象とした人権教育に対する補助事業の実施〔総務部 総務学事課〕
- ◇公立学校における人権教育（男女平等の推進）の実施〔教育庁 人権教育課〕

- ◇公立学校における家庭科教育等の実施〔教育庁 高校教育課・義務教育課〕
- ◇公立学校における職業観、勤労観の醸成〔教育庁 高校教育課・義務教育課〕

② 家庭における男女平等に関する教育・学習の充実

推進する施策

- ◇家庭における男女平等に関する学習機会の提供〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇子どもや家庭に関する相談及び指導・助言〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕
- ◇家庭教育支援チーム等による子育てに関する悩みを持つ親等を支援するための相談・助言〔教育庁 生涯学習課〕

③ 地域における男女平等に関する教育・学習の充実

推進する施策

- ◇地域に密着した男女共同参画推進事業(研修会の開催等)の県内全域にわたる展開〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕
- ◇青少年健全育成に向けた講師の派遣〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕〔再掲〕
- ◇県内各地に出向いての男女共同参画の意識啓発〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇男女共同参画の視点をもった地域リーダー等の養成〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇生涯学習大学等による生涯にわたる多様な学習機会の提供〔教育庁 生涯学習課〕
- ◇市町村教育委員会担当者等を対象とした人権教育・啓発指導者養成講座や人権教育連絡会の開催〔教育庁 人権教育・生徒指導課〕

重点目標 4 男性にとっての男女共同参画の推進

＜現状と課題＞

男女共同参画社会の推進は、女性だけでなく、男性にとっても生きやすく暮らしやすい多様な幸せ(well-being)を実現する社会をつくることでもあります。

国の調査(総務省「令和3年社会生活基本調査」)では、6歳未満の子どもがいる夫婦の妻の家事関連時間は夫の約4倍であり、女性に負担が偏っています。男性の育児休業取得率は上昇傾向にありますが、女性に比べて短期間の取得が多く、子どもの年齢にかかわらず、残業をしながらフルタイムで働く男性の割合は高くなっています。この背景として、長時間労働や転勤等を当然視する労働慣行や、男性の家事・育児等への参画に対する意識改革が進んでいないことが考えられます。

令和6(2024)年に改正された育児・介護休業法により、企業には子育て中でも柔軟に働ける制度を用意することや、育児中の労働者一人ひとりの意向を個別に確かめ、働き方に反映させる仕組みが義務付けられました。育児休業取得率等の公表義務についても、従業員300人超の企業に拡大されています。

男女共同参画社会の実現のために、男性が果たす役割は大変重要であり、男性の男女共同参画に対する理解や長時間労働等を前提とした働き方などに対する意識改革を進めるとともに、男性の育児休業の取得に加え、期間の長期化を促進し、育児休業にとどまらない共働き・共育ての実現に向け、男性が育児休業取得後も積極的に家事や育児に参画できる環境づくりを推進します。

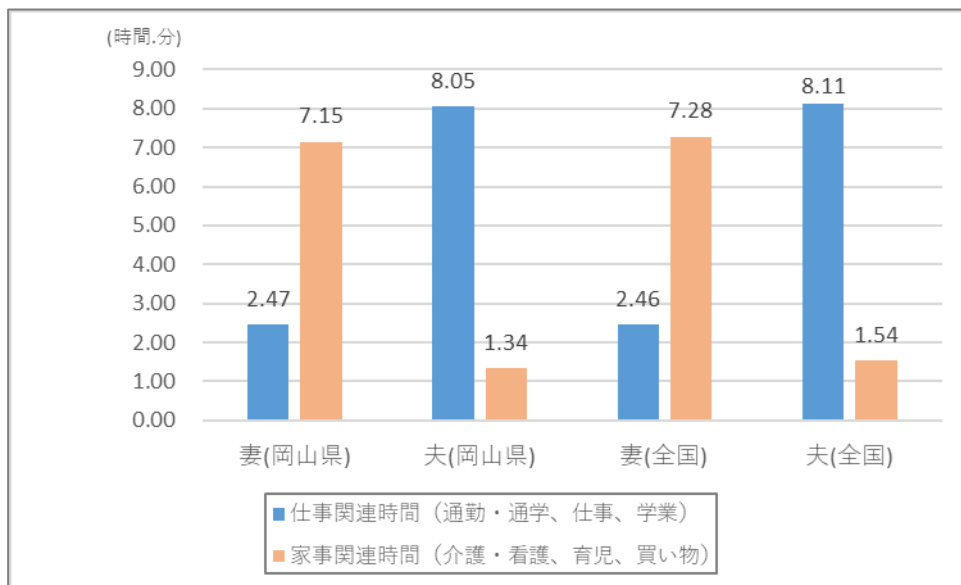
数値目標	策定時	目標値
ウィズセンターで実施する事業の参加者数における男性比率	31.4%(R6)	36.2%(R12)
14日以上男性の育児休業取得率(再掲)	43.5%(R7)	55.8%(R12)

■ 6歳未満の子どもを持つ妻と夫の仕事関連時間・家事関連時間（1日あたり）（岡山県・全国）
（時間、分）

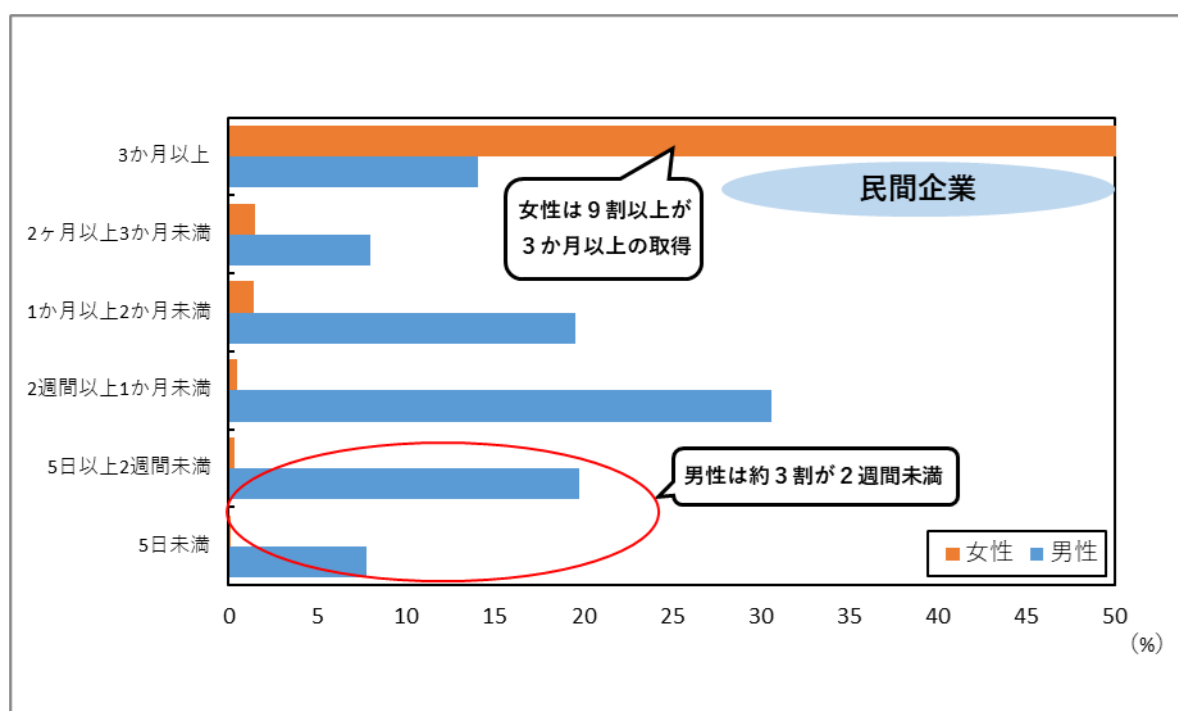
		岡山県			全国		
		妻	夫	妻と夫の時間差 (妻－夫)	妻	夫	妻と夫の時間差 (妻－夫)
仕事関連		2.47	8.05	△5.18	2.46	8.11	△5.25
	通勤・通学	0.24	0.44	△0.20	0.20	0.49	△0.29
	仕事	2.22	7.21	△4.59	2.24	7.20	△4.56
	学業	0.01	0.00	0.01	0.02	0.02	0.00
家事関連		7.15	1.34	5.41	7.28	1.54	5.34
	家事	3.10	0.22	2.48	2.58	0.30	2.28
	介護・看護	0.05	0.00	0.05	0.03	0.01	0.02
	育児	3.36	0.58	2.38	3.54	1.05	2.49
	買い物	0.24	0.14	0.10	0.33	0.18	0.15

※総務省「令和3年社会生活基本調査」

■ 6歳未満の子どもを持つ妻と夫の仕事関連時間・家事関連時間（1日あたり）（岡山県・全国）
（再掲）



※総務省「令和3年社会生活基本調査」



※人権・男女共同参画課「令和7年度県内事業所の男性育休取得状況等に関する調査」

＜施策の方向＞

① 男性の男女共同参画に対する理解促進

推進する施策

- ◇男性の男女共同参画に対する理解を促進するための講座や啓発の実施〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇地域に密着した男女共同参画推進事業(研修会の開催等)の県内全域にわたる展開〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕〔再掲〕
- ◇男性相談員による男性電話相談の実施〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇新規採用職員研修等による県職員の意識啓発〔総務部 人事課〕

② 男性の長時間労働等の働き方に対する意識啓発と家事・育児・介護参画の推進

推進する施策

- ◇働き方改革の取組促進〔県民生活部 人権・男女共同参画課、子ども・福祉部 子ども未来課、産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のための広報・啓発等〔県民生活部 人権・男女共同参画課、子ども・福祉部 子ども未来課、産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇男性の家事・育児等への参画を推進するセミナー、体験会等の開催〔県民生活部 人権・男女共同参画課、保健医療部 健康推進課〕
- ◇専門家の派遣による企業の取組支援〔県民生活部 人権・男女共同参画課、子ども・福祉部 子ども未来課〕

- ◇おかやま子育て応援宣言企業の登録・認定及び表彰〔子ども・福祉部 子ども未来課〕
- ◇男女が共に子育てをする社会全体の気運の醸成〔県民生活部 人権・男女共同参画課、子ども・福祉部 子ども未来課〕〔再掲〕
- ◇事業主等に対する育児・介護休業制度の周知・啓発等〔県民生活部 人権・男女共同参画課、産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇県の職場における育児短時間勤務・早出遅出勤務など、働きながら育児をしやすい環境の整備〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課・教職員課、警察本部 警務課〕
- ◇育児休業の取得促進など男性職員の子育て参画促進〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課・教職員課、警察本部 警務課〕

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

男女共同参画社会の実現のためには、性別や年齢などにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重されることが何よりも重要です。

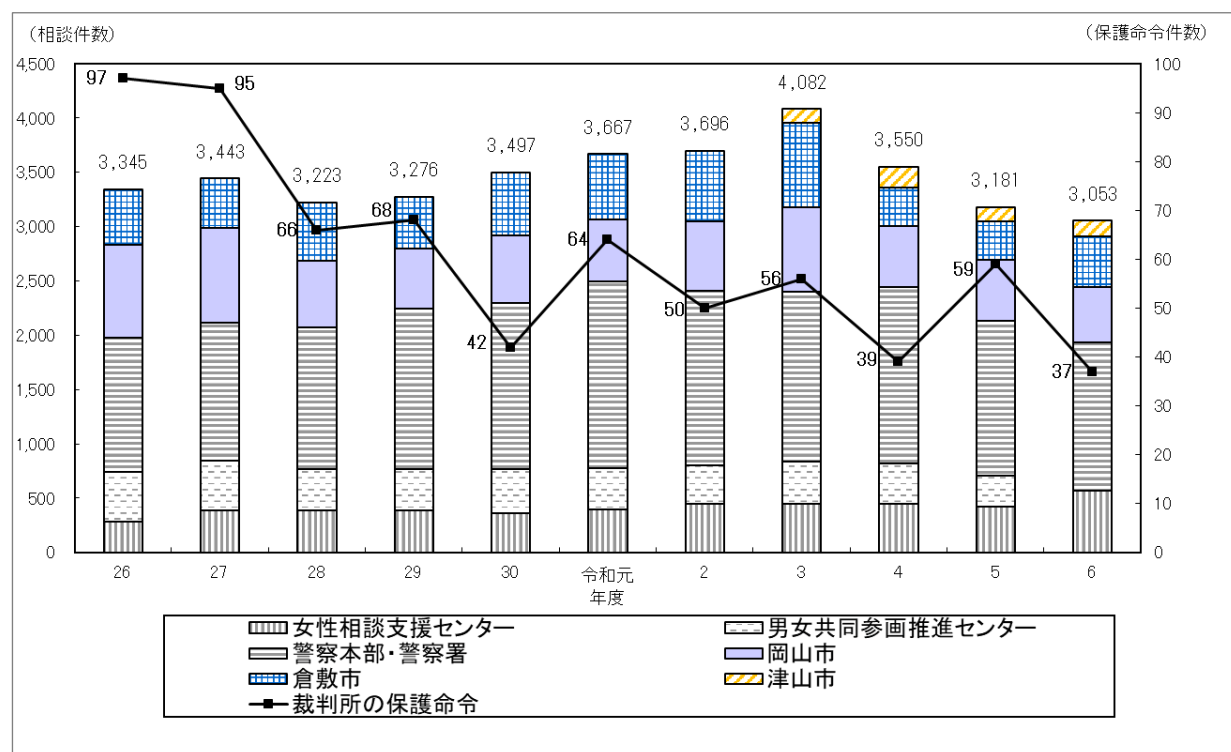
暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力は、個人の尊厳を踏みにじり、安全で安心な暮らしを妨げる大きな要因となっています。性別に基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者の尊厳を回復するための支援の充実に取り組む必要があります。

また、女性には、妊娠や出産など、生涯を通じて、男性とは異なる健康上の特性があることから、女性のライフステージに応じた心と体の健康づくりを支援します。

さらに、非正規雇用労働者やひとり親家庭など、さまざまな生活上の困難に直面する人々への支援に取り組めます。

■ DV相談件数と裁判所の保護命令件数（岡山県）

（再掲）



※地域福祉課調べ

※男女共同参画推進センターについて、令和6（2024）年度から配偶者暴力相談支援センターの機能が女性相談支援センターへ集約されたため、相談件数に含まれていない。

数値目標	計画策定時	目標値
配偶者暴力相談支援センター又は女性相談支援員を設置している市町村数	5市町村(R6)	10市町村(R12)

重点目標5 性別に基づくあらゆる暴力の根絶

＜現状と課題＞

配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなど、すべての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の心身を深く傷つけ、その後の人生にも深刻な影響を及ぼすものです。当事者の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。

性別に基づくあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現していく上で不可欠であり、社会全体で取り組み、克服すべき重大な課題にほかなりません。そのためには、暴力の発生を防ぎ、暴力を容認しない社会風土の醸成に努めるとともに、被害者のニーズに応じた支援体制の充実が求められています。

配偶者等からの暴力(DV)については、相談件数が近年3,000件を超えて推移しており、県民意識調査でも、配偶者のいる又はいた女性の約4割、男性の2割台半ばが配偶者等から暴力を受けたことがあるとの結果が出ています。特に女性に対する暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、その根絶に向けては、社会経済における男女間の格差是正や、男女の人権尊重の徹底等の意識改革に取り組む必要があります。

配偶者等からの暴力(DV)は、子どもの目の前で配偶者等へ暴力を振るう、いわゆる「面前DV」をはじめ児童虐待との関連が指摘されるなど、複雑化・多様化しており、引き続き、市町村、児童相談所など関係機関と連携し、かつ、ボランティア・NPOと協働し、広報・啓発や、被害者の保護と自立支援に取り組む必要があります。

若い世代においては、交際相手からの暴力(デートDV・ストーカー)についても、予防啓発、教育・学習の推進や相談窓口の周知が重要です。

また、性犯罪・性暴力については、被害者の人としての尊厳を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えることから、「同意のない性的な行為は性暴力である」という認識を社会全体で共有し、被害者が相談しやすい環境づくりや切れ目ない支援、教育・啓発活動を通じた意識改革が必要です。

数値目標	策定時	目標値
配偶者暴力相談支援センター又は女性相談支援員を設置している市町村数(再掲)	5市町村(R6)	10市町村(R12)
女性相談支援センターが実施する、相談支援員等の資質を向上するための研修や交流会に参加した民間団体の参加者数	39人(R6)	100人(R12)
デートDV防止講座等を受講した児童・生徒等の数	1,489人(R6)	10,000人(R8～R12累計)

＜施策の方向＞

① 性別に基づくあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進

推進する施策

◇性別に基づくあらゆる暴力を許さない社会環境づくりに向けての啓発〔県民生活部

- ウィズセンター、子ども・福祉部 地域福祉課・子ども家庭課]
- ◇DVに関する相談窓口の周知〔子ども・福祉部 地域福祉課〕
- ◇県の職場におけるハラスメント防止対策の推進〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課・教職員課、警察本部 監察課〕
- ◇高齢者及び障害のある人への虐待防止の推進〔保健医療部 健康推進課、子ども・福祉部 指導監査課・障害福祉課・長寿社会課〕
- ◇職場におけるハラスメント防止対策の普及・啓発〔産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇教職員等を対象とした人権意識の啓発〔教育庁 人権教育・生徒指導課〕
- ◇県立学校における人権学習(性別に基づくあらゆる暴力の防止)の推進〔教育庁 人権教育・生徒指導課〕
- ◇風俗環境浄化対策等の推進〔警察本部 生活安全企画課・少年課・生活安全捜査課〕
- ◇ストーカー対策の推進〔警察本部 人身安全対策課〕

② 性犯罪・性暴力対策の推進

推進する施策

- ◇ワンストップ支援センターの機能強化など性犯罪・性暴力被害の申告や相談をしやすい環境づくり〔県民生活部 くらし安全安心課、子ども・福祉部 女性相談支援センター、警察本部 県民広報課・捜査第一課〕
- ◇関係機関の連携強化など切れ目のない手厚い性犯罪・性暴力被害者支援の推進〔県民生活部 くらし安全安心課、子ども・福祉部 女性相談支援センター〕
- ◇教育・啓発活動を通じた社会の意識啓発と暴力予防〔教育庁 人権教育・生徒指導課〕
- ◇望まない妊娠への対応など、妊娠・出産に関する専門的な相談を受ける「おかやま妊娠・出産サポートセンター」の更なる周知〔保健医療部 健康推進課〕

③ 被害者への相談・支援・救済体制の充実

推進する施策

- ◇相談支援体制の整備など市町村が行うDV対策との連携や支援〔子ども・福祉部 地域福祉課〕
- ◇DV相談とDV被害者を支援する体制（配偶者暴力相談支援センター）の充実〔子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕
- ◇医療関係者等のDVについての理解の促進〔子ども・福祉部 地域福祉課〕
- ◇DVに関する相談窓口の周知〔子ども・福祉部 地域福祉課〕〔再掲〕
- ◇ワンストップ支援センターの機能強化など性犯罪・性暴力被害の申告や相談をしやすい環境づくり〔県民生活部 くらし安全安心課、子ども・福祉部 女性相談支援センター、警察本部 県民広報課・捜査第一課〕〔再掲〕
- ◇男女共同参画に関する総合相談の実施〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇女性の人権についての相談機関の連携〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇男性相談員による男性電話相談の実施〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇在住外国人に対する相談体制の充実〔県民生活部 国際課、子ども・福祉部 女性相

談支援センター]

- ◇関係機関の連携強化など切れ目のない手厚い性犯罪・性暴力被害者支援の推進〔県民生活部 暮らし安全安心課、子ども・福祉部 女性相談支援センター〕〔再掲〕
- ◇望まない妊娠への対応など、妊娠・出産に関する専門的な相談を受ける「おかやま妊娠・出産サポートセンター」の更なる周知〔保健医療部 健康推進課〕〔再掲〕
- ◇迅速で安全な保護体制の充実〔子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕
- ◇障害のある人へのDVについての情報提供〔子ども・福祉部 障害福祉課〕
- ◇高齢者及び障害のある人への虐待防止の推進〔保健医療部 健康推進課、子ども・福祉部 指導監査課・障害福祉課・長寿社会課〕〔再掲〕
- ◇児童生徒・教職員等への各種相談窓口の紹介〔教育庁 人権教育・生徒指導課〕
- ◇DV被害者及びストーカー被害防止のための相談体制の強化及び支援の推進〔警察本部 県民広報課・人身安全対策課・捜査第一課〕
- ◇市町村要保護児童対策地域協議会等との連携による子どもに対する支援の充実〔子ども・福祉部 地域福祉課・子ども家庭課・女性相談支援センター〕
- ◇男性等の一時保護等の検討〔子ども・福祉部 地域福祉課〕
- ◇民生委員・児童委員等のDVについての理解促進〔子ども・福祉部 地域福祉課・子ども家庭課〕
- ◇DV被害者からの苦情の適切かつ迅速な処理〔子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕

④ 被害者の自立支援のための取組

推進する施策

- ◇民間団体と連携した自立支援体制の強化〔子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕
- ◇DV被害者の住居の確保に向けた支援や県営住宅の提供〔子ども・福祉部 女性相談支援センター、土木部都市局 住宅課〕
- ◇就業や福祉制度等の情報提供〔県民生活部 ウィズセンター、子ども・福祉部 女性相談支援センター、産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇DV被害者等に係る情報の保護〔県民生活部 市町村課、子ども・福祉部 地域福祉課〕
- ◇法律相談の実施や法律扶助制度の情報提供〔県民生活部 暮らし安全安心課・ウィズセンター、子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕
- ◇心的外傷後ストレス障害を含む心の回復及び生活支援〔子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕

⑤ 加害者の更生のための取組

推進する施策

- ◇国や他県の取組状況等の情報収集及び市町村等への情報提供・共有〔子ども・福祉部 地域福祉課〕
- ◇県内の情勢、更生の意思のある加害者ニーズを踏まえた加害者更生の取組手法の

調査研究〔子ども・福祉部 地域福祉課〕

◇精神科医療機関と連携したストーカー加害者対策の推進〔警察本部 人身安全対策課〕

◇「アルコール依存症」等への支援体制の充実〔保健医療部 健康推進課〕

⑥ 子ども・若者への予防啓発、デートＤＶ対策の推進

推進する施策

◇若年層を対象としたデートＤＶ防止のための広報・啓発〔子ども・福祉部 地域福祉課〕

◇学校等が開催するデートＤＶ防止のための啓発講座への講師派遣〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕

◇県立学校における人権学習（性別に基づくあらゆる暴力の防止）の推進〔教育庁 人権教育・生徒指導課〕〔再掲〕

⑦ 関連施策の推進体制の強化と民間団体等との協働

推進する施策

◇ＤＶ相談に関係する機関で構成する法定協議会での意見交換及び課題の検討〔県民生活部 ウィズセンター、子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕

◇相談支援体制の整備など市町村が行うＤＶ対策との連携や支援〔子ども・福祉部 地域福祉課〕〔再掲〕

◇民間団体と連携した自立支援体制の強化〔子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕〔再掲〕

◇ＤＶ被害者の移送も想定した広域連携の推進〔子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕

◇市町村におけるＤＶ防止基本計画の策定等支援〔子ども・福祉部 地域福祉課〕

重点目標 6 情報化社会における女性の人権の尊重

<現状と課題>

男女共同参画社会の実現に向けて、メディアの影響力は極めて大きく、特に広報・啓発における役割が期待されます。

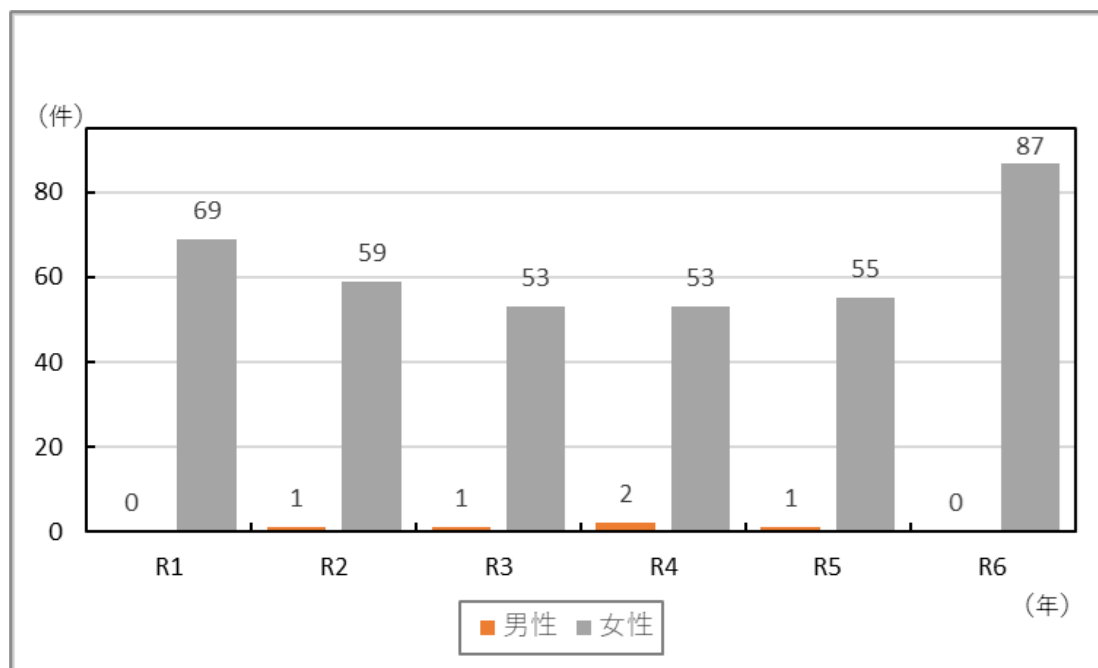
憲法では、「表現の自由」を権利の一つとして保障していますが、同時に表現される側の人権についても保障されなければなりません。特に、性の商品化や暴力などの表現については、社会全体の性に関する道徳観、倫理観を損ない、さらに、女性の人権を侵害していることを認識する必要があります。受け手側もメディアからの情報をただ受け取るだけではなく、主体的に読み解いていく能力の向上が求められます。

また、スマートフォン等の急速な普及やSNS（注7）等のサービス拡大に伴い、性犯罪やインターネット上のいじめ、誹謗中傷、個人情報の流出等のトラブルに巻き込まれたり、引き起こしたりする危険性が特に青少年を含む若年層において高まっており、その対応が一層求められています。

（注7）SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、インターネット上で登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことであり、FacebookやLINEなどがあります。

■わいせつ情報等のインターネットを利用した違法情報の取締件数（被害者の性別）

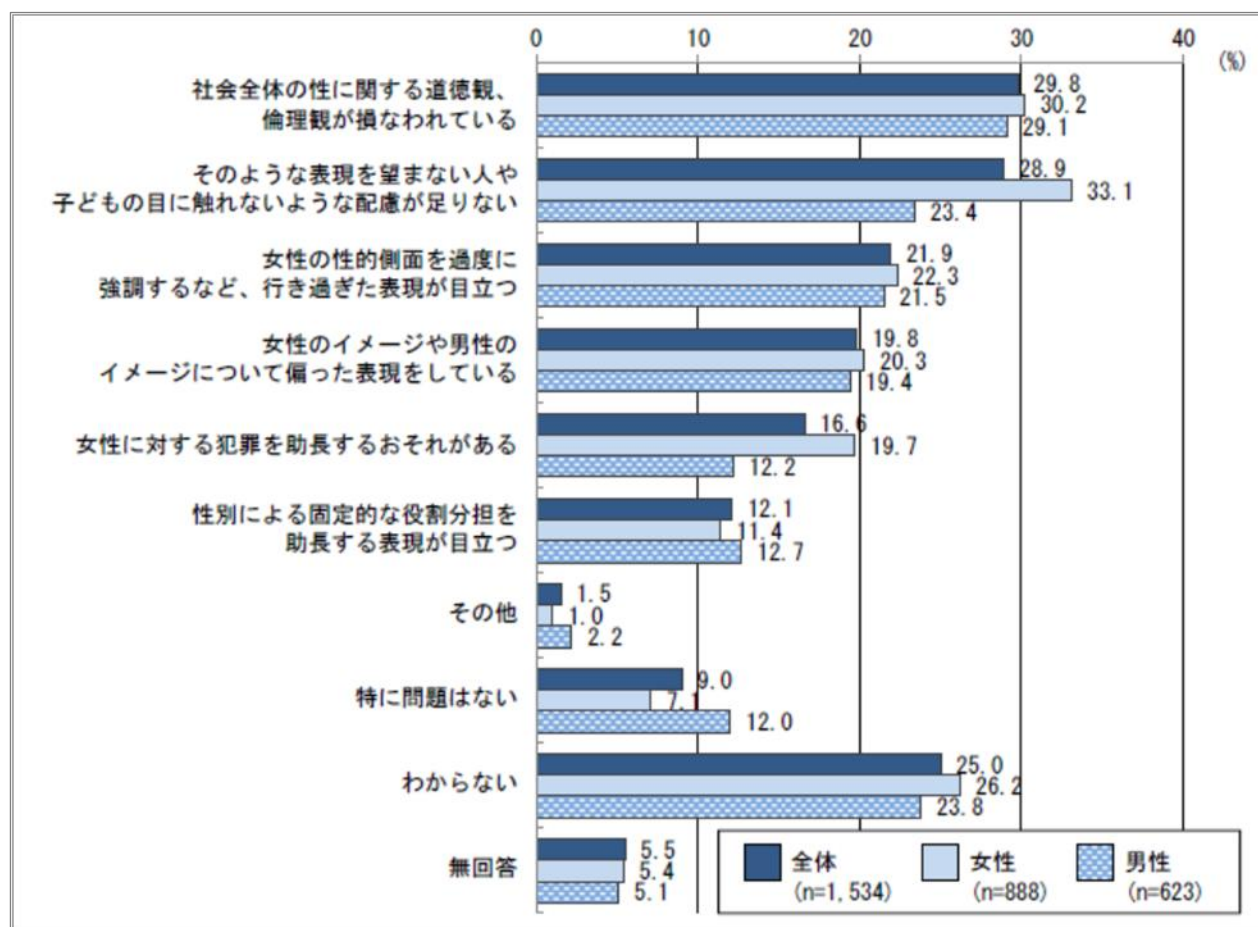


※岡山県警察本部調べ（各年 12 月 31 日時点）

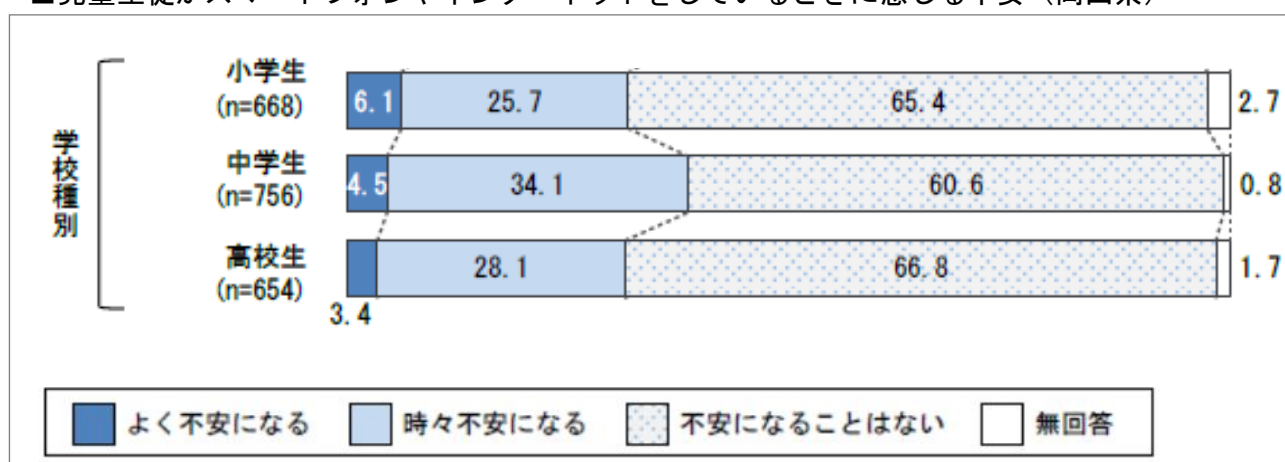
※わいせつ物頒布罪等被害者が存在しない罪を除く

■メディアでの性別による固定的な役割分担の表現や女性に対する暴力、性の表現の現状認識

Q：テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネットなどメディアでの性別による固定的な役割分担の表現や女性に対する暴力、性の表現について、あなたはどのようにお考えですか。（複数回答）



■児童生徒がスマートフォンやインターネットをしているときに感じる不安（岡山県）



※県「令和5年度青少年の意識等に関する調査」

数値目標	策定時	目標値
県民意識調査「メディアでの性別による固定的な性別役割分担の表現や女性に対する暴力、性の表現」について「特に問題ない」と回答した人の割合	9.0% (R6)	12.0% (R11)

＜施策の方向＞

① 女性の人権を尊重した表現の促進

推進する施策

- ◇県の各部局における男女共同参画の視点を踏まえた広報の推進〔全部局〕
- ◇県広報紙などへの掲載広告に関する庁内審査会の開催〔総合政策局 公聴広報課〕

② 情報化社会への対応

推進する施策

- ◇携帯電話事業者等への立入調査によるフィルタリングの設定促進〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕
- ◇インターネットやスマートフォンの正しい使い方に関する広報の実施による情報リテラシーの向上〔総務部 デジタル推進課、子ども・福祉部 子ども家庭課〕
- ◇情報リテラシー(注8)に関する啓発講座への講師派遣〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕
- ◇スマホ等の利用に関する家庭でのルールづくりの促進〔教育庁 人権教育・生徒指導課〕
- ◇小・中・高校等を対象としたネットモラル教室の実施〔警察本部 少年課〕
- ◇わいせつ情報等の違法・有害情報対策の推進〔警察本部 生活安全捜査課・サイバー犯罪対策課〕

（注8）情報リテラシー

リテラシーとは本来、文字を読み書きする能力のこと。「情報」や「IT」等と組み合わせて、各種の情報源を適切に利用し、大量の情報の中から必要な情報を収集・整理・活用（発信等）するための能力を表す。

重点目標 7 生涯を通じた女性の健康支援

<現状と課題>

男女がお互いを尊重し、性別による違いを理解しあって健やかに過ごすことは、男女共同参画社会を実現するために重要です。

女性の心身の状態は、年代や月経・妊娠・閉経等に伴う内分泌環境の変化によって大きな影響を受けるという特性があり、生涯を通じて男性とは異なる身体的、精神的、社会的な健康上の変化や問題に直面することに男女とも留意する必要があります。「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」(注9)の視点が重要です。

近年、女性の就業の増加や晩婚化など婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる環境が変化してきていることを踏まえながら、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージごとの課題に応じた支援が必要です。

中高生などを対象に、若いうちから乳幼児と触れ合う機会を提供するなど、次世代を担う子どもたちが自身のライフプランを構築できるよう、妊孕性(にんようせい)をはじめ妊娠・出産、プレコンセプションケア(注10)などについて正しい知識の普及啓発に努めます。

令和7(2025)年に改正された女性活躍推進法の基本原則において、女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に留意して行われなければならない旨が盛り込まれました。女性特有の健康課題による社会全体の経済損失は年間約3.4兆円と推計されたとの試算もあり、働く女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、また、健やかで充実した毎日を送ることができるよう、女性の健康に関する知識の向上や、社会的な関心を喚起することが重要です。

また、不妊治療を希望する人が増えており、経済的負担の軽減や仕事との両立支援が求められています。

こうした視点や状況を踏まえ、性別による違いについて理解を深めるとともに、女性の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組を進める必要があります。

(注9) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

平成6(1994)年の国際人口／開発会議で提唱された考え方で、女性の重要な人権のひとつとされています。

○性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス)

人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること

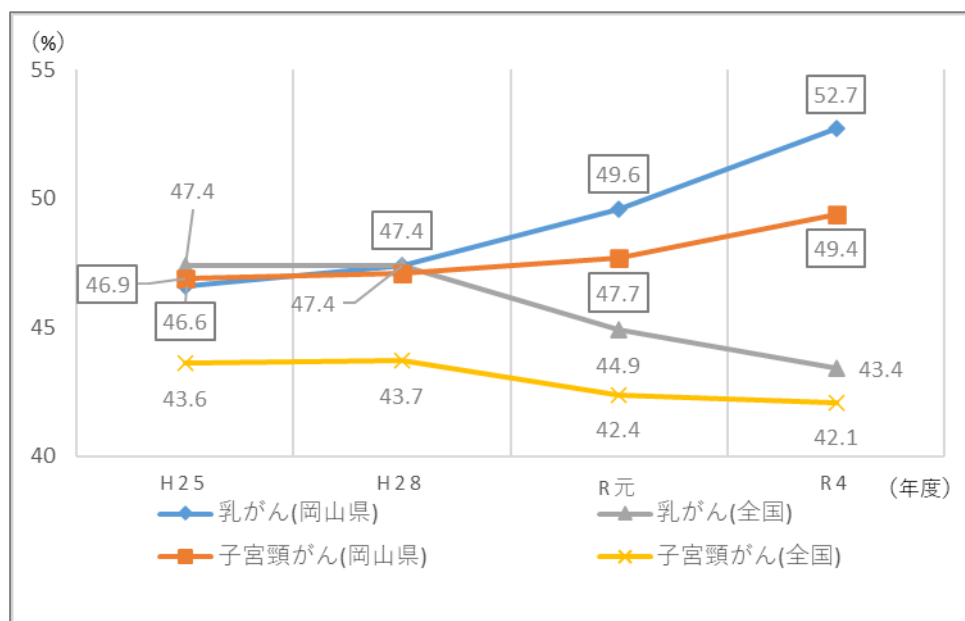
○性と生殖に関する権利(リプロダクティブ・ライツ)

すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利

(注 10) プレコンセプションケア

性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)や将来の健康を考えて健康管理を行うこと。

■女性のがん検診の受診率(岡山県)



※厚生労働省「国民生活基礎調査」

数値目標		策定時	目標値
女性のがん検診の受診率 *	(乳がん)	52.7% (R4)	60.0% (R11)
	(子宮頸がん)	49.4% (R4)	60.0% (R11)
成人女性の1週間に1日以上運動・スポーツをする割合		42.9% (R6)	55.0% (R10)

* 国民生活基礎調査(3年ごと)による。

<施策の方向>

① 性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発等

推進する施策

- ◇エイズ等の出前講座など、エイズ・H I V感染症や梅毒、その他の性感染症に関する正しい知識の普及啓発の推進〔保健医療部 疾病感染症対策課〕
- ◇エイズ・H I V感染症や梅毒、その他の性感染症に関する相談検査体制の充実、医療対策の促進等〔保健医療部 疾病感染症対策課〕
- ◇不妊に悩む夫婦の精神的・経済的負担軽減のための支援〔保健医療部 健康推進課〕
- ◇不妊及び不育治療に関する職場での理解促進〔保健医療部 健康推進課〕
- ◇妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発〔保健医療部 健康推進課〕
- ◇公立学校における児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導の実施〔教育庁 保

健体育課]

② 生涯を通じた女性の健康支援

推進する施策

◇生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりの推進〔環境文化部 スポーツ振興課〕

◇周産期における高度専門的な医療体制の整備〔保健医療部 医療推進課〕

◇乳がん、子宮頸がんについての正しい知識の普及啓発と検診受診率の向上〔保健医療部 疾病感染症対策課〕

◇女性の心と身体に対する相談支援の実施〔保健医療部 健康推進課〕

◇若年女性のやせ等の健康課題とその予防についての普及啓発〔保健医療部 健康推進課〕

重点目標 8 生活上のさまざまな困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり

＜現状と課題＞

経済情勢などの変化に伴い、非正規雇用労働者やひとり親家庭、ニート、ひきこもりなど、さまざまな生活上の困難に直面している人がいます。

特に、経済的に不安定なひとり親家庭などについて、貧困からくる子どもの養育や健康面への悪影響の連鎖を断ち切るためにも、相談体制の強化、自立支援などの対策を実施していく必要があります。

また、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、令和6(2024)年4月に施行された女性支援新法等に基づき、困難な問題を抱える女性に対して包括的に支援を実施できるよう、市町村や民間団体等と緊密な連携を図りながら取組を推進します。

男性においては、固定的な性別役割分担意識がもたらす過度のプレッシャーや、地域での孤立などによる心身の健康の問題も懸念されます。周囲とのネットワークづくり、家事など日常生活面の支援なども重要です。

さらに、地域で高齢者の生活を支えていくための地域包括ケアシステムの構築や介護保険制度による適切なサービスの実施など、高齢者や介護する家族を支援する必要があります。

さまざまな困難な状況に置かれている人々が自立し、安心して生活できる環境づくりに向けた支援を進める必要があります。

数値目標	策定時	目標値
自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	15.2人(R6)	12.7人(R12)
女性相談支援センターが実施する、相談支援員等の資質を向上するための研修や交流会に参加した民間団体の参加者数(再掲)	39人(R6)	100人(R12)

＜施策の方向＞

① 貧困等生活上の困難に直面する人への支援

推進する施策

- ◇自殺防止対策の推進〔保健医療部 健康推進課〕
- ◇生活困窮者に対する相談活動及び生活福祉資金の貸付等の推進〔子ども・福祉部 地域福祉課〕
- ◇相談支援体制の整備など市町村が行うDV対策との連携や支援〔子ども・福祉部 地域福祉課〕〔再掲〕
- ◇民間団体と連携した自立支援体制の強化〔子ども・福祉部 地域福祉課・女性相談支援センター〕〔再掲〕
- ◇ひとり親家庭等に対する就業相談から就業情報の提供にいたるまでの一貫した就労支援〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕

- ◇ひとり親家庭等における医療費負担の軽減〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕
- ◇ひとり親家庭等に対する生活全般に係る相談対応〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕
- ◇児童扶養手当の支給〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕
- ◇母子家庭の母等の職業能力開発の取組に対する支援〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕
- ◇母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕
- ◇母子家庭の母等の職業訓練に伴う経済的負担の軽減〔産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇県営住宅の一般住戸入居におけるひとり親世帯や子育て世帯、生活保護受給世帯等への抽選時における優遇措置〔土木部都市局 住宅課〕

② 男性の孤立防止、日常生活等の自立支援

推進する施策

- ◇男性相談員による男性電話相談の実施〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇地域に密着した男女共同参画推進事業（研修会の開催等）の県内全域にわたる展開〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕〔再掲〕
- ◇男性向けの料理教室等、日常生活の支援〔保健医療部 健康推進課〕
- ◇自殺防止対策の推進〔保健医療部 健康推進課〕〔再掲〕

③ 高齢者、障害のある人、性的マイノリティの人々等が安心して暮らせる環境づくり 推進する施策

- ◇配慮を要する消費者の被害防止〔県民生活部 くらし安全安心課〕
- ◇青少年への相談対応及びニート、ひきこもりなど困難な状況にある子ども・若者への支援〔保健医療部 健康推進課、子ども・福祉部 子ども家庭課〕
- ◇在住外国人に対する相談体制の充実〔県民生活部 国際課、子ども・福祉部 女性相談支援センター〕〔再掲〕
- ◇性的マイノリティの人々に対する理解と認識を深める啓発〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕
- ◇障害のある人の社会参加の促進〔子ども・福祉部 障害福祉課〕
- ◇障害のある人の相談支援、移動・コミュニケーション等の支援〔子ども・福祉部 障害福祉課〕
- ◇身体障害のある人の自立促進、身体機能の維持向上の支援〔子ども・福祉部 障害福祉課〕
- ◇地域における障害のある人の自立支援〔子ども・福祉部 障害福祉課〕
- ◇障害のある人等に配慮したまちづくりの推進〔子ども・福祉部 障害福祉課〕
- ◇発達障害のある人のトータルライフ支援〔子ども・福祉部 障害福祉課〕
- ◇認知症高齢者に関する早期診断・早期対応、研修体制の充実、家族介護者に対する支援や普及啓発等〔子ども・福祉部 長寿社会課〕
- ◇地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市町村支援〔子ども・福祉部 長寿社会課〕
- ◇在宅高齢者に対する各種サービスの提供と質の向上に向けた市町村支援〔子ども・福祉部 長寿社会課〕

- ◇在宅医療と介護を支える体制を構築するための医療・介護の連携〔子ども・福祉部 長寿社会課〕
- ◇介護支援専門員の養成、認定調査員等の研修〔子ども・福祉部 長寿社会課〕
- ◇必要な介護サービスの充実に向けた介護基盤の整備推進〔子ども・福祉部 長寿社会課〕
- ◇介護保険運営に係る市町村の指導・支援〔子ども・福祉部 長寿社会課〕
- ◇住宅確保要配慮者が円滑に入居できる賃貸住宅（セーフティネット住宅）及び居住安定援助賃貸住宅（居住サポート住宅）についての制度周知や情報提供〔土木部都市局 住宅課〕

重点目標 9 男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進

＜現状と課題＞

今後、南海トラフ地震等の大規模災害が想定される中、令和6年能登半島地震やこれまでの災害を踏まえ、防災・復興に関する政策・方針決定過程や防災現場における女性の参画拡大を図り、女性や子ども、要配慮者など支援が必要な人たちのニーズ等に配慮した災害対応の取組を平常時から一層推進する必要があります。

＜施策の方向＞

① 防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大 推進する施策

◇県・市町村防災会議における女性委員の登用拡大〔知事直轄 危機管理課、県民生活部 人権・男女共同参画課〕

② 防災の現場における女性の参画拡大 推進する施策

◇男女共同参画の視点を取り入れた市町村の地域防災計画・各種マニュアルなどの整備〔知事直轄 危機管理課、県民生活部 人権・男女共同参画課〕

◇男女共同参画の視点に立った防災・復興のための情報提供・研修〔県民生活部 人権・男女共同参画課・ウィズセンター〕

◇消防学校内の女性専用施設等の整備〔知事直轄 消防保安課〕

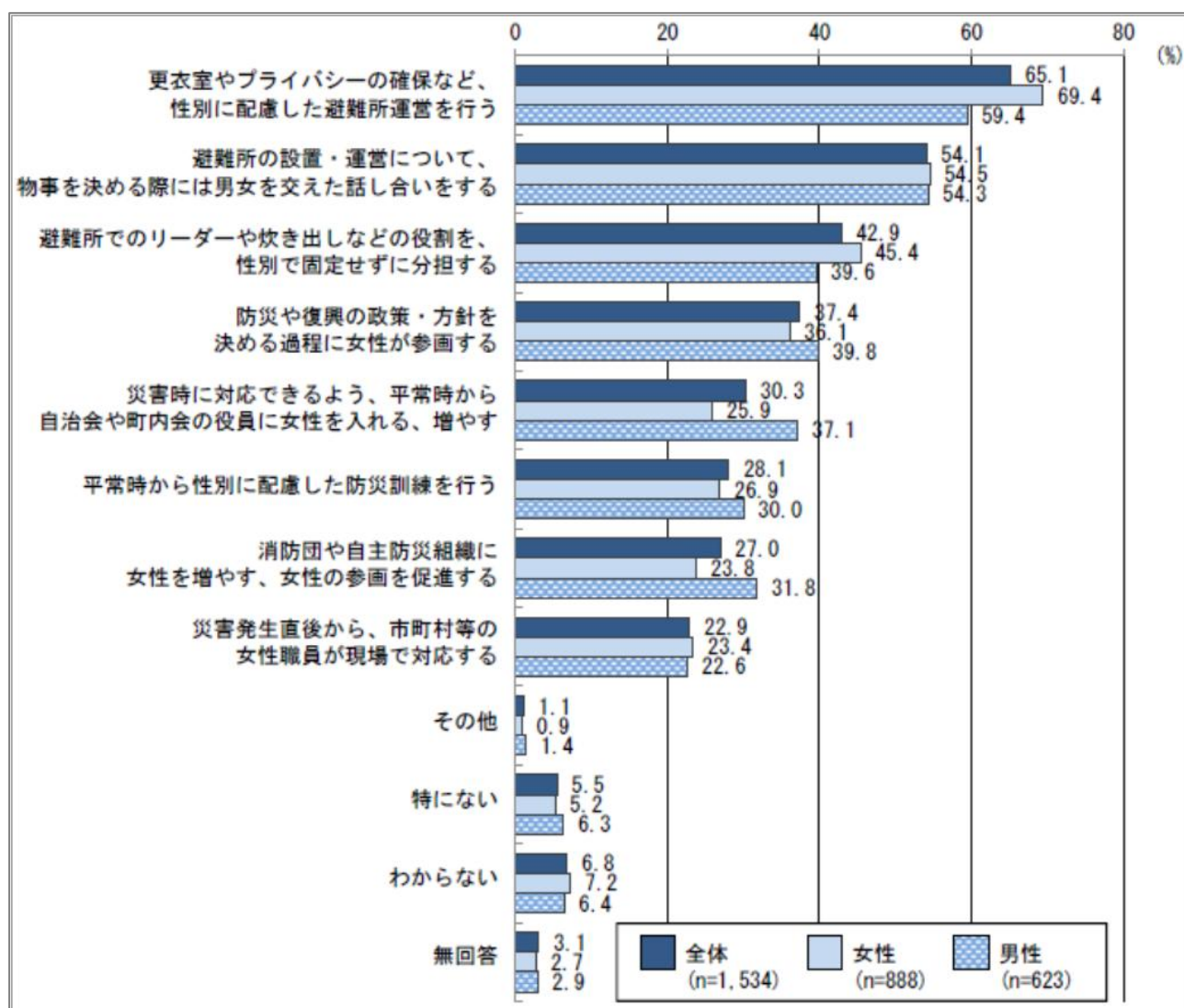
◇地域における女性消防団員の確保・充実〔知事直轄 消防保安課〕

◇男女が共に参画する自主防災組織の設置及び活動の促進〔知事直轄 危機管理課〕

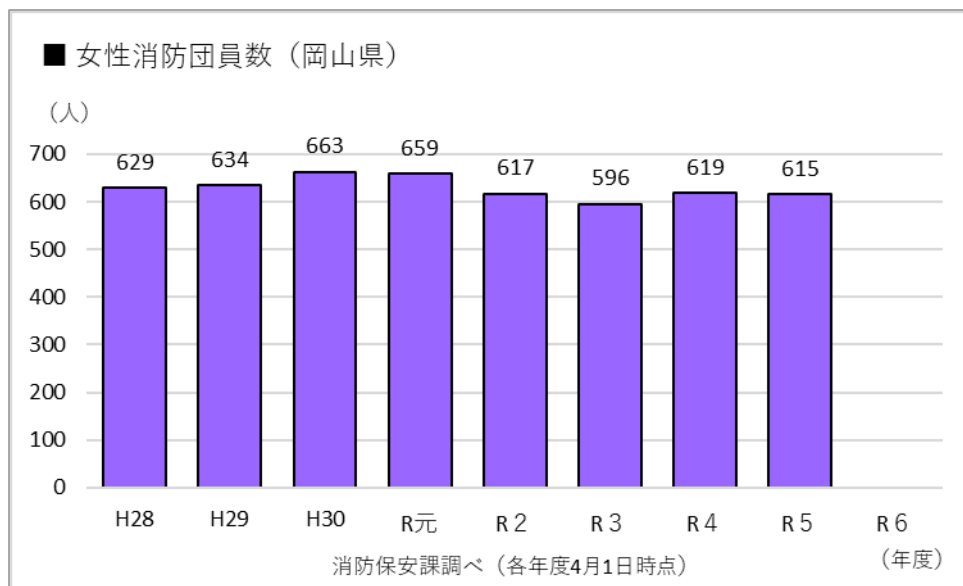
■性別の違いに気を配った防災・災害対策に必要なこと

(再掲)

Q：あなたは、性別の違いに気を配った防災・災害対策のためにどのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）



※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」



数値目標	策定時	目標値
県防災会議の女性比率	33.8% (R7)	40.0% (R12)
女性消防団員数	706 人 (R6)	706 人 (R12)

基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり

女性は我が国の人口、有権者の半数を占めています。男女が社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担うことは、男女共同参画社会の基礎となるものであり、女性の活躍が進むことは、すべての人が生きがいを感じられ、多様性が尊重される社会の実現とともに、社会経済の持続的な発展の確保にもつながるものです。

行政はもとより、関係機関、各種団体、事業者・企業などへも働きかけ、女性の参画の拡大を一層推進します。

あわせて、活躍が期待されながらも女性の参画が進んでいない医療、科学技術・学術などの分野や、農林水産業、自営業、建設業などの産業において、女性の活躍の場の拡大に向けた取組を行います。

雇用については、職場における男女の均等な機会と待遇の確保などを一層推進し、ライフイベントにより不本意に離職することなく働き続けられるよう、一人ひとりのライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方を選択できる環境づくりを進めます。あわせて、意欲と能力のある女性が、さらに社会での活躍の場を広げるためのチャレンジを支援するとともに、再就職等に向けた支援を行います。

また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現により、一人ひとりが仕事、家庭、地域活動、趣味や自己啓発などをバランスよく充実させ、誰もが働きやすく、暮らしやすい社会を目指します。

コロナ禍を経て、本県から大都市圏への転出超過は再び拡大しており、進学や就職による若い世代の流出が多く、結婚・出産を迎える年代とも重なることから、少子化にも直結する課題となっています。このような状況も踏まえ、さまざまなライフステージにあっても、誰もが自分らしく生きられる魅力ある地域づくりとその発信に一層取り組みます。

数値目標	策定時	目標値
管理職における女性比率(民間企業／課長級以上)	18.5%(R6)	21.2%(R12)

重点目標 10 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

<現状と課題>

政策・方針決定過程への参画とは、企画立案の段階から携わり、責任を担うことです。

政治分野における男女共同参画の推進は、政治に民意をより一層反映させる観点から極めて重要です。平成 30(2018)年には議会等の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、令和 3(2021)年には、男女を問わず、立候補や議員活動をしやすい環境整備等が必要として、政党等の取組を促進するとともに、国・地方公共団体の施策を強化するための改正法が施行されました。

本県における女性議員の比率は、県議会 21.8%(全国第 4 位。全国 14.6%)、市議会 14.0%(全国第 37 位。全国 20.3%)、町村議会 14.6%(全国第 21 位。全国 14.1%)となっています。(令和 6(2024)年 12 月 31 日現在)

また、行政サービスの対象の半数は女性であり、ニーズに合ったサービスを提供するためにも、行政の政策・方針決定過程において、さらに多くの女性が参画する必要があります。

令和 8(2026)年 4 月からは女性管理職比率の公表等が義務化されます。本県における民間企業の管理職における女性比率は 18.5%となっており、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)(注 11)など、企業における女性登用を加速する取組を積極的に推進します。

県民意識調査では、今後女性がもっと増える方がよいと思う役職について、「国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員」が 63.7%と最も高く、次いで「都道府県知事・市町村長」(58.3)、「企業の管理職」(45.5%)などの順となっており、多くの県民が政治や経済分野における女性の参画に期待しています。

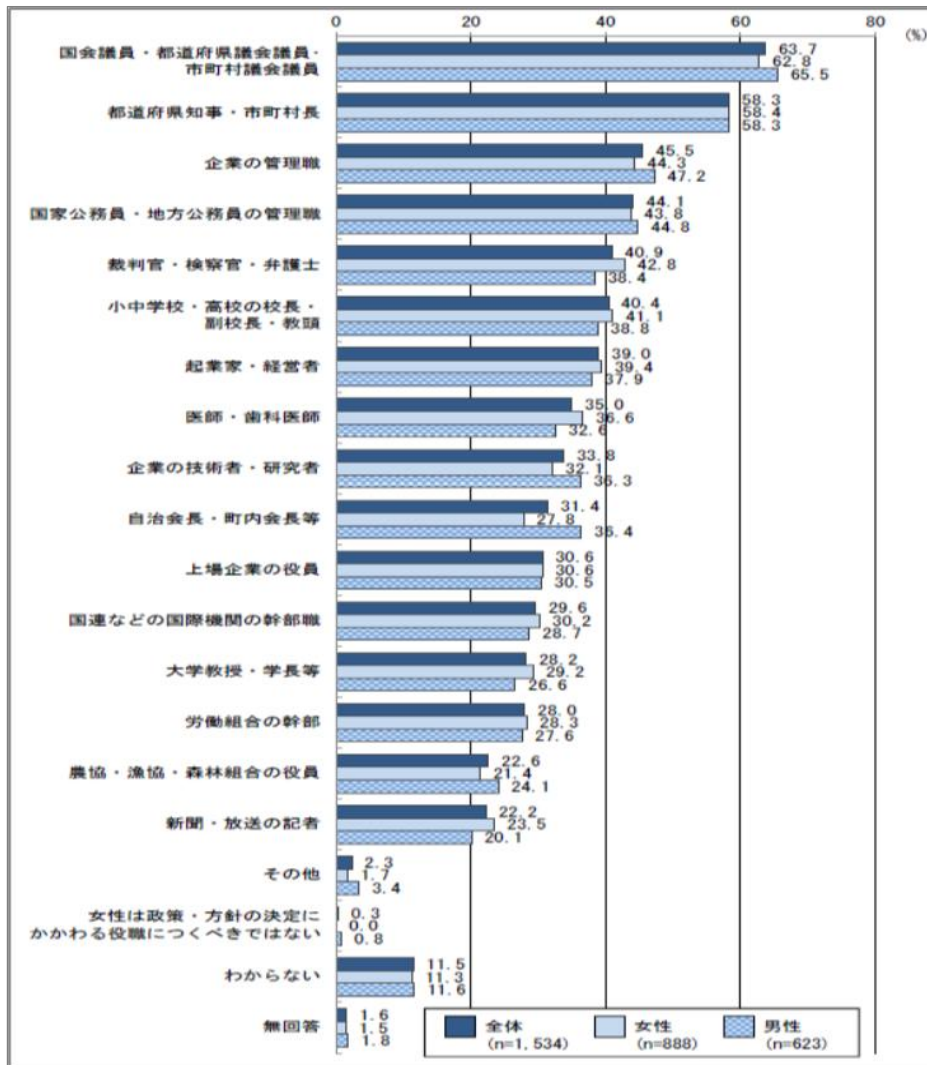
(注 11) 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

固定的な性別役割分担意識や過去の経緯から、活動に参画する機会が提供されず、男女の間に事実上生じている差(例 営業職に女性は配置されていない、役職者が男性ばかりで女性がいらないなど)の解消を目指して、個々の事業者・企業が自主的・積極的に、男女のいずれか一方に対し、機会を提供する取組のことです。

男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するために積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入が必要となります。例としては、県の審議会等委員や、管理職における女性比率の目標設定などがあります。

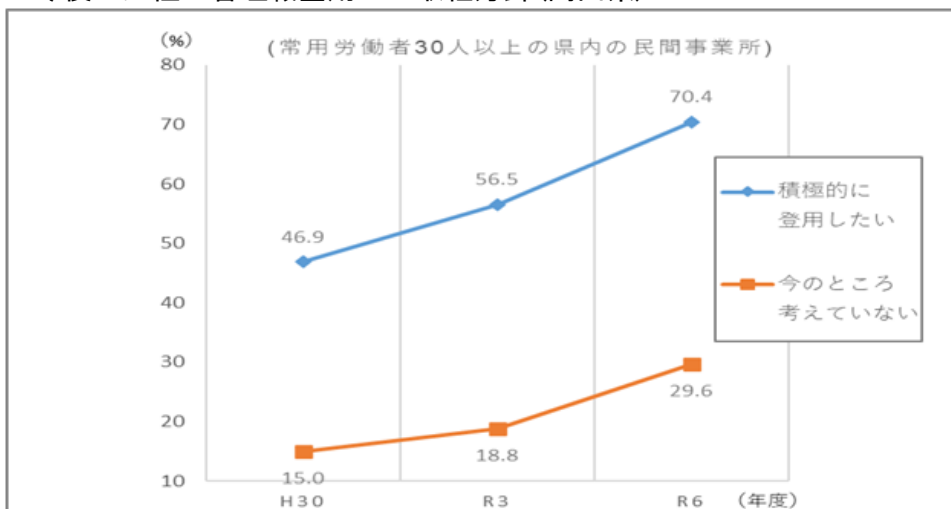
■今後女性がもっと増える方がよいと思う役職

Q: 次にあげるような政策・方針の決定にかかわる役職において、今後女性がもっと増える方がよいとあなたが思うものをすべてお答えください。（複数回答）



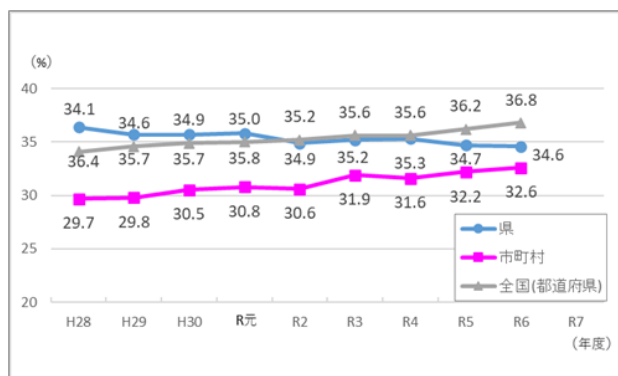
※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

■今後の女性の管理職登用への取組方針（岡山県）



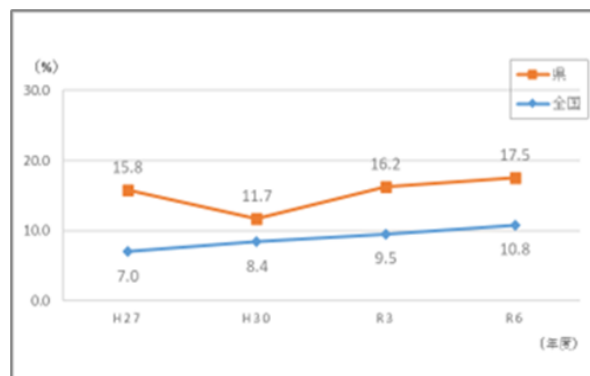
※R3 年度までは労働雇用政策課「仕事と家庭の両立支援に関する調査」、R6 年度は人権・男女共同参画課「県内事業所の男性育休取得状況等に関する調査」

■県・市町村の審議会等委員の女性比率



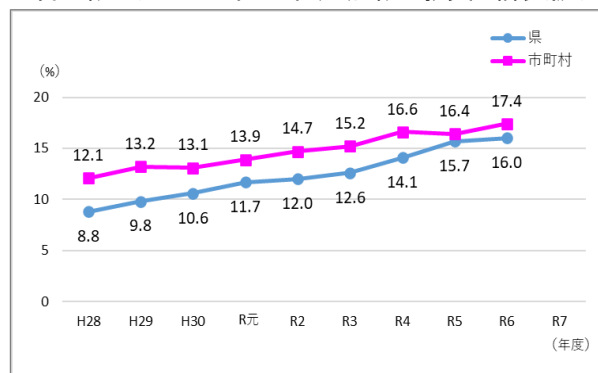
※人権・男女共同参画課調べ(各年度4月1日時点)

■管理職における女性比率(民間企業／課長級以上)



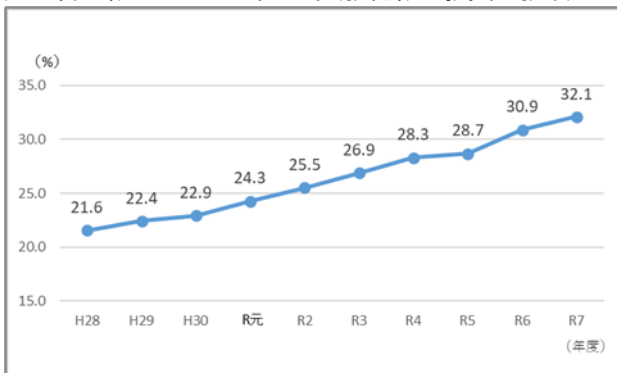
※県：労働雇用政策課「仕事と家庭の両立支援調査(～R3)」
「県内事業所の男性育休取得状況等に関する調査」(R6)
全国：厚生労働省「雇用均等基本調査」(役員含む)

■管理職における女性比率(一般職公務員／課長級以上)



※人事課、教育庁、人権・男女共同参画課調べ(各年度4月1日時点)

■管理職における女性比率(教育職公務員／教頭以上)



※文部科学省「学校基本調査」(各年度5月1日時点)

数値目標		策定時	目標値
県の審議会等委員の女性比率		34.0% (R7)	40.0% (R12)
管理職における女性比率	(民間企業／課長級以上) *	18.5% (R7)	21.2% (R12)
	(一般職公務員／課長級以上) **	17.1% (R6) (P)	21.8% (R12) (P)
	(教育職公務員／教頭以上) ***	32.1% (R7) ※数値は速報値	36.4% (R12)
女性の管理職登用を積極的に取り組みたいとする企業の割合		64.3% (R7)	77.0% (R12)

* 「県内事業所の男性育休取得状況等に関する調査」による。課長級以上を対象とする。

** 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」による。

県及び県内市町村の一般職公務員の課長級以上を対象とする。

*** 文部科学省「学校基本調査」による。公立の小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の校長・副校長・教頭を対象とする。

<施策の方向>

① 公的分野における女性の参画拡大

推進する施策

◇政治分野における女性参画についての情報収集・提供や県民の関心と理解を深めるための啓発〔県民生活部 人権・男女共同参画課、ウィズセンター〕

- ◇女性の投票参加への促進や政治意識の向上などを目的とした主権者教育の実施〔県選挙管理委員会〕
- ◇主権者としての権利と義務を自覚し、民主政治等についての理解を深めるための主権者教育の推進〔教育庁 高校教育課〕
- ◇県の審議会等委員への女性の参画推進〔全部局〕
- ◇市町村の男女共同参画についての現状調査及び情報提供〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕〔再掲〕
- ◇男女共同参画の視点をもった地域リーダー等の養成〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇県の女性職員の登用推進、職域の拡大等〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課〕
- ◇女性教職員の登用促進、職域の拡大等〔教育庁 教職員課〕
- ◇女性警察官の採用及び登用の拡大〔警察本部 警務課〕

② 民間企業等における女性の参画拡大

推進する施策

- ◇男女共同参画の視点を導入した入札参加資格制度の実施〔全部局〕
- ◇企業等の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進〔県民生活部 人権・男女共同参画課、産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇管理職への女性の登用に向けた支援〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕

重点目標 11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大

＜現状と課題＞

さまざまな分野における女性の活躍の場の拡大について、医療分野では、医師をはじめとする医療従事者の女性も増えていますが、長時間労働や不規則な勤務形態によって育児・介護などと仕事との両立が難しいことから、就業の継続や復職支援のための環境整備が求められています。

科学技術・学術分野では、女性研究者・技術者の活躍を推進することで多様な視点・発想によるイノベーションをもたらすことが期待されることから、子どもの頃から科学技術への興味・関心や理解を向上させる取組を推進します。また、本人だけではなく、保護者や教員等の「女性に理系は向いていない」といった無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について気付きを促すとともに、理工系分野への進路選択に関する理解を促進し、時代を担う女性の科学技術人材を育成することも重要です。

各種の産業の面から見た女性の活躍の場の拡大について、農林水産業、自営業、建設業などでは、多くの女性が活躍し、生産や経営の担い手として大変重要な役割を果たしていますが、経営や事業運営の方針決定への参画が十分にできていないなど、女性の果たしている役割が十分に認識・評価されていない状況にあります。

女性が果たしている役割に見合う評価を受け、経営や事業運営のパートナーとして参画することで、女性が喜びと責任を持って働くことができ、ひいては地域産業の活性化につながります。

数値目標	計画策定時	目標値
復職した女性医師数 *	43 人 (R3～R6 累計)	55 人 (R8～R12 累計)
農家における新規家族経営協定締結数(注 12)	110 件 (R3～R6 累計)	114 件 (R8～R12 累計)

* 県の女性医師等の復職支援事業を利用した復職した人数

（注 12）家族経営協定

農業経営における経営方針や役割分担、就業条件、収益配分、生活の取り決め等を家族間の話し合いにより文書化し明確にすることで、女性や後継者が意欲的に農業に取り組める環境を作り出すことを目的としています。

＜施策の方向＞

① さまざまな分野（医療・科学など）における女性の活躍の場の拡大

推進する施策

◇ロールモデルの活用による女性活躍の推進〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕

◇女性医師の復職支援〔保健医療部 医療推進課〕

◇高校生等の科学技術分野への関心を高める事業に取り組む大学等との連携〔産業労働部 産業振興課〕

- ◇高等学校における理数教育に関する事業の推進〔教育庁 高校教育課〕
- ◇科学に関するさまざまな体験や学習機会の提供〔教育庁 生涯学習課〕
- ◇地域づくりやボランティア、NPO活動への参画促進〔県民生活部 県民生活課〕

② さまざまな産業（農林水産業・建設業・自営業など）における女性の活躍の場の拡大 推進する施策

- ◇ロールモデルの活用による女性活躍の推進〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕〔再掲〕
- ◇商工会議所・商工会の女性部、女性会への活動支援〔産業労働部 経営支援課〕
- ◇商工会議所・商工会への女性の参画支援〔産業労働部 経営支援課〕
- ◇家族経営協定締結の促進〔農林水産部 農産課〕
- ◇女性の認定農業者の拡大〔農林水産部 農産課〕
- ◇女性農業者等の経営参画推進〔農林水産部 農産課〕
- ◇農業士の育成〔農林水産部 農産課〕
- ◇女性農業者や起業グループリーダー等を対象とした農産加工技術向上研修等の実施〔農林水産部 農産課〕
- ◇「農山漁村女性の日」の普及等、農林水産業における男女共同参画の促進のための
広報・啓発〔農林水産部 農産課〕〔再掲〕
- ◇農業委員会への女性の参画促進〔農林水産部 農村振興課〕
- ◇女性狩猟者の確保・育成〔農林水産部 鳥獣害対策室〕
- ◇建設産業に従事する女性技術者を中心に組織した団体による、建設産業への女性の
入職希望者の拡大及び定着支援〔土木部 監理課〕

重点目標 12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

＜現状と課題＞

働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、地域経済の持続的発展や企業の活性化の観点からも重要です。女性の就業についてみると、第1子出産前後の就業継続率は約7割となり、出産や育児を機に女性が離職することによる、いわゆる「M字カーブ」問題は改善傾向にあります。女性の正規雇用労働者比率が20代後半にピークを迎えた後、低下を続ける「L字カーブ」の課題が残っています。その背景として、長時間労働や女性への家事・育児等の負担の偏り、その根底にある固定的な性別役割分担意識があります。企業等において、短時間勤務制度やテレワークをはじめとする多様な働き方の導入に向けた取組等が進められることにより、働きたい女性が仕事と子育て・介護などの二者択一を迫られることなく、働き続けることのできる環境づくりや、復職する際に選択可能な働き方が提供される必要があります。

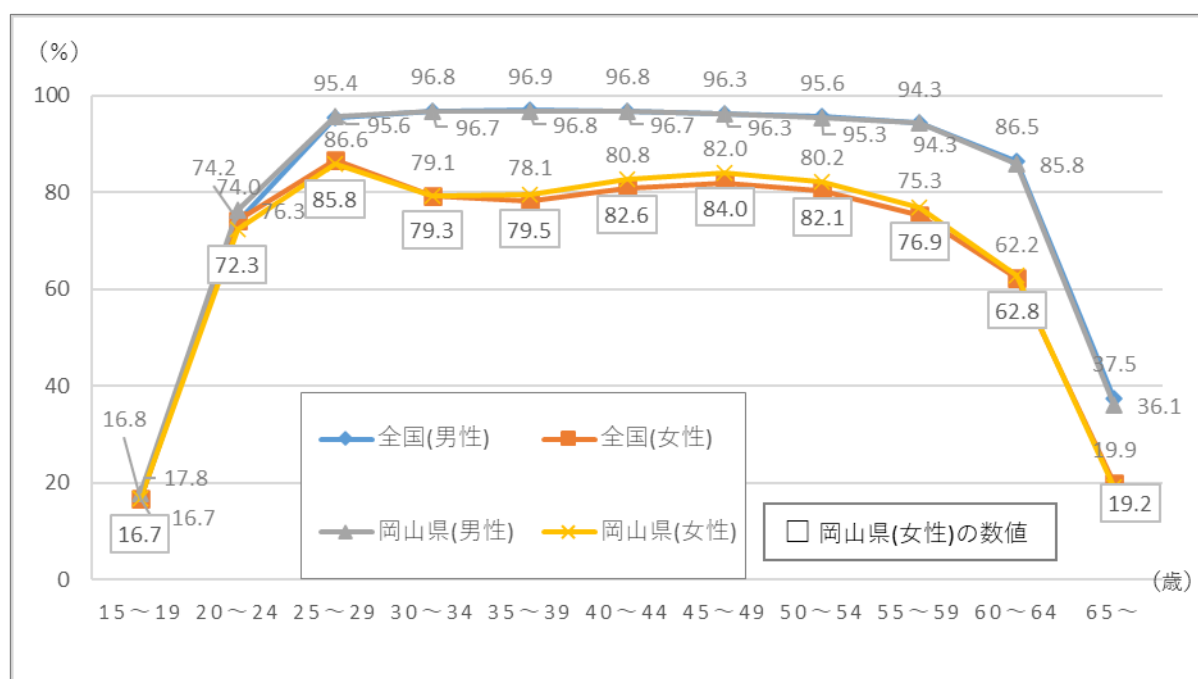
非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えることで女性の能力発揮を促進するという意義もある一方、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状においては、女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっているほか、正規雇用と非正規雇用の間の格差は、男女間の格差の一因になっているという問題もあります。

また、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」等が令和7(2025)年6月に改正され、カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。ハラスメントに対する一層実効性のある対応が求められます。

実質的な男女平等の実現に向けて、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」をはじめ、男女雇用機会均等法の定着促進、労働基準法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、女性活躍推進法などの関係法令を含めた制度・趣旨の徹底、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の普及啓発などに取り組む必要があります。

数値目標	策定時	目標値
女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合	67.4%(R6)	73.4%(R12)
女性の活躍推進への取組を行っている企業の割合	65.6%(R7)	75.0%(R12)

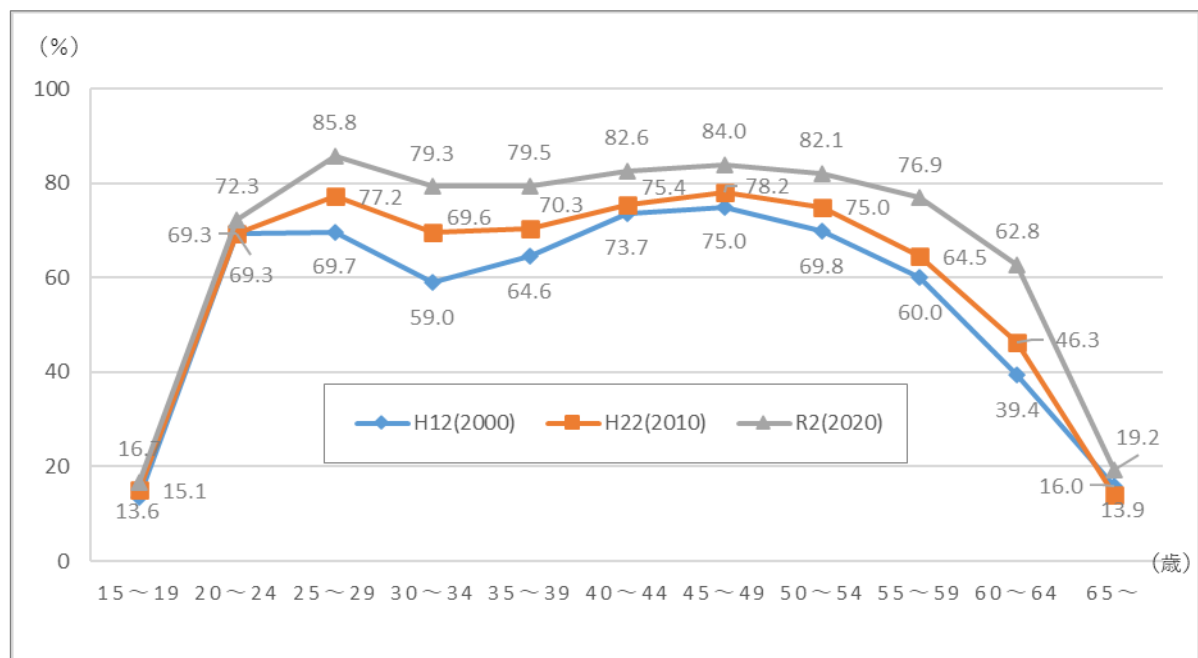
■年齢階級別労働力率(全国・岡山県)



※総務省「令和2年国勢調査」

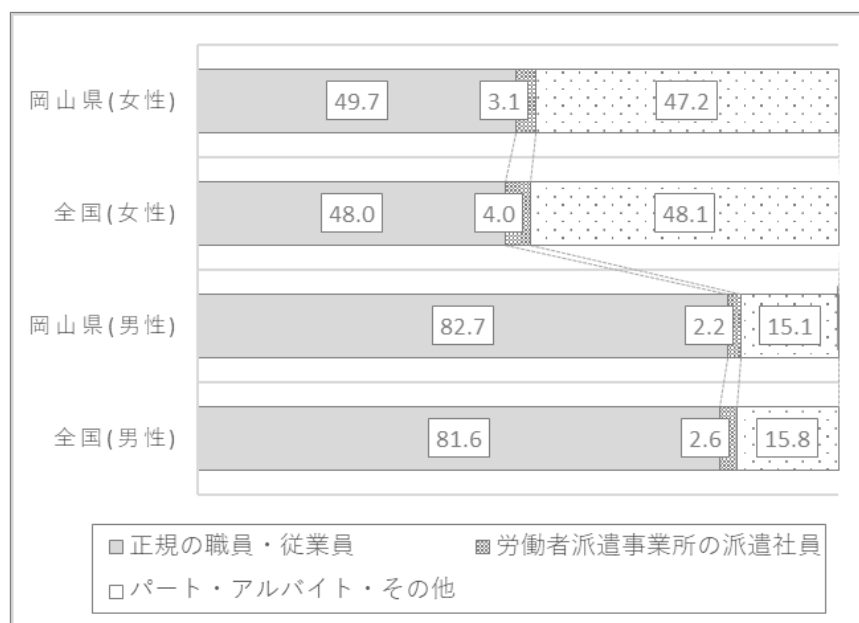
労働力率は、15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合をいう。

■女性の年齢階級別労働力率の推移(岡山県)



※総務省「国勢調査」

■15 歳以上雇用者の内訳(全国・岡山県)



※総務省「令和2年国勢調査」

■女性の活躍推進に向けた今後行いたい取組(複数回答)

管理職候補となる女性を個別に育成	従業員の意識改革を図る研修	女性活躍推進の担当部署等の設置	女性が少ない職域・部署への女性の配置
28.2%	27.8%	24.8%	22.5%

※「令和6年度県内事業所の男性育休取得状況等に関する調査」

<施策の方向>

① 男女の均等な機会と待遇の確保の促進

推進する施策

- ◇企業等の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進〔県民生活部 人権・男女共同参画課、産業労働部 労働雇用政策課〕〔再掲〕
- ◇労働関係法令等の周知〔産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇民間事業所の育児・介護休業制度や女性の活躍の推進状況に関する調査結果の公表〔県民生活部 人権・男女共同参画課、産業労働部 労働雇用政策課〕

② 女性が働き続けることのできる環境づくり

推進する施策

- ◇仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のための広報・啓発等〔県民生活部 人権・男女共同参画課、子ども・福祉部 子ども未来課、産業労働部 労働雇用政策課〕〔再掲〕
- ◇専門家の派遣による企業の取組の支援〔県民生活部 人権・男女共同参画課、子ども・福祉部 子ども未来課〕〔再掲〕

- ◇女性の就労に関する情報提供〔県民生活部 ウィズセンター、産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇待機児童解消に向けた保育所の整備・保育人材の確保等の推進〔子ども・福祉部 子ども未来課〕
- ◇建設産業に従事する女性技術者を中心に組織した団体による、建設産業への女性の入職希望者の拡大及び定着支援〔土木部 監理課〕〔再掲〕

③ さまざまなハラスメントへの対応

推進する施策

- ◇県の職場におけるハラスメント防止対策の推進〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課・教職員課、警察本部 監察課〕〔再掲〕
- ◇職場におけるハラスメント防止対策の普及・啓発〔産業労働部 労働雇用政策課〕〔再掲〕
- ◇講座や各種媒体等を通じた、カスタマーハラスメントに関する消費者への意識啓発〔県民生活部 くらし安全安心課〕

重点目標 13 女性のチャレンジ支援

＜現状と課題＞

男女共同参画社会を実現するためには、女性が自らの意識と能力を高め、力を付け、行動していく必要があります。

県民意識調査では、職場の管理職や役員への就任の依頼に対して「引き受ける(引き受けた)」と回答した人は女性の約2割、「断る(断った)」人は、女性の約5割(52.9%)となっています。「断る(断った)」理由としては、男女ともに「責任が重くなる」、「業務量が増え長時間労働になる」、「部下を管理・指導できる自信がない」が上位となっていますが、女性は「仕事と育児の両立が困難になる」、「仕事と介護の両立が困難になる」が男性に比べて高くなっています。

このため、女性が活躍できる環境づくりに向けた企業の取組を支援するとともに、ロールモデルの活用などを通じて、女性自身の活躍に向けた意欲を喚起し、女性のキャリア形成を支援していく必要があります。

また、女性の職業能力を高めるための知識・技術の習得やチャレンジしたい女性への情報提供、さらには、国のデジタル社会の実現に向けた取組などを見据えたデジタル人材の育成に取り組むとともに、創業についての情報提供、専門知識の習得などについて支援する必要があります。

子育て中の女性等の就職支援について、短時間勤務やテレワークといった多様な働き方の情報提供などが求められています。

数値目標	策定時	目標値
ウィズセンターで実施する女性活躍支援講座・再就職支援講座の参加者数	505 人(R6)	550 人(R12)

＜施策の方向＞

① 職業能力開発と能力発揮の支援の充実

推進する施策

◇女性の再就職のためのキャリアアップ(より高い資格・能力を身につける)支援〔産業労働部 労働雇用政策課〕

◇女性の就職・キャリア形成のための啓発及び情報提供〔県民生活部 ウィズセンター〕

◇女性医師の復職支援〔保健医療部 医療推進課〕〔再掲〕

◇未就業医療従事者への就労支援〔保健医療部 医療推進課〕

◇デジタル人材の育成に向けた取組の推進〔産業労働部 経営支援課〕

◇創業相談窓口の設置やセミナーの開催等による創業支援〔産業労働部 経営支援課〕

◇再就職を促進するための技術・知識の習得を目的とした職業訓練の実施〔産業労働部 労働雇用政策課〕

◇I J Uターン希望者の就職支援〔産業労働部 労働雇用政策課〕

◇岡山労働局や公共職業安定所との連携による離職者等への就職支援等〔産業労働部

労働雇用政策課]

② 女性活躍の「見える化」の取組の推進

推進する施策

- ◇ロールモデルの活用による女性活躍の推進〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕〔再掲〕
- ◇女性活躍に関する情報収集及び情報提供〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕
- ◇民間事業所の育児・介護休業制度や女性の活躍の推進状況に関する調査結果の公表〔県民生活部 人権・男女共同参画課、産業労働部 労働雇用政策課〕〔再掲〕
- ◇男女共同参画社会への積極的な取組に対する顕彰制度〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕〔再掲〕

③ ライフイベント等により離職した女性への就職支援

推進する施策

- ◇仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための広報・啓発等〔県民生活部 人権・男女共同参画課、子ども・福祉部 子ども未来課、産業労働部 労働雇用政策課〕〔再掲〕
- ◇女性の再就職のためのキャリアアップ（より高い資格・能力を身につける）支援〔産業労働部 労働雇用政策課〕〔再掲〕
- ◇女性に対する多様な働き方の情報提供〔県民生活部 ウィズセンター、産業労働部 労働雇用政策課〕

重点目標 14 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

<現状と課題>

男性も女性も、あらゆる世代の誰もが、仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動、ボランティアなどさまざまな活動を自分の希望するバランスで展開できるようになると、職業生活、家庭生活、地域活動ともに充実し、好循環が生まれ、ひいては社会全体の活性化につながります。

誰もが仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現し、いきいきと暮らすためには、家事、子育て、介護などに男女が共に取り組むことが必要です。フルタイムの共働き世帯が増加する中、市町村と連携して待機児童の解消に向けた保育人材の確保など、子育てがしやすい環境づくりを進める必要があります。

また、全国では介護・看護を理由とする離職者数が10万人を超え、そのうち女性が約8万人となっています。働きながら家族の介護をする、いわゆる「ワーキングケアラー」は今後更に増えることが見込まれており、管理職となる年代において、女性の活躍を阻む要因になり得るものです。介護は育児と異なり突発的に発生し、介護を行う期間等も多様であるため、仕事と介護の両立が困難となることも少なくありません。このため、女性を含めたすべての人が着実にキャリアを形成できるようにする観点からも、介護を理由に離職することなく、仕事と介護の両立が可能となるよう環境整備を一層推進する必要があります。

男性は、長時間労働を前提とした働き方や固定的な性別役割分担意識等を背景に、家庭生活や地域活動に関わる機会が少ない状況です。

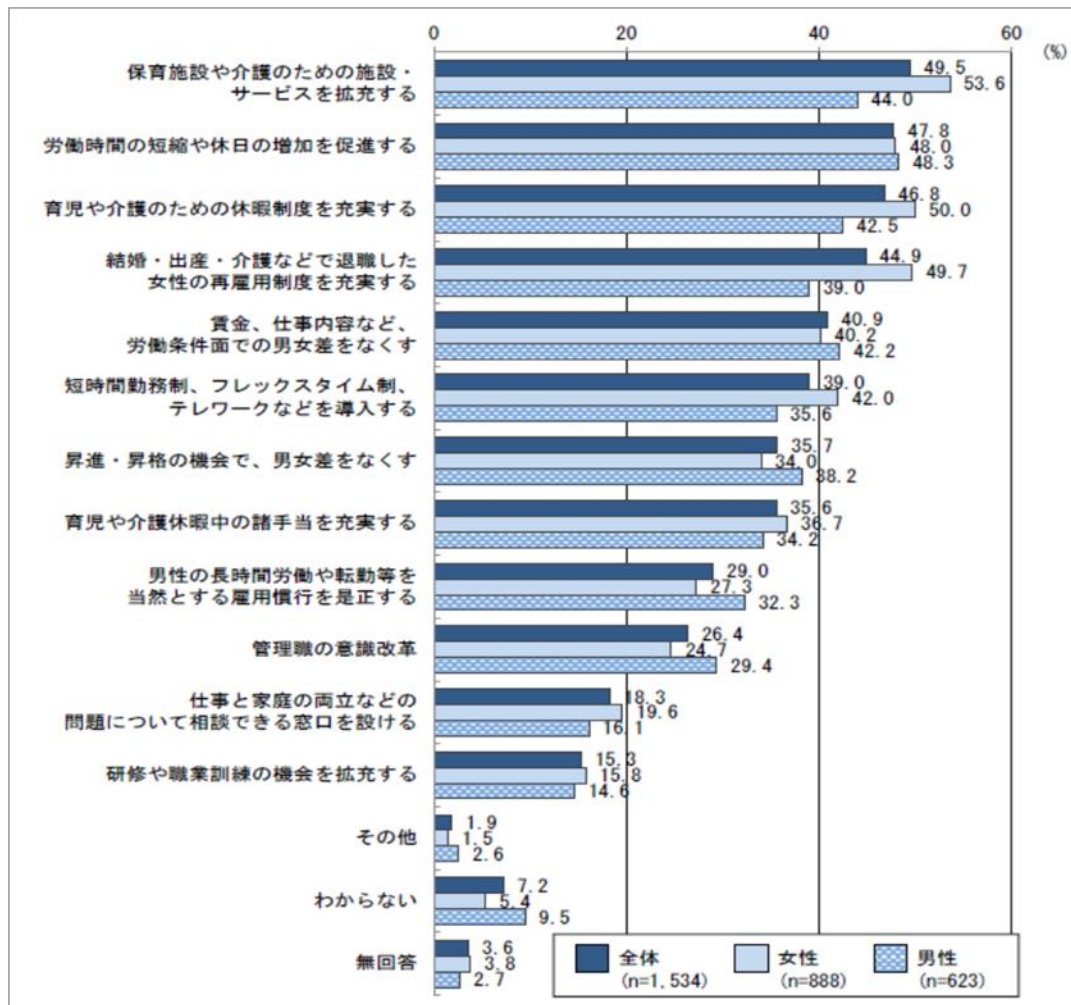
新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となり、全国的にテレワークの導入などが進み、多様で柔軟な働き方に新たな可能性がもたらされました。

男女問わず働きやすい職場づくりは、生産性向上、優秀な人材の確保や定着率向上、企業のイメージアップなど、企業にとっても多くのメリットが期待できます。男女が共に職業生活、家庭生活、地域活動に参画できる環境づくりに向けて、短時間勤務制度やテレワークなど多様で柔軟な働き方に取り組む企業を支援するとともに、行政、事業者、労働者などが一体となって社会的気運を盛り上げることにより、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現し、誰もが働きやすく、暮らしやすい社会の実現を目指す必要があります。

数値目標	策定時	目標値
保育所・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数	436人 (H29～R5 累計)	890人 (R6～R11 累計)
放課後児童クラブ実施箇所数	711箇所(R6)	800箇所(R11)
おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定数	213社(R6)	475社(R11)

■男女が共にワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現するために必要なこと

Q：男女が共にワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)



※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識」

<施策の方向>

① 仕事と家庭・地域生活の両立支援

推進する施策

◇仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための広報・啓発等〔県民生活部 人権・男女共同参画課、子ども・福祉部 子ども未来課、産業労働部 労働雇用政策課〕〔再掲〕

◇男女が共に子育てをする社会全体の気運の醸成〔県民生活部 人権・男女共同参画課、子ども・福祉部 子ども未来課〕〔再掲〕

◇県の職場における育児休業・介護休暇を取得しやすく復帰しやすい環境の整備〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課・教職員課、警察本部 警務課〕

◇県の職場における育児短時間勤務・早出遅出勤務など、働きながら育児をしやすい環境の整備〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課・教職員課、警察本部 警務課〕〔再掲〕

- ◇育児休業の取得促進など男性職員の子育て参画促進〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課・教職員課、警察本部 警務課〕〔再掲〕
- ◇院内保育を実施する病院等に対する助成〔保健医療部 医療推進課〕
- ◇おかやま子育て応援宣言企業の登録・認定及び表彰〔子ども・福祉部 子ども未来課〕〔再掲〕
- ◇特別保育事業（休日保育、延長保育、病児保育等）の推進〔子ども・福祉部 子ども未来課〕
- ◇待機児童解消に向けた保育所の整備・保育人材の確保等の推進〔子ども・福祉部 子ども未来課〕〔再掲〕
- ◇放課後児童クラブの運営支援〔子ども・福祉部 子ども未来課〕
- ◇市町村が実施するファミリー・サポート・センターの運営支援〔子ども・福祉部 子ども未来課〕
- ◇事業主等に対する育児・介護休業制度の周知・啓発等〔県民生活部 人権・男女共同参画課、産業労働部 労働雇用政策課〕〔再掲〕

② 男女が共に子育て、介護などライフイベントに参画できる環境づくり

推進する施策

- ◇愛育委員会による育成支援や、地域全体で育児支援する地域づくりの推進〔保健医療部 健康推進課〕
- ◇子どもの健康問題を早期発見、早期対応するための相談〔保健医療部 健康推進課〕
- ◇子育てサークルの支援や育児相談ができるおかやま地域子育て支援拠点の設置を進め、地域子育て力を向上〔子ども・福祉部 子ども未来課〕
- ◇「子育て大学・地域ふれあい事業」による子育て支援〔子ども・福祉部 子ども未来課〕
- ◇一時預かり事業（保育）の推進〔子ども・福祉部 子ども未来課〕
- ◇男女が共に子育てをする社会全体の気運の醸成〔県民生活部 人権・男女共同参画課、子ども・福祉部 子ども未来課〕〔再掲〕
- ◇認知症高齢者に関する早期診断・早期対応、研修体制の充実、家族介護者に対する支援や普及啓発等〔子ども・福祉部 長寿社会課〕〔再掲〕
- ◇地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市町村支援〔子ども・福祉部 長寿社会課〕〔再掲〕
- ◇在宅高齢者に対する各種サービスの提供と質の向上に向けた市町村支援〔子ども・福祉部 長寿社会課〕〔再掲〕
- ◇在宅医療と介護を支える体制を構築するための医療・介護の連携〔子ども・福祉部 長寿社会課〕〔再掲〕
- ◇必要な介護サービスの充実に向けた介護基盤の整備推進〔子ども・福祉部 長寿社会課〕〔再掲〕
- ◇住宅確保要配慮者が円滑に入居できる賃貸住宅（セーフティネット住宅）及び居住安定援助賃貸住宅（居住サポート住宅）についての制度周知や情報提供〔土木部都市局 住宅課〕〔再掲〕

③ 多様で柔軟な働き方の推進

推進する施策

- ◇働き方改革の取組促進〔県民生活部 人権・男女共同参画課、子ども・福祉部 子ども未来課、産業労働部 労働雇用政策課〕〔再掲〕
- ◇専門家の派遣による企業の取組の支援〔県民生活部 人権・男女共同参画課、子ども・福祉部 子ども未来課〕〔再掲〕

重点目標 15 若者・女性にも魅力ある地域の創出・発信

<現状と課題>

本格的な人口減少社会が到来する中、地域の活力を維持・向上し、将来にわたり持続可能な地域社会を構築していくためには、女性や若者の活躍がますます重要になっています。さまざまな活動に多様な人材が参画することは、すべての人が個性と能力を十分に発揮し、生きがいを感じられる、多様性が尊重される地域社会の実現につながります。

近年は、未婚女性の理想も、未婚男性の将来のパートナーに対する期待も、「両立コース」が「再就職コース」を上回るなど、我が国において、男女を取り巻く環境や若い世代の理想とする生き方は変わってきています。

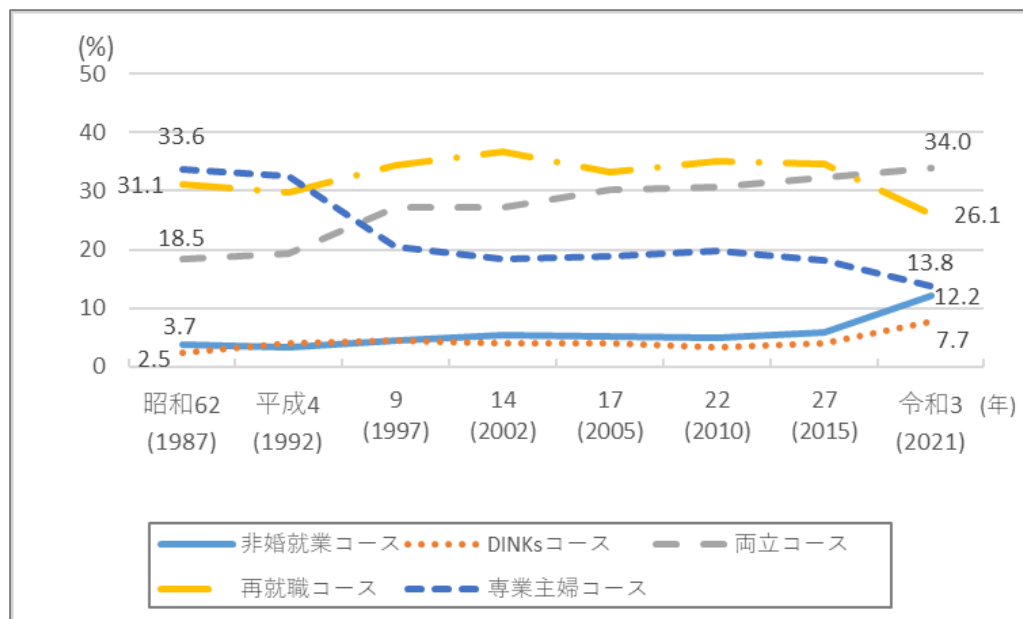
コロナ禍を経て、本県から大都市圏への転出超過は再び拡大しており、進学や就職による若い世代の流出が多く、結婚・出産を迎える年代とも重なることから、少子化にも直結する課題となっています。国の調査(内閣府「令和6年度地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査」)によると、若者が出身地域を離れた理由として、男女とも「希望する進学先が少なかったから」「やりたい仕事や就職先が少なかったから」「地元を離れたかったから」とする者の割合が高く、特に「地元を離れたかった」とする者の割合は女性で高くなっています。「地元から離れたかったから」を選択した女性は、同理由を選択した男性に比べて、「親や周囲の人の干渉から逃れたかったから」、「給与・年収が高い仕事が少なかったから」、「多様な価値観が受け入れられなそうだったから」の選択割合が高くなっており、若い世代の女性が地方から都会へ移動する背景の一つに出身地域における固定的な性別役割分担意識等が関係していることもうかがえます。

このため、「共働き・共育て」の実現に向けた環境整備や、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた男女双方の意識改革・理解の促進等により、さまざまなライフステージにあっても、誰もが自分らしく生きられる魅力ある地域づくりとその発信に一層取り組みます。

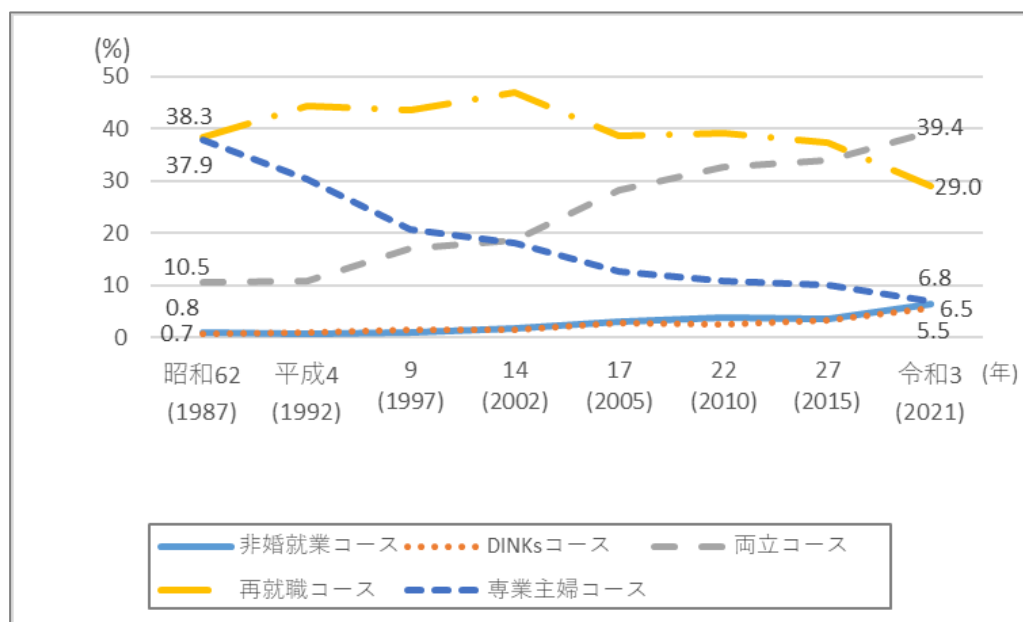
数値目標	策定時	目標値
県民意識調査「地域」で男女の地位が平等だと感じている人の割合	23.9% (R6)	30.0% (R11)
県民意識調査「職場」で男女の地位が平等だと感じている人の割合	17.1% (R6)	22.0% (R11)
おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定数(再掲)	213 社 (R6)	475 社 (R11)
県内大学新卒者の県内就職率	42.9% (R6)	46.6% (R10)
本県出身の県外大学新卒者のUターン就職率	33.8% (R6)	35.5% (R10)

■ライフコースの希望の推移

未婚女性(18～34 歳)の理想



将来のパートナーに対する未婚男性(18～34 歳)の期待



※国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」

※選択肢に示されたライフコース像は次のとおり。「結婚せず、仕事を続ける」（非婚就業コース）、「結婚するが子どもは持たず、仕事を続ける」（DINKs コース）、「結婚し、子どもを持つが、仕事も続ける」（両立コース）、「結婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ」（再就職コース）、「結婚し子どもを持ち、結婚あるいは出産の機会に退職し、その後は仕事を持たない」（専業主婦コース）。

＜施策の方向＞

① 若者・女性に魅力ある地域・職場づくり

推進する施策

- ◇男女共同参画を促進するための広報・啓発〔総合政策局 公聴広報課、県民生活部 人権・男女共同参画課・ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇男女共同参画社会づくりのための意識啓発、情報提供等のための講座の開催〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇県内各地に出向いての男女共同参画の意識啓発〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇地域づくりやボランティア、NPO活動への参画促進〔県民生活部 県民生活課〕〔再掲〕
- ◇仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための広報・啓発等〔子ども・福祉部 子ども未来課、産業労働部 労働雇用政策課〕〔再掲〕
- ◇男性の家事・育児等への参画を推進するセミナー、体験会等の開催〔県民生活部 人権・男女共同参画課、保健医療部 健康推進課〕〔再掲〕
- ◇男女が共に子育てをする社会全体の気運の醸成〔県民生活部 人権・男女共同参画課、子ども・福祉部 子ども未来課〕〔再掲〕
- ◇デジタル人材の育成に向けた取組の推進〔産業労働部 経営支援課〕〔再掲〕
- ◇創業相談窓口の設置やセミナーの開催等による創業支援〔産業労働部 経営支援課〕〔再掲〕
- ◇I J Uターン希望者の就職支援〔産業労働部 労働雇用政策課〕〔再掲〕
- ◇移住希望者等への支援〔県民生活部 中山間・地域振興課〕
- ◇従業員の奨学金返還支援制度を設ける中小企業への助成〔産業労働部 労働雇用政策課〕

② 多様な暮らし方や働き方の発信

推進する施策

- ◇デジタルマーケティングを活用した本県の魅力発信の推進〔総合政策局 公聴広報課〕
- ◇首都圏アンテナショップを拠点とした岡山の魅力発信〔県民生活部 中山間・地域振興課、産業労働部 労働雇用政策課・マーケティング推進室〕
- ◇県内外での県内企業と学生との交流会の開催〔県民生活部 中山間・地域振興課・人権・男女共同参画課〕
- ◇ロールモデルの活用による女性活躍の推進〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕〔再掲〕
- ◇都市圏における岡山にゆかりがある若い世代の交流会の開催〔子ども・福祉部 縁むすび応援室〕
- ◇インターンシップやSNSを活用した県内企業の魅力発信〔産業労働部 労働雇用政策課〕

第5章 計画の総合的な推進

男女が共に輝くおかやまづくり

性別にとらわれず、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方が尊重され、それぞれの能力や個性をあらゆる分野で十分発揮できる社会の実現

県民の役割

県民一人ひとりが、男女共同参画社会の意義を正しく理解し、その実現に向け、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場を通して、主体的、積極的に取り組むことが求められています。

性別による差別的な取扱いをやめたり、固定的な性別役割分担意識に基づく制度・慣行を改善するなど、身近なところから男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

ボランティア・NPOの役割

男女共同参画社会を実現するためには、さまざまな分野で活躍している、ボランティアやNPOの果たす役割が重要です。

男女共同参画の視点を持って自主的な取組を行い、男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

事業者・企業の役割

誰もがその個性と能力を十分に発揮して、いきいきと働くことができる男女共同参画社会を実現するためには、事業者・企業の果たす役割が重要です。

仕事と生活の調和の実現や、多様な視点を持つ人材の活用などにより、男女が共に参画できる環境を整備することは、それぞれの事業者・企業はもちろん、日本の社会・経済の活性化につながります。積極的に男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

県の役割

「第4次晴れの国おかやま生き生きプラン」のプログラムに「男女が共に輝くおかやまづくり」に向けた施策を盛り込み、全庁的な推進体制のもと「第6次おかやまウィズプラン」を着実に推進し、適切な進行管理を行います。

各種施策の実施にあたっては、男女共同参画を推進するための総合拠点施設であるウィズセンターを中心に、県民、ボランティア・NPO、事業者・企業や教育機関などさまざまな主体と連携・協働を強化し、総合的かつ効果的に推進します。

市町村の役割

男女共同参画社会を実現するためには、住民にとって最も身近な自治体である市町村の果たす役割は重要です。

市町村との情報共有や緊密な連携を図るとともに、市町村の男女共同参画の推進に向けた取組やDV対策などを積極的に支援し、地域に根差した取組を促進します。